

民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドライン

Ver 1.0（案）

令和 4 年 7 月

経済産業省 製造産業局 宇宙産業室

目 次

1. はじめに	1
1.1 本ガイドライン作成の背景・目的	1
1.2 本ガイドラインの対象範囲	6
1.3 本ガイドラインの構成及び想定読者	8
1.4 本ガイドラインの利用方法	9
2. 宇宙システムを取り巻くセキュリティに係る状況	10
2.1 インシデント事例.....	10
2.2 民間宇宙システムにおけるセキュリティリスクの考え方.....	12
3. 民間宇宙システムにおけるセキュリティ対策のポイント	27
3.1 共通的対策.....	31
3.1.1 組織的なセキュリティリスクマネジメント	31
3.1.2 クラウドセキュリティ対策.....	43
3.1.3 テレワークセキュリティ対策.....	46
3.1.4 内部犯行対策.....	51
3.1.5 外部へのインシデント報告.....	57
3.2 宇宙システム特有の対策.....	60
3.2.1 法令上求められる対策.....	60
3.2.2 衛星本体.....	65
3.2.3 衛星運用設備.....	76
3.2.4 衛星データ利用設備.....	82
3.2.5 開発・製造設備.....	84
4. 付録	88
4.1 用語の定義.....	88

4.2 略語集.....90
4.3 本ガイドライン作成について.....93

1. はじめに

1.1 本ガイドライン作成の背景・目的

(1) 背景 1：企業におけるサイバーセキュリティリスクの拡大

近年、AI、IoT、ビッグデータ等のデジタル技術の普及に伴い、「ビジネスに IT を活用する」域を超え、デジタル技術を前提として、顧客価値の実現に向け、ビジネスモデルや組織、業務、企業文化・風土等を抜本的に変革し、新たな成長・競争力強化につなげていく「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の潮流が、グローバルに巻き起こってきている。こうした中、企業は、競争力維持・強化のために、DX をスピーディーに進めていくことが求められている。

一方で、デジタル技術の活用・依存の進展に伴うサイバー空間とフィジカル空間の融合により、サイバー攻撃による被害がフィジカル空間に及ぼす影響が増大している。実際、電力システム、石油化学プラント、自動車工場、ビルシステム等の制御システム（OT）へのサイバー攻撃や、IoT 機器へのサイバー攻撃が既に数多く確認されている。また、サイバー攻撃の起点（侵入口）も拡大している。フィジカル空間における脆弱な IoT 機器を起点とするサイバー攻撃や、クラウドサービスへの攻撃、企業での利用が拡大しているオープンソースソフトウェア（OSS）を狙った攻撃、グループ会社、海外拠点、取引先を狙った攻撃など、サプライチェーン上の弱点を狙ったサイバー攻撃が数多く確認されている。こうしたサイバー攻撃の中には、国家の関与が疑われる事例のほか、金銭目的の組織・集団・個人による情報・知財窃取、身代金要求（ランサムウェア）、フィッシング、ビットコインマイニング等のサイバー犯罪も多く、中小企業を含むあらゆる企業がターゲットとなっている。

このように、デジタル技術の活用の進展に伴いサイバー攻撃の対象や起点は拡大しており、またその影響は、サイバー空間における、個人情報や営業秘密などの情報漏えい・知財窃取のリスクのみならず、フィジカル空間における、システムダウンによる事業停止のリスク、人命・安全に関わるリスク、資産の毀損により損害賠償が求められるリスク、レピュテーション（評判）リスクなどの様々な経営リスクと直結している。すなわち、経営層自らがサイバーセキュリティリスクを全社的な課題として捉え、リーダーシップを発揮して対策を実施する必要性が増している。経済産業省でも 2020 年 12 月に「最近のサイバー攻撃の状況を踏まえた経営者への注意喚起」を発出してサイバーセキュリティの取組の一層の強化を促している。¹

¹ 独立行政法人情報処理推進機構：『サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き 第 1.1 版』（2021 年 4 月）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426002/20210426002.html>

(2) 背景 2：宇宙システムにおけるサイバーセキュリティリスクの拡大

宇宙分野においても、1986年から2022年の間に、国内外で90件以上のセキュリティインシデントが発生している。また、米国航空宇宙局（NASA）では、2017年から2020年の4年間にフィッシング、マルウェア等のサイバー攻撃が6,000件以上検知されたとしている。²

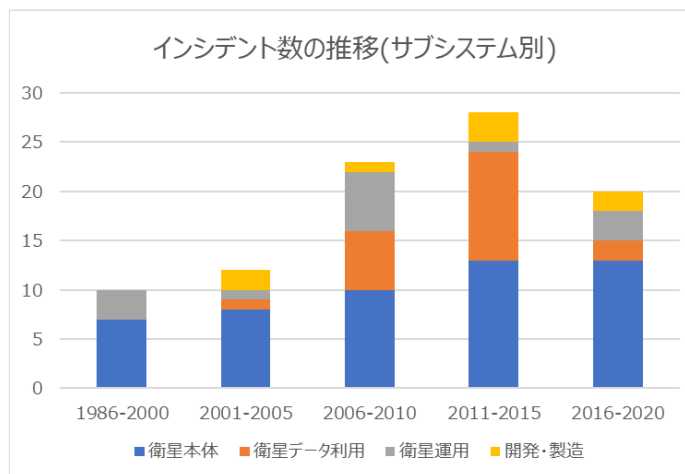


図 1-1 宇宙分野におけるインシデント件数³

宇宙システムのサイバーセキュリティの確保が重要かつ困難となってきた主要な要因としては、以下が挙げられる。

- 我が国の安全保障や経済社会における宇宙システムの役割の増大
- 宇宙システムの省人化・自動化・クラウド利用の増加等、デジタル技術の浸透
- 衛星間通信の増加、衛星と地上通信網（5G等）との接続等、ネットワークの複雑化
- 衛星のコンステレーション化等による、衛星数・地上局数・データ量の増大
- 宇宙システムに関する技術の民間開放・民生技術の取り込みに伴うステークホルダーの多様化・サプライチェーンの複雑化

² NASA Office of Inspector General/Office of Audits: 『NASA'S CYBERSECURITY READINESS』(2021年5月)

<https://oig.nasa.gov/docs/IG-21-019.pdf>

³ 各種公開情報に基づき作成

(3) 背景3：宇宙システムのサイバーセキュリティに関する主な海外動向

こうした中、米国等の海外では、宇宙システムのサイバーセキュリティ対策について、官及び民での議論や取組が活発化している。

表 1-1 米国等における宇宙システムのサイバーセキュリティ関連施策

年月	主体	関連施策等
1990.7	官	NSD-42 “National Policy for the Security of National Security Telecommunications and Information Systems” (国家安全保障電気通信及び情報システムのセキュリティに係る国家方針) を発行。
1990.7	官	NSD-42 に基づき、国家安全保障電気通信及び情報システムセキュリティ委員会 (NSTISSC) を設立。
2001.10	官	大統領令 13231 “Critical Infrastructure Protection in the Information Age” (情報時代における重要インフラの保護) において、NSTISSC を国家安全保障システム委員会 (CNSS) に指定。CNSS は国防総省 (DoD)、中央情報局 (CIA)、国防情報局 (DIA)、司法省 (DOJ)、連邦捜査局 (FBI)、国家安全保障局 (NSA)、国家安全保障会議 (NSC) 等から構成される。
2005.6	官	国防総省が DoDI 8581.01 “Information Assurance (IA) Policy for Space Systems Used by the Department of Defense” (国防総省が使用する宇宙システムにおける情報保証方針) を発行。(2010.6 改訂)
2007.3	官	NSD-42 を受け、CNSS が CNSSP 12 “National Information Assurance Policy for Space Systems Used to Support National Security Missions” (安全保障任務に用いられる宇宙システムのための国家情報保証方針) を発行。(2012.1 改訂、2018.2 改訂)
2009.2	官	NSD-42 を受け、CNSS が CNSSP 22 “Information Assurance Risk Management Policy for National Security Systems” (国家安全保障システムのための情報保証リスク管理) を発行。(2012.1.改訂、2016.8.サイバーセキュリティリスク管理方針に改訂)
2012.3	官	NSD-42 を受け、CNSS が CNSSD 505 “Supply Chain Risk Management (SCRM)” (サプライチェーンリスク管理) を発行。(2017.7.26 改訂)
2017.1	民	エアロスペースコーポレーションが “NAVIGATING THE POLICY COMPLIANCE ROADMAP FOR SMALL SATELLITE” で衛星所有者の DoDI 8581.01 及び CNSSP 12 への対応について解説。
2018.8	民	米国航空宇宙学会 (AIAA) 小型衛星カンファレンスで “No Encryption, No Fly” のルールが提案される。
2019.4	官民	宇宙情報共有分析センター (Space ISAC) の設立。(NASA、米国宇宙軍、国家偵察局が立ち上げ。)
2019.4	民	Orbital Security Alliance (OSA) が “Big Risk in Small Satellites” を発表。
2020.2	官	大統領令 13905 “Strengthening National Resilience Through Responsible Use of Positioning, Navigation, and Timing Services” (測位・航法・時刻 サービスの責任ある使用による国家のレジリエンスの強化) 発行。PNT サービスに関連したセキュリティプロファイルに関する文書 (NISTIR 8323) を 2021.2 に発行。
2020.5	官	UKSA (英宇宙局) が宇宙資産所有者、宇宙業界製品サプライヤー向けに “Cyber Security Toolkit ver2” を発行。
2020.5	民	OSA が民主導による “Commercial Space System Security Guidelines” (商用宇宙システムセキュリティガイドライン) を発行。

年月	主体	関連施策等
2020.9	官	大統領令 SPD-5 “Cybersecurity Principles for Space Systems”（宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ原則）（宇宙システムは悪意のあるサイバー活動による攻撃を考慮して設計・開発されるべきこと、地上システム・運用技術・情報処理システムの保護等が盛り込まれた）を発行。
2021.5	官	重要インフラ 16 セクターに宇宙システムを追加の要否の検討のための審理プロセスとして、国土安全保障省（DHS）が WG を設立。
2022.2	官	NIST が商用衛星運用のためのセキュリティ入門書である NISTIR 8270 (2nd Draft) “Introduction to Cybersecurity for Commercial Satellite Operations” を作成。
2022.4	官	NIST が衛星地上セグメントのためのセキュリティプロファイルに関する文書である NISTIR 8401 (Draft) “Satellite Ground Segment: Applying the Cybersecurity Framework to Assure Satellite Command and Control” を作成。

（４）本ガイドライン作成の目的

このように、企業における宇宙システムのサイバーセキュリティリスクが拡大し、海外でも議論や取組が活発化する中、宇宙基本計画工程表（令和 2 年 12 月 15 日閣議決定）では、宇宙システム全体の機能保証強化の一環として、宇宙システムのサイバーセキュリティ対策のための民間企業向けガイドラインを開発することとされた。

我が国の国民生活や安全保障上の重要な宇宙システムの中には、民間が主たる担い手となっているものも多く存在するため、本ガイドラインでは、前述の環境変化や海外動向も踏まえつつ、民間宇宙事業者のビジネスを振興する観点から、

- 宇宙システムに係るセキュリティ上のリスク
- 宇宙システムに関わる各ステークホルダーが検討すべき基本的セキュリティ対策
- 対策の検討に当たり参考になる参考文献、活用可能な既存施策 等

について分かりやすく整理して示し、民間事業者における自主的な対策を促すことを目的としている。

（５）本ガイドラインの開発・更新のプロセス

本ガイドラインは、以下のプロセスで開発を行った。

- 産業サイバーセキュリティ研究会 WG1（制度・技術・標準化）の下に設置をした宇宙産業サブワーキンググループ（SWG）において検討。
- 宇宙産業 SWG には、実務者から構成される作業部会を設置し、技術的な論点については作業部会において検討。
- 検討に当たっては、以下を基本的なフレームワークとして活用。
 - ✓ 『サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）Ver1.0』（2019年4月 経済産業省サイバーセキュリティ課）

- ✓ 『制御システムのセキュリティリスク分析ガイド 第2版』(2020年3月 情報処理推進機構)
- JAXA、他産業、海外の取組みとの調和を念頭に置きつつ開発。

本ガイドラインは、国内外の最新の知見を取り入れ、1年に1回程度の見直しを図っていくこととする。また、本ガイドラインで引用している参考文献については最新版を確認すること。

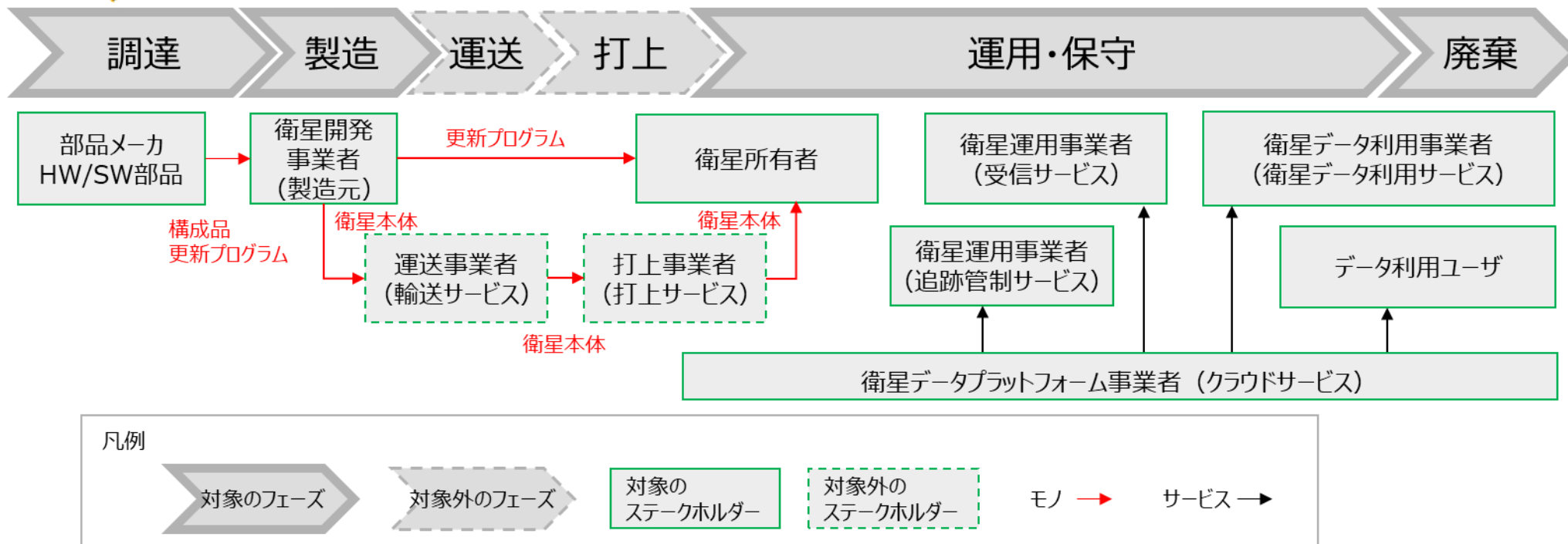


図 1-3 衛星のライフサイクルとステークホルダーの関係の概観

本ガイドラインでは、新規参入が活発な超小型観測衛星に係る事業者及びそのサプライチェーンを分析対象として設定し、民間宇宙システムの標準的なモデル、リスクシナリオ、対策を整理したが、気象衛星、通信衛星、放送衛星等の他の衛星システムのセキュリティ対策の検討に当たっても本ガイドラインを活用することは可能である。なお、本ガイドラインの対象範囲は、随時更新することとする。

1.3 本ガイドラインの構成及び想定読者

本ガイドラインの構成及び想定読者を表 1-2 に示す。本ガイドラインの各項目のうち、各想定読者に対応する部分を★で示している。

なお、各事業者の経営層は、特に「1. はじめに」及び「2. 宇宙システムを取り巻くセキュリティに係る状況」について参照することが望まれる。

表 1-2 本ガイドラインの構成及び想定読者

	衛星所有者	衛星運用事業者*	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
1. はじめに					
1.1 本ガイドライン作成の背景・目的					
1.2 本ガイドラインの対象範囲	★	★	★	★	★
1.3 本ガイドラインの構成及び想定読者					
1.4 本ガイドラインの活用方法					
2. 宇宙システムを取り巻くセキュリティに係る状況					
2.1 インシデント事例	★	★	★	★	★
2.2 民間宇宙システムにおけるセキュリティリスクの考え方					
3. 民間宇宙システムにおけるセキュリティ対策のポイント					
3.1 共通の対策	★	★	★	★	★
3.2 宇宙システム特有の対策					
3.2.1 法令上求められる対策	★	★	★	★	★
3.2.2 衛星本体	★	★			★
3.2.3 衛星運用設備		★	★		★
3.2.4 衛星データ利用設備		★	★	★	
3.2.5 開発・製造設備		★			★

*：追跡管制局サービス又は受信局サービスを提供する地上局サービス事業者を含む。

「2. 宇宙システムを取り巻くセキュリティに係る状況」では、宇宙システムを取り巻く過去のインシデント事例や、宇宙システムにおいて想定される主なセキュリティリスクについて整理する。

「3. 民間宇宙システムにおけるセキュリティ対策のポイント」では、3. 1 節で一般的な共通の対策、3. 2 節では宇宙システム特有の対策として各サブシステム（衛星本体、衛星運用設備、衛星データ利用設備、開発・製造設備）に求められるセキュリティ対策のポイントを整理する。

1.4 本ガイドラインの利用方法

本ガイドラインは以下のような利用を想定している。

- 宇宙産業に関わる事業者において、自社のサイバーセキュリティ対策の参考として利用する。
- 政府・自治体・企業等が宇宙システムを調達する際に、基本的なサイバーセキュリティ対策を満たす事業者であるかどうかの確認等に利用する。

検討対象となる宇宙システムや事業者のビジネス環境は様々であることから、対策の検討に当たっては、対象システムの特性・重要度、リスク評価結果、事業者のビジネス環境等を踏まえ、本ガイドラインに記載している対策事項をテーラリングすることが可能である。また、複数のステークホルダーで共通的に対策を検討する場合には、当該ステークホルダー間で対策のテーラリングについて検討し、合意・承認することが必要である。

2. 宇宙システムを取り巻くセキュリティに係る状況

2.1 インシデント事例

(1) 宇宙システムにおけるインシデント事例

宇宙分野では 1986～2022 年に国内外で 90 件以上のセキュリティインシデントが発生している。以下に事例の一部を示す。

表 2-1 宇宙システムにおけるセキュリティインシデント事例（一部抜粋）⁴

年	対象	影響	概要
2008	NASA Terra 衛星	衛星が制御不能に	NASA の地球観測衛星 Terra に対して干渉があり、数分間制御不能に。2008 年の 6 月と 10 月に 2 回発生。米議会への報告書では商用の地上局が侵入口であった可能性が示された。（ノルウェーの KSAT 社はこれを否定）
2014	NOAA 気象観測 NW	衛星データが閲覧不能に	海洋大気庁（NOAA）の気象観測衛星ネットワークがインターネット経由でサイバー攻撃を受けた。
2015	イリジウム 通信衛星	通信内容が見られる状態に	イリジウム通信衛星のページャ通信データが暗号化されていないという脆弱性が指摘された。国際会議 Chaos Communication Camp 2015 では実際に、市販（計€50 程度）のアンテナ等でイリジウム通信衛星のページャ通信データを解析・解読し、クリアテキスト情報（平文）に変換する操作のプレゼンがあった。
2018	NASA ジェット推進研究所 (JPL)	ミッションデータの漏えい	職員が無許可設置した Raspberry Pi を侵入口として JPL のネットワークに不正侵入し、複数システム間を横移動。およそ 10 か月に渡って内部活動があり、合計 23 ファイル、500MB の情報が抜き取られた。
2020	静止軌道上の 18 機の通信衛星	インターネット通信の盗聴	国際会議 BlackHat で、静止軌道上の通信用衛星 18 機からの電波を市販（計\$300 程度）のアンテナ等で受信し、通信データを分析したところ、18 機すべてで暗号がかけられずに通信が行われ、機密情報が見られる状態になっていたとのプレゼンがあった。危険物に関する情報、風力発電所の管理者権限情報、機微な個人情報（パスポート番号やクレジットカードデータ等）等が見られる状態になっていた。
2022	Viasat 社 通信衛星 KA-SAT	衛星ブロードバンドへの接続が不能に	Viasat 社の通信衛星「KA-SAT」サービスに利用する数万の通信モデムが標的型 DoS 攻撃を受け、当該サービスを利用するウクライナや欧州の組織からの衛星ブロードバンドへの接続が一時的に不能となった。この攻撃により、ウクライナ軍の指揮系統に対して混乱を巻き起こしたほか、ドイツでは、当該モデムを使用する複数の風力タービンが影響を受け、複数の発電事業者が管理する 7,800 基を超える風力タービンのリモート制御が不能となった。

⁴ 各種公開情報に基づき作成

(2) 宇宙システムに関連する重要インシデント事例

宇宙分野以外のセキュリティインシデントの中には、宇宙分野にも参考になるものがある。以下に宇宙システムに関連しうる事例を示す。

表 2-2 宇宙システムに関連しうるインシデント事例⁵

年	対象	影響	概要
2019	リアルタイム OS VxWorks	不正アクセス等の可能性	医療、自動車、航空機、防衛等幅広い産業において 20 億個以上のデバイスで採用される WindRiver 社の VxWorks に 11 個の脆弱性があることが発表された。このうち 6 個は致命的な脆弱性とされているが、パッチを当てることが困難な機器も多いとされている。
2020	天然ガス圧縮施設	天然ガス圧縮施設の停止	米国の天然ガス圧縮施設がランサムウェアを使ったサイバー攻撃を受け、2 日間の操業停止に追い込まれた。
2020	NASA を含む最大約 18,000 組織	情報漏えい等	SolarWinds 社は、ネットワーク監視ソフトウェア Orion Platform に正規のアップデートを通じてマルウェアが仕込まれたことを発表。初期段階のマルウェアは、セキュリティサービスの検知を回避しつつ被害組織の情報を C&C サーバーへ送信。攻撃者が関心のある標的に対しては第 2 段階のマルウェアが投入された。
2020	Qualcomm 社 Snapdragon	情報漏えい等の可能性	スマートフォンで使用されているシステムオンチップ (SoC) である Qualcomm 社の Snapdragon に 400 個超の脆弱性が発見された。 (なお、NASA の初期小型衛星でも同 SoC を利用していたケースあり)
2021	Microsoft Exchange Server	バックドア設置等	Microsoft 社は Microsoft Exchange Server の 4 つの重大なゼロデイ脆弱性を悪用した不正アクセス事案の発生を公表。本事案が判明した時点で、全世界で数十万にのぼる組織が攻撃を受けたとされている。

⁵ 各種公開情報に基づき作成

2.2 民間宇宙システムにおけるセキュリティリスクの考え方

(1) 全体像の把握のためのフレームワークについて

上述のとおり、宇宙システムでは様々なセキュリティインシデントが発生しており、宇宙システムに係るセキュリティリスクや対策の全体像を把握するのは容易ではない。このため、『サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）Ver1.0』（2019年2月 経済産業省サイバーセキュリティ課）を活用し、民間宇宙システムにおけるセキュリティリスクや対策の考え方の整理に努める。

CPSF は、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する「Society5.0」という新たな産業社会におけるサプライチェーン全体のセキュリティ確保を目的としており、大きな特徴として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）のように1組織を対象にしたフレームワークとは異なり、関連企業、取引先等を含めたサプライチェーン全体としてセキュリティ対策に取り組むマルチステークホルダーによるアプローチをとっていることが挙げられる。宇宙システムも、衛星開発事業者、衛星運用事業者、地上局運用事業者、衛星データプラットフォーム等の様々なステークホルダーがサプライチェーンを構成していることから、CPSF のアプローチが有効であると考えられる。

CPSF では、図 2-1 のように、産業社会を3つの層で捉え、各層におけるリスク源や対策要件等を整理している。

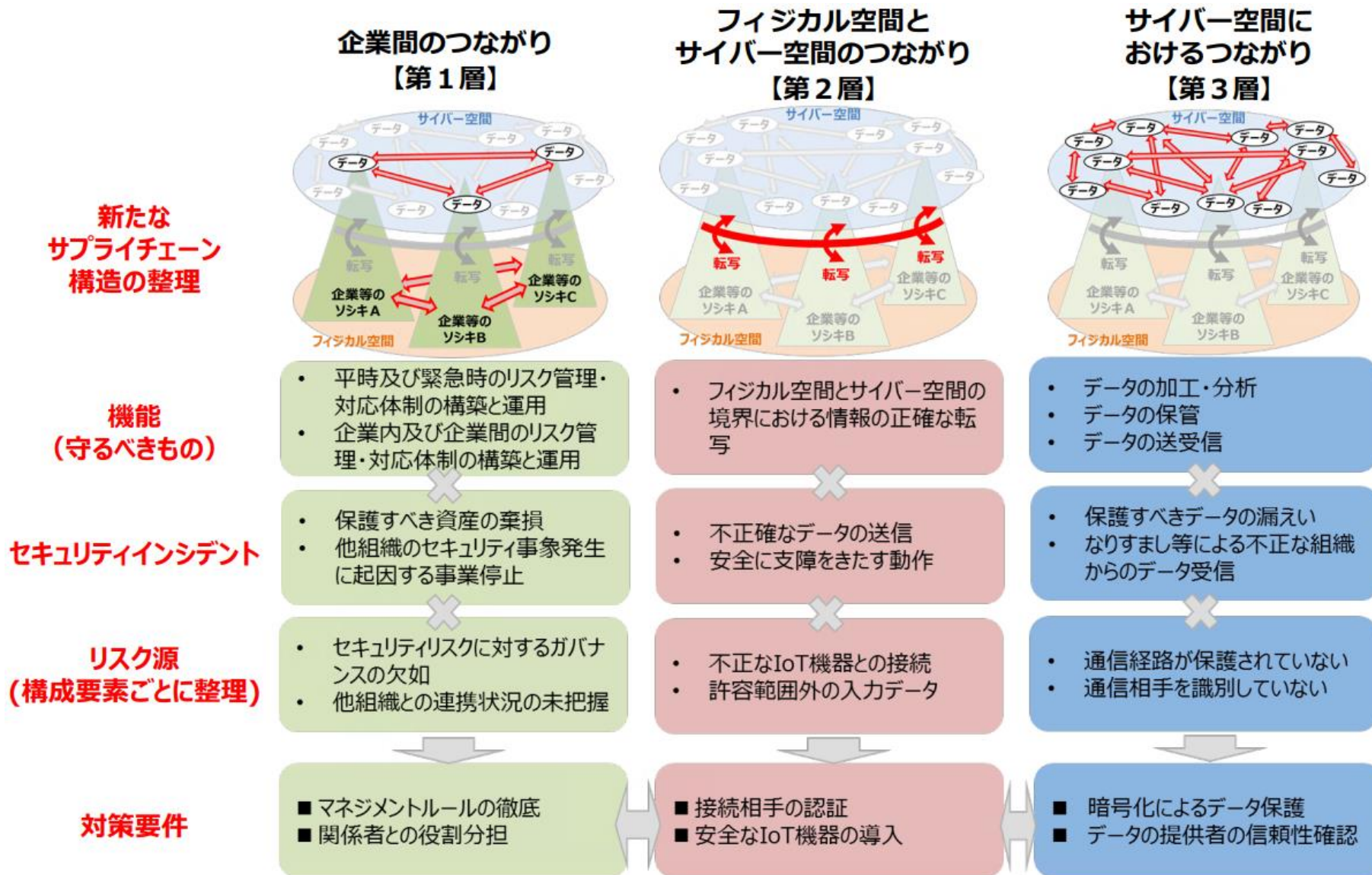


図 2-1 CPSF の全体概要

宇宙システムについてもこの3層モデルを活用することで、セキュリティリスクや対策の全体像を洗い出すことが可能であると考えられる。

(3) セキュリティリスクマネジメントの流れ

CPSF ではセキュリティリスクマネジメントの流れとして図 2-3 を提示している。

前項では Step 1 の分析対象の明確化を行った。

次項以降では Step 2～3 に対応する分析として「重大な事業被害を及ぼし得るリスクシナリオ」を複数検討し、これらに対応できるような形で、Step 4 のリスク対応の考え方を整理する。

なお、Step1～4 の実務的作業レベルでの手順としては、IPA『制御システムのセキュリティリスク分析ガイド第 2 版』（2020 年 3 月）⁶がある。各社において個別かつ詳細なリスク分析を行う際には、本ガイドの活用を勧める。

Step 1 分析対象の明確化

- 分析範囲の決定と資産の明確化
- システム構成の明確化
- データフローの明確化

Step 2 想定されるセキュリティインシデント及び事業被害レベルの設定

- 事業被害レベルの定義
- 想定されるセキュリティインシデントの具体化および事業被害レベルの割り当て

Step 3 リスク分析の実施 ※ここでは一例として事業被害ベースの手法を想定

- 自組織に対する攻撃シナリオの検討
- 事業被害レベルの評価
- 脅威の特定および評価
- 対策/脆弱性の特定および評価 等

Step 4 リスク対応の実施

- 改善箇所の抽出、選定
- リスクの低減
- リスク低減効果の把握 等

図 2-3 CPSF で示されるセキュリティリスクマネジメントの流れ

⁶ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『制御システムのセキュリティリスク分析ガイド第 2 版』（2020 年 3 月）
<https://www.ipa.go.jp/files/000080712.pdf>

コラム：Consequence-Driven Cyber-informed Engineering (CCE) について

米国のエネルギー省（DOE）配下のアイダホ国立研究所（INL）において開発された制御システムのセキュリティリスクマネジメントの手法である。

Consequence-Driven Cyber-informed Engineering（CCE）は、電力設備やプラント等の重要インフラシステムの開発・システム更新時に制御システムのエンジニアが活用することを想定して開発された手法。

CCE は大きく 4 つの検討ステップに分かれている。

- ステップ 1 では、対象のシステムにおいて「発生してほしくない事象」を洗い出し、対応の優先順位をつける。ここでは、サイバーセキュリティのことは考えず、単に発生してほしくない事象を検討する。宇宙システムであれば、「衛星の停止」、「機微な衛星データの漏えい」等が挙げられる。
- ステップ 2 では、それらの事象を引き起こす関連システムやサブシステムを洗い出す。
- ステップ 3 では、ステップ 1 の事象をステップ 2 のシステムを用いて発生させるには、どのようなサイバー攻撃が考えられるかを検討する。
- ステップ 4 では、ステップ 3 のサイバー攻撃に対応するセキュリティ対策を検討する。

このステップ 1～3 は、前項の CPSF の Step 2～3 の分析に相当する。

CCE の利点としては、途中のステップに「リスク値」のような確率を示す検討がなく、「発生してほしくない事象」と「セキュリティ対策」の紐づけがわかりやすいことが挙げられる。発生してほしくない事象とセキュリティ対策の紐づけがわかりやすいことは、様々な関係者が読むことを想定しているガイドラインの開発には適していると考えられる。

このため、次項以降では、CCE のステップ 1～3 に対応する「重大な事業被害を及ぼし得るリスクシナリオ」を複数検討し、その後、これらに対応するような対策を検討することとする。

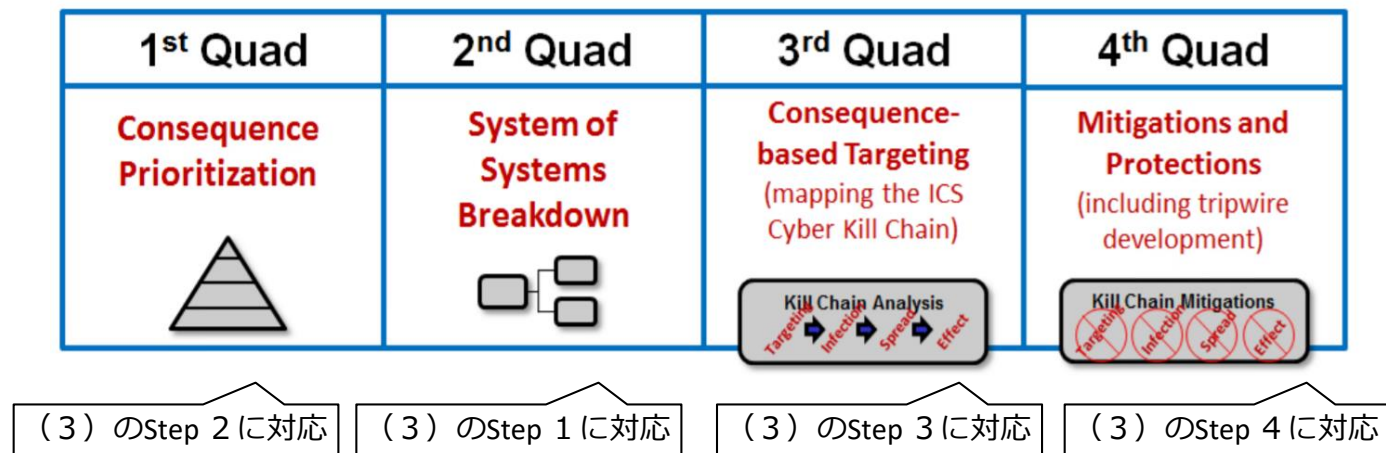


図 2-4 CCE の 4 つの検討ステップ

(5) 想定されるリスクシナリオの例

以下、重大な事業被害を及ぼし得るリスクシナリオの例を7つ示す。

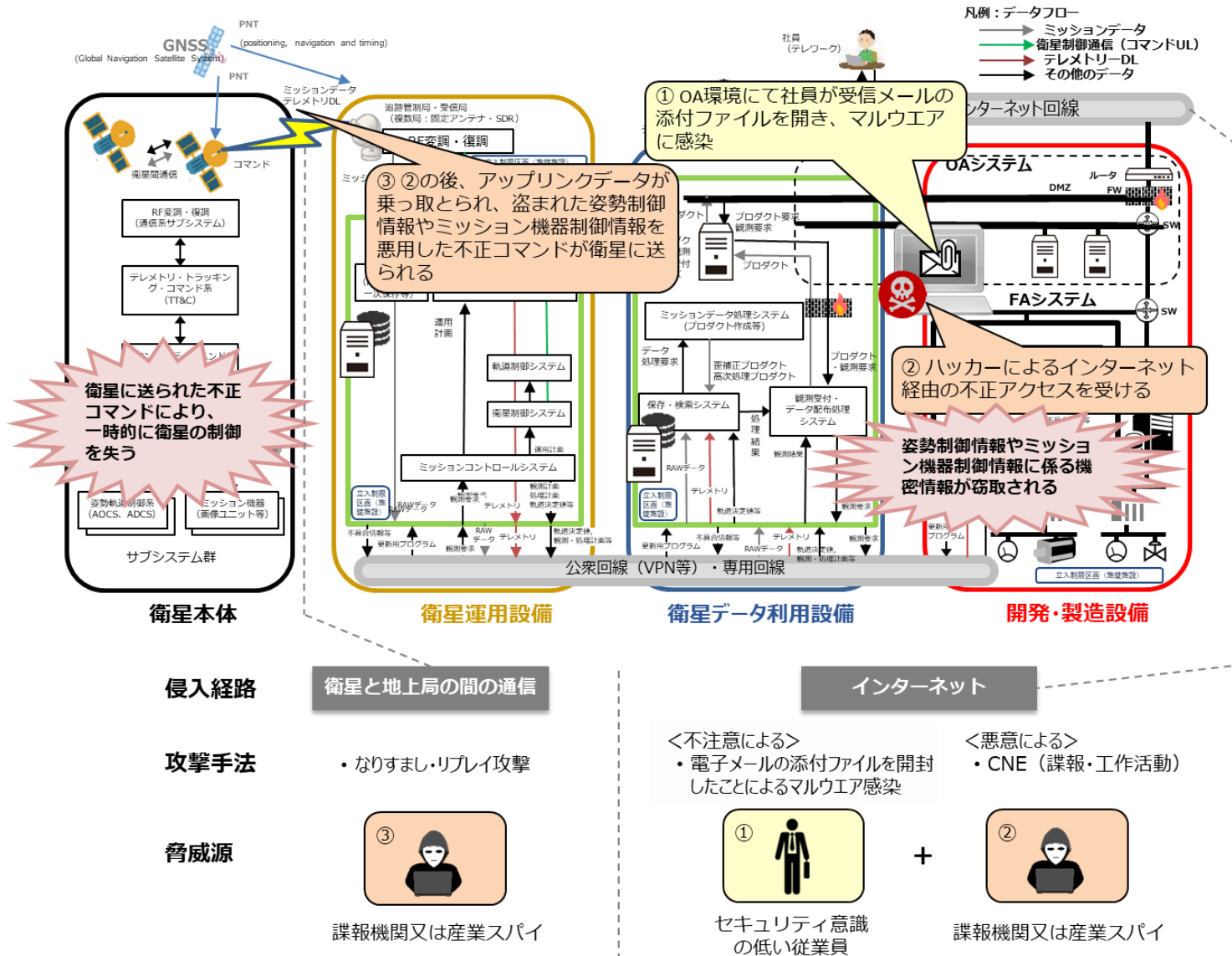
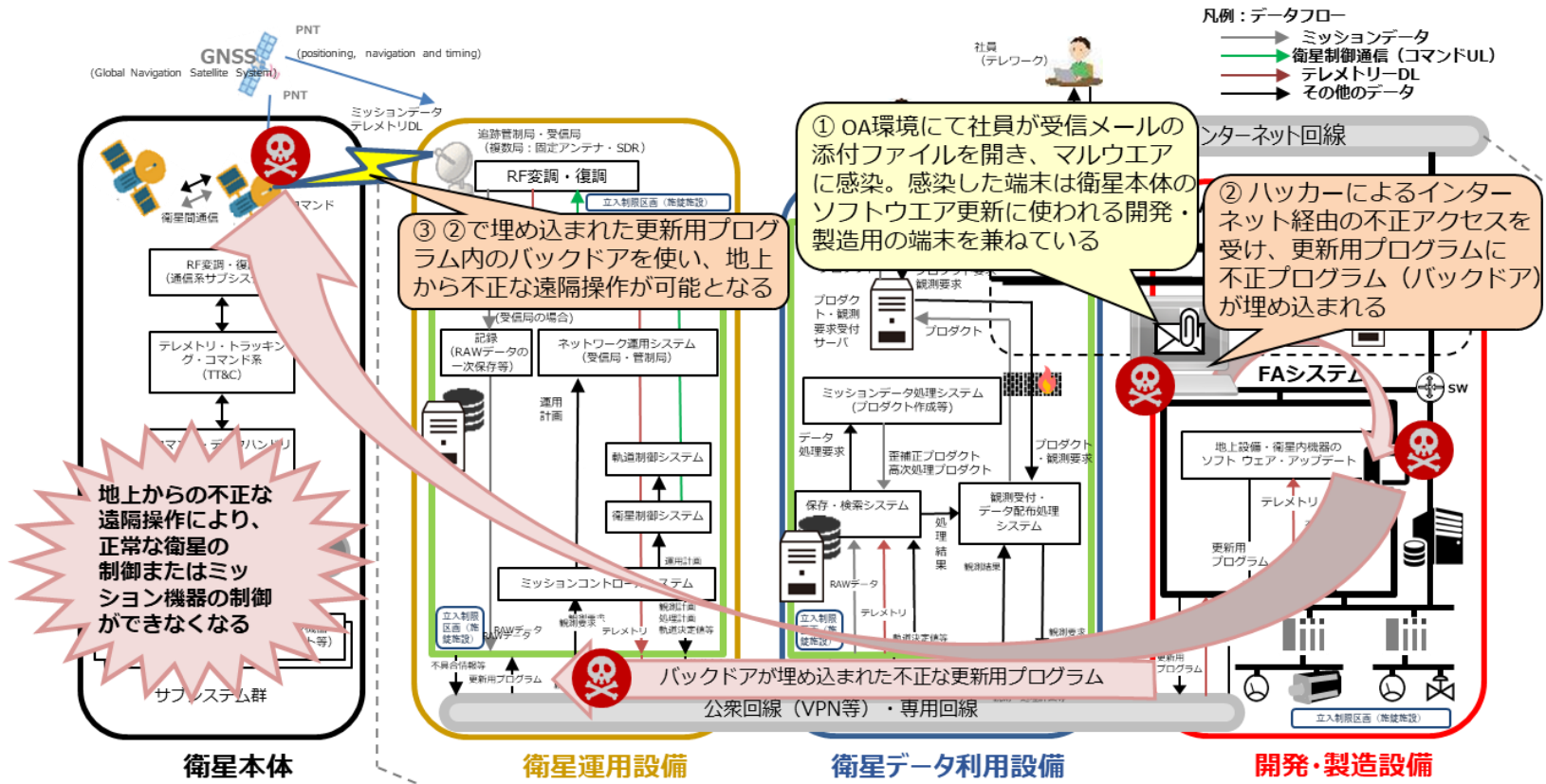


図 2-6 リスクシナリオ例1：標的型メール攻撃による衛星軌道制御の喪失






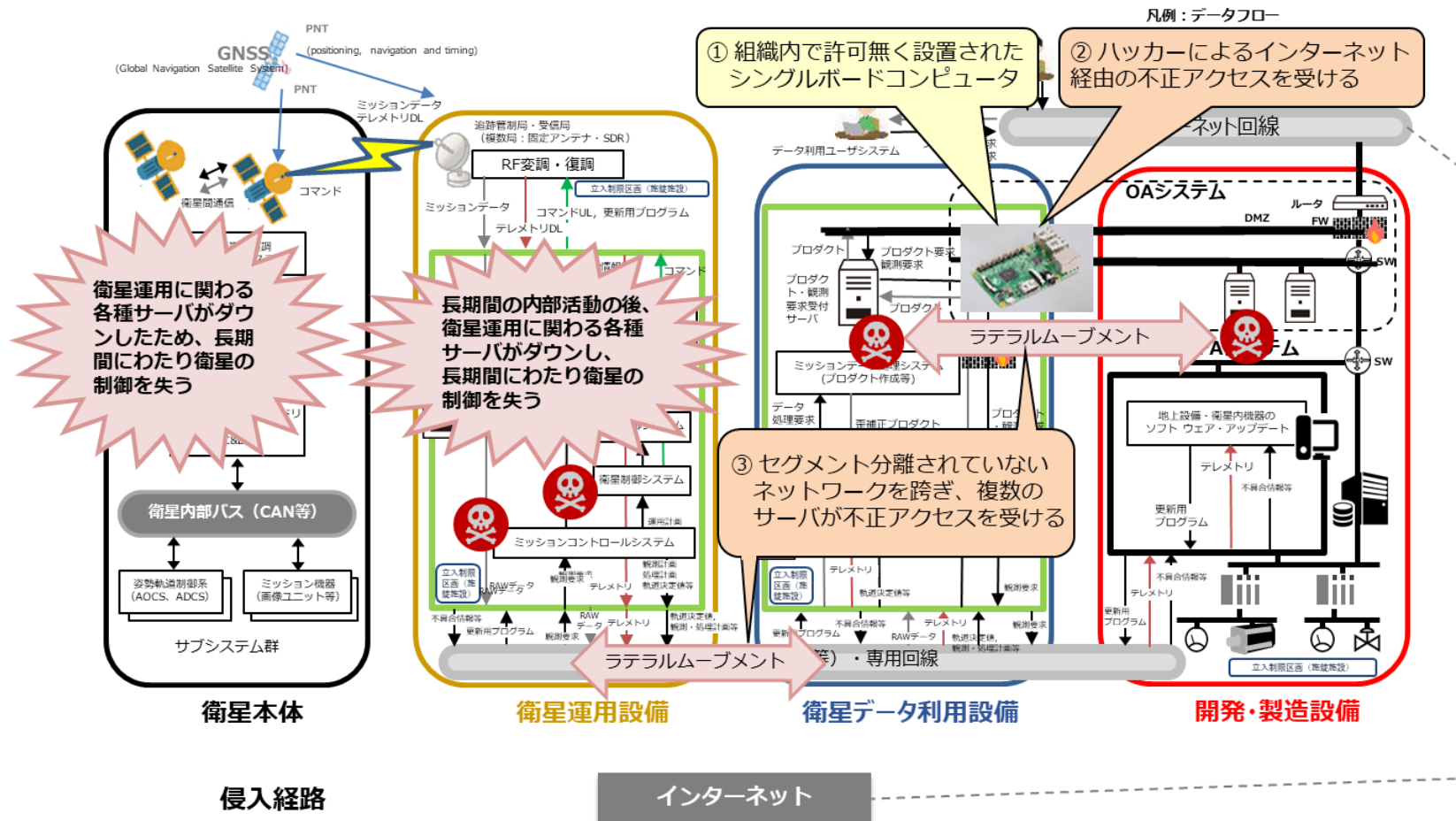
侵入経路	衛星と地上局の間の通信	インターネット
攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> 地上からの不正な遠隔操作 	<ul style="list-style-type: none"> <不注意による> <ul style="list-style-type: none"> 電子メールの添付ファイルを開封したことによるマルウェア感染 <悪意による> <ul style="list-style-type: none"> CNE（諜報・工作活動） バックドアプログラムの製作
脅威源	 諜報機関又は産業スパイ	 +  セキュリティ意識の低い従業員 諜報機関又は産業スパイ

図 2-7 リスクシナリオ例 2：開発製造用端末のマルウェア感染による衛星・ミッション機器制御の喪失



侵入経路

インターネット

攻撃手法

<不作為による>
 ・未許可端末の接続に伴う不正侵入

<悪意による>
 ・CNE (諜報・工作活動)

脅威源



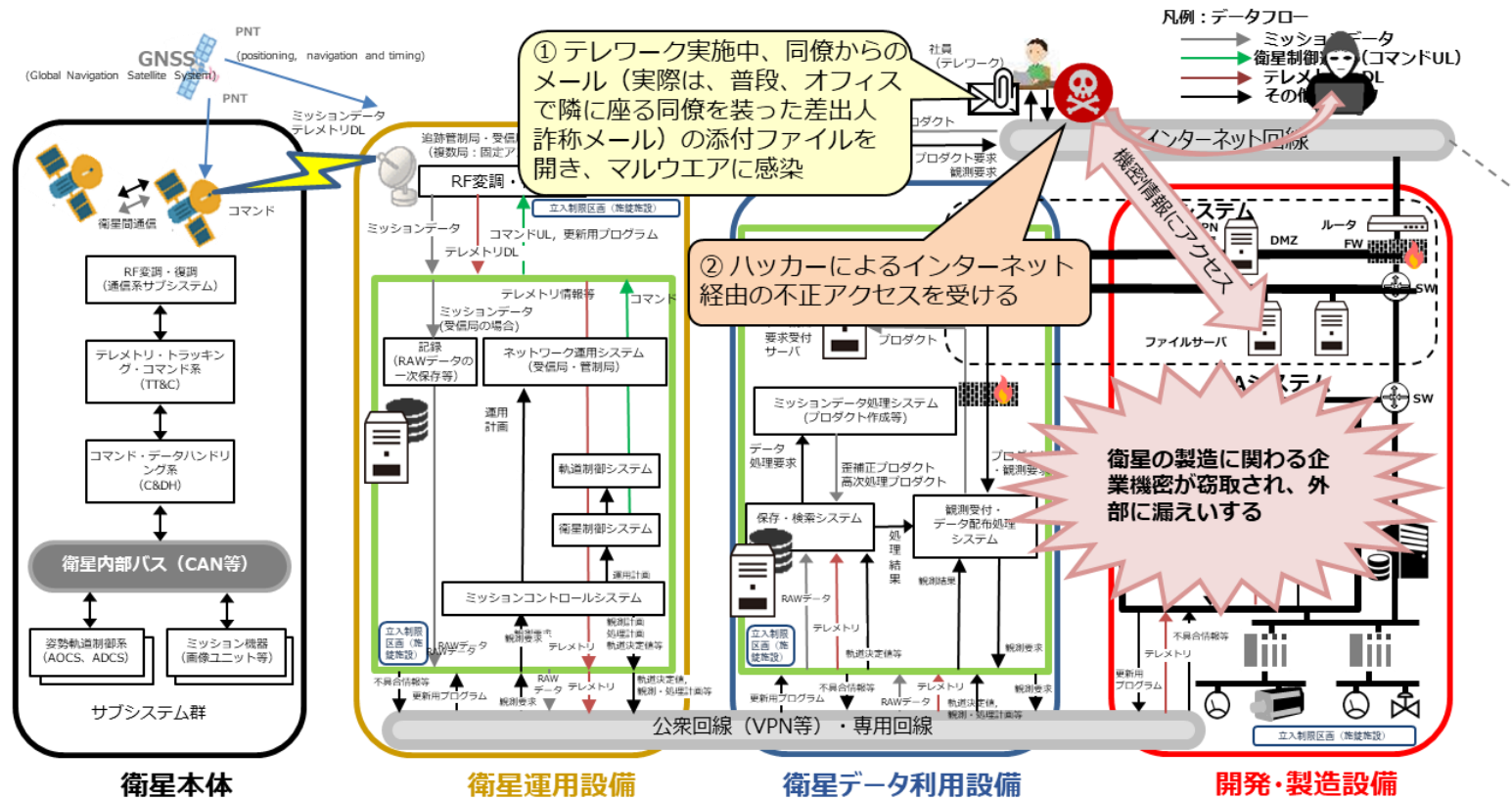
①
 セキュリティ意識の低い従業員

+



② ③
 諜報機関又は産業スパイ

図 2-8 リスクシナリオ例 3: 衛星データ利用設備へのサイバー攻撃による衛星制御の喪失



侵入経路

インターネット

攻撃手法

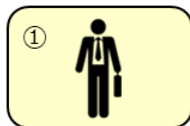
<不注意による>

- ・電子メールの添付ファイルを開封したことによるマルウェア感染

<悪意による>

- ・CNE（諜報・工作活動）

脅威源



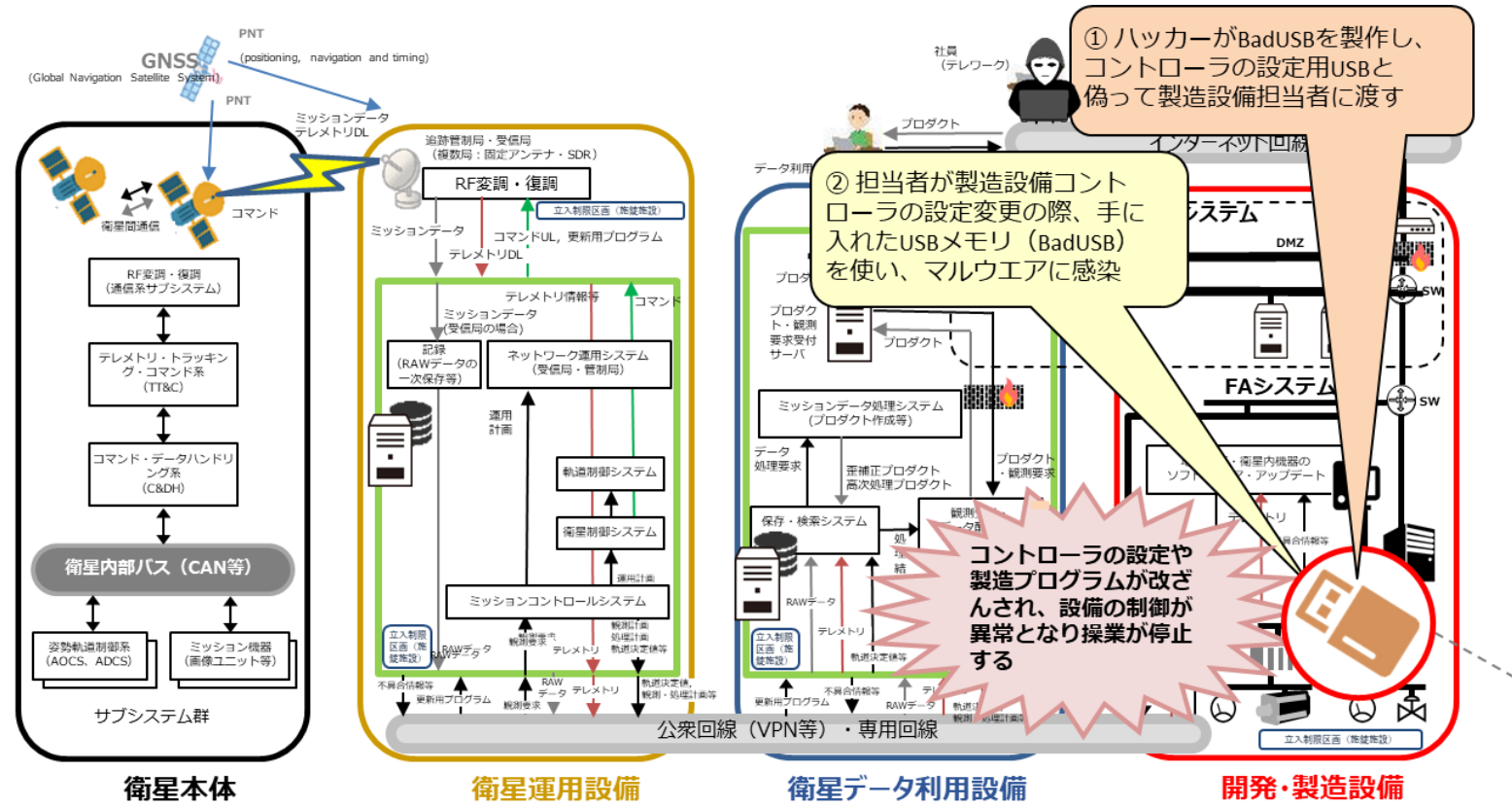
+



セキュリティ意識の低い従業員

諜報機関又は産業スパイ

図 2-10 リスクシナリオ例5：テレワーク環境下でのメール攻撃による企業機密の漏えい



侵入経路

攻撃手法

脅威源

クローズド環境における外部記録媒体

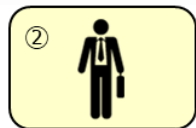
<不作為による>

- ・運用上定められたUSBメモリ以外の私物USBメモリを使ったことによるマルウェア感染

<悪意による>

- ・BadUSB※の製作、運搬

※USB機器のファームウェアに不正プログラムを仕込むために作られたUSBデバイス



セキュリティ意識の低い従業員

+



諜報機関又は産業スパイ

図 2-11 リスクシナリオ例 6：無許可 USB メモリの利用による操作停止

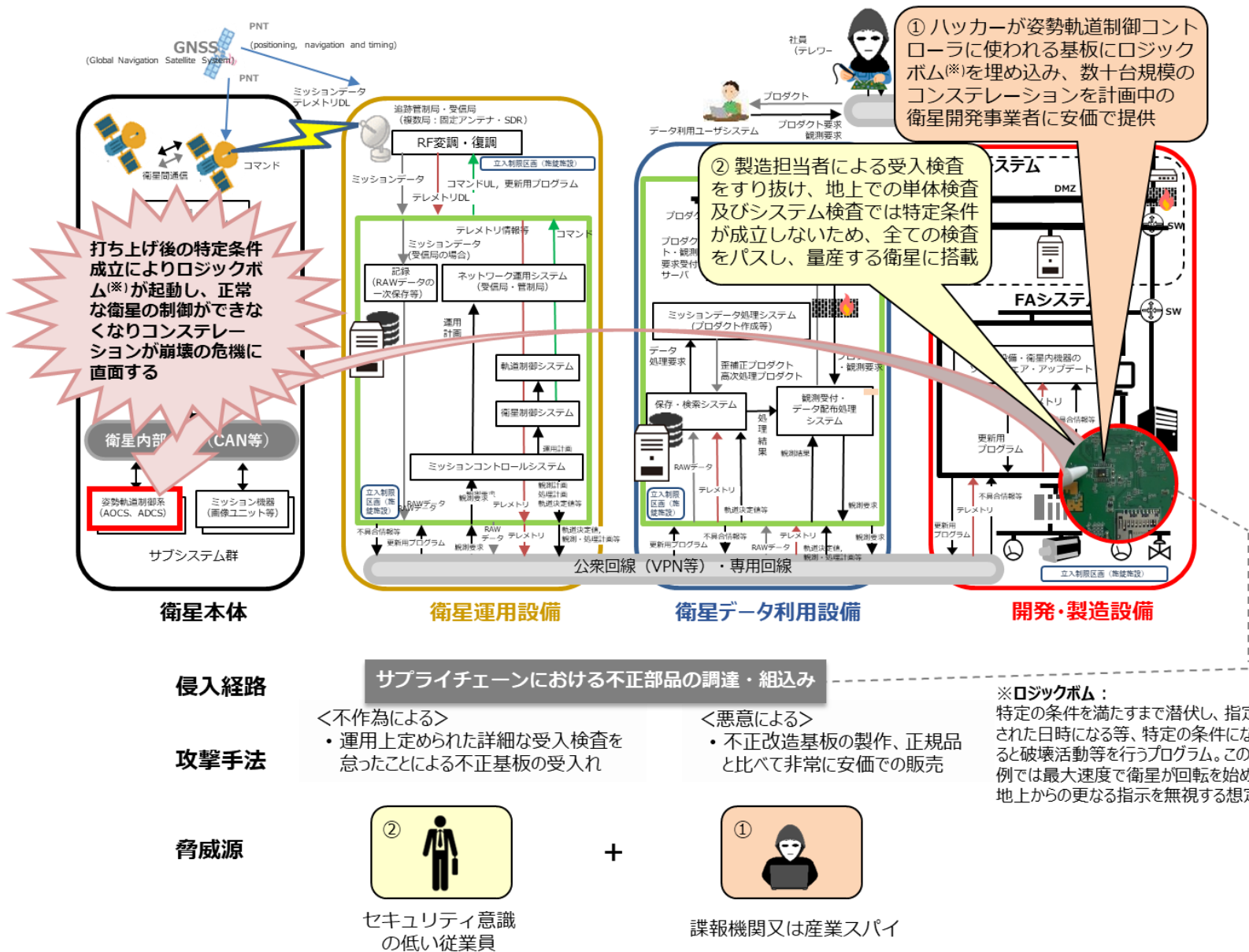
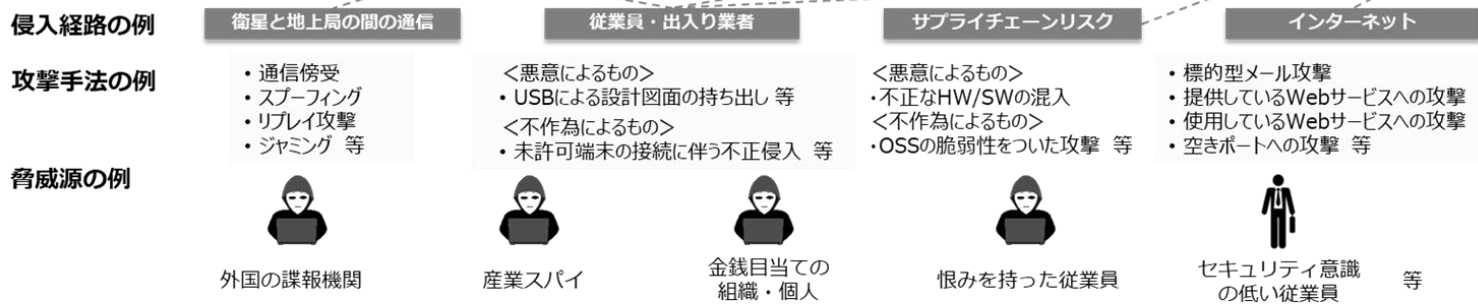
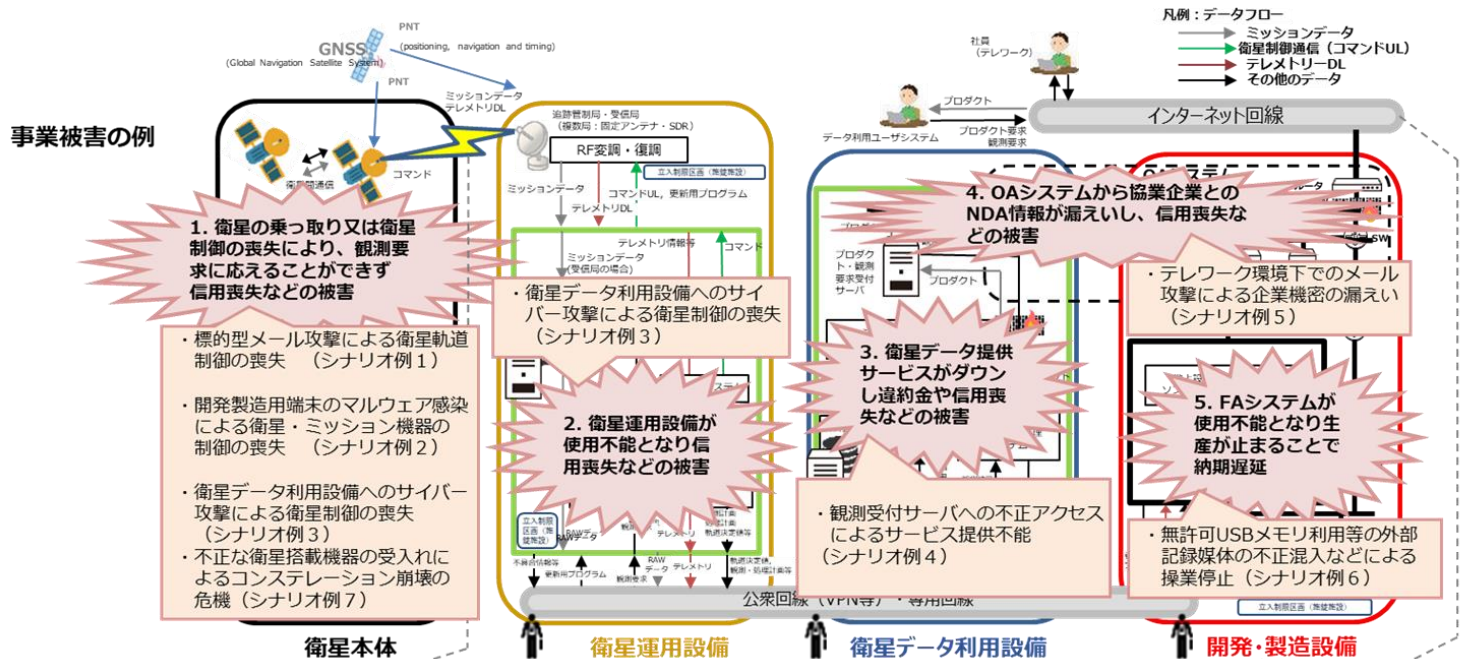


図 2-12 リスクシナリオ例 7：不正な衛星搭載機器の受入れによるコンステレーション崩壊の危機

上記のリスクシナリオの例をまとめると以下のとおりである。



No.	衛星所有者	衛星運用事業者	地上局サービス事業者	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
	衛星本体	衛星運用設備		衛星データ利用設備 (OAシステム)		開発・製造設備 (OAシステム)
1	★	★	★	★	★	★
2	★	★	★	★	★	★
3	-	-	-	★	★	-
4	-	-	-	-	-	★
5	-	-	-	-	-	★

凡例 ★：上記 1～5 の被害が連鎖して影響を受ける事業者

図 2-13 各ステークホルダーにおける重大な事業被害・攻撃手法等の例

(6) サブシステムごとの主な対策

上記のリスクシナリオを踏まえ、サブシステムごとに求められる主な対策を以下のとおり整理した。

組織マネジメント等は、3. 1にまとめることとする。(CPSFの第1層に対応)

また、サブシステムごとの技術的対策については、3. 2にまとめることとする。(CPSFの第2層・第3層に対応)

表 2-3 想定されるリスクシナリオを踏まえて求められるサブシステムごとの主な対策

No.	大きな事業被害をもたらす リスクシナリオの例	主な対策				
		衛星本体	衛星運用設備	衛星データ利用設備	OAシステム	開発・製造設備
例 1	OA環境の社員端末が標的型メール攻撃を受けてマルウェアに感染。インターネット経由のリモートアクセスにより姿勢制御やミッション機器制御に係る機密情報が窃取される。その後、衛星本体のアップリンクデータが乗っ取られ、窃取情報を使った不正コマンドが衛星に送られ、一時的に衛星の軌道制御を喪失する。	RF通信における送受信データの完全性・暗号化	RF通信における送受信データの完全性・暗号化	-	従業員に対するサイバーセキュリティの教育・演習の実施	-
例 2	衛星本体のソフトウェア更新に使われる開発・製造用の端末(OAと兼用)がマルウェア感染したため、更新プログラムに不正プログラム(バックドア)が埋め込まれ、地上からの遠隔操作により、正常な衛星の制御またはミッション機器の制御ができなくなる。	更新プログラム等の事前検証・脆弱性対策※ (※ 打上げ後のため、実際には開発・製造設備にて実施)	-	-	従業員に対するサイバーセキュリティの教育・演習の実施	・情報システムと制御システムの分離
例 3	衛星データ利用設備に設置された無許可端末がインターネット経由でサイバー攻撃を受け、設備内部へのインターネット側からの攻撃の起点となった結果、衛星運用を行う地上のインフラシステムを含めた各種サーバがダウンし、長期間にわたり衛星の制御を失う。	複数の通信経路等確保	設備の脆弱性対策	設備の脆弱性対策	・シャドールーティンを利用させない対策 ・情報システムのIT資産管理・構成管理・パッチ管理	-
例 4	観測受付サーバがインターネット経由で不正アクセスを受けてランサムウェアに感染。その後、クラウド環境の設定不備により設備内の全サーバ及び端末に感染し、起動に必要なシステムデータが消去されたために再起動できなくなり、サービスを提供できなくなる。	-	-	・セキュア開発の実施 ・クラウド等外部サービス利用	・重要業務を行うサーバ等の技術的防御 ・サイバー攻撃を検知した際のインシデント対応	-
例 5	テレワーク実施中、同僚からのメール(実際は、普段、オフィスで隣に座る同僚を装った差出人詐称メール)の添付ファイルを開き、マルウェアに感染。インターネット経由のリモートアクセスにより衛星製造に関わる企業機密が窃取され、外部に漏えいする。	-	-	-	・従業員に対するサイバーセキュリティの教育・演習の実施 ・端末やネットワークのログの収集・分析	-
例 6	製造設備コントローラに対し、許可されていない私物のUSBメモリを使って設定変更を行ったため、USBメモリ内のマルウェアによって設定やプログラムが改ざんされ、設備の制御が異常となり操業が停止する。	-	-	-	-	・無許可USBメモリの使用禁止 ・ホワイトリスト型マルウェア対策
例 7	衛星搭載機器調達の際、不正な基板であることに気づかずに受入れて衛星群に搭載。打ち上げ後の特定条件成立によりロジックボムが起動し、コンステレーションが崩壊の危機に直面する。	-	-	-	-	・部品受入検査の徹底・精度向上
サブシステムごとの主な対策のまとめ		・RF通信における送受信データの完全性・暗号化 (3.2.2) ・更新プログラム等の事前検証・脆弱性対策 (3.2.2) ・複数の通信経路等確保 (3.2.2)	・RF通信における送受信データの完全性・暗号化 (3.2.3) ・設備の脆弱性対策 (3.2.3)	・設備の脆弱性対策 (3.2.4) ・セキュア開発の実施 (3.2.4) ・外部サービス利用 (3.1.2、3.2.1)	・一般的なセキュリティ対策 (3.1) ・インシデント報告 (3.1.5)	・サプライチェーンに対するセキュリティ対策 (3.2.2) ・一般的な制御システムセキュリティ対策 (3.2.5)

3. 民間宇宙システムにおけるセキュリティ対策のポイント

2章で分析を行った民間宇宙システムにおけるセキュリティリスクの考え方を踏まえ、3章では民間宇宙システムにおけるセキュリティ対策のポイントを示す。宇宙システムに関係する全組織に関わる共通の対策は3.1節に記載し、各サブシステムで特に弱点となる部分の対策については3.2節に記載する。

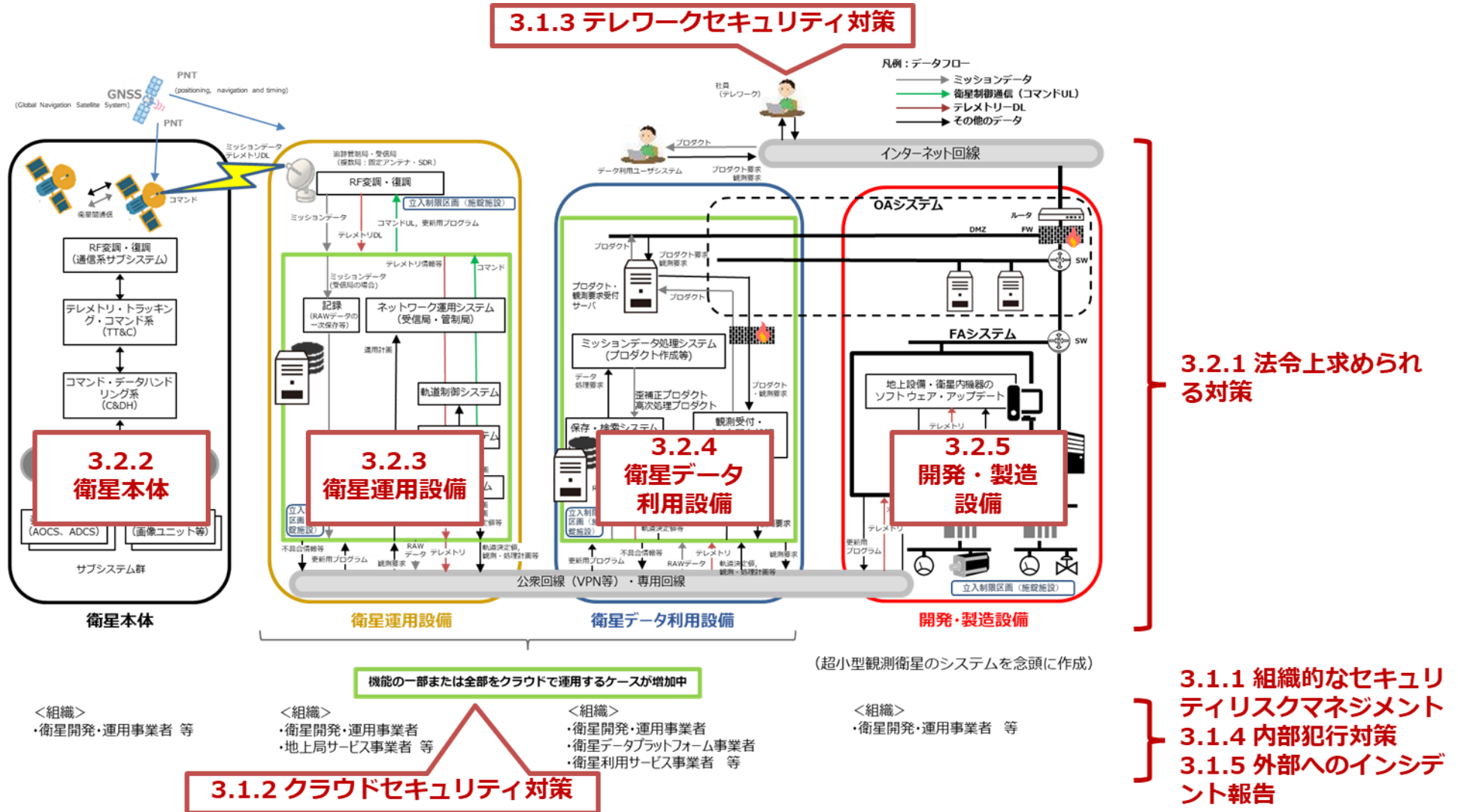


図 3-1 宇宙システムの概観と3章との対応

ここでは、民間宇宙システムに関わる各ステークホルダーが検討し取り組むべきセキュリティ対策や対策の検討に当たり参考になる情報を以下のように整理して示す。

要求事項

明示されている各ステークホルダーが検討し取り組むべき事項。

【基本対策事項】

要求事項を満たすため、一般的に普及しており、取り組むことが推奨される実践や対策の例を示す。

また、更なるセキュリティの向上が見込めるが、一定の予算や組織体制・人員が整備されていないと実施が困難な、高度な実践や対策の例については、「高いセキュリティレベルが求められる場合」との条件付きで示す。

(解説)

要求事項及び対応する基本対策事項に関する補足説明や参考情報を示す。

なお、本ガイドラインは民間事業者における自主的な対策を促すことを目的としており、ここで示す「要求事項」は、各サブシステムに何らかの関わりを持つステークホルダーが、共通的に検討すべきサイバーセキュリティ対策の指針として位置付ける。具体的なセキュリティ対策の検討に当たっては、「基本対策事項」に記載されている対策事項や参照しているガイドライン等の内容を踏まえつつ、必要な知識を備えたコンサルタント、システムインテグレータ、ベンダー等と相談することを勧める。サイバー攻撃は常に進化し、これに応じて新たな製品・サービスが出される「イタチごっこ」であることから、常にセキュリティの最前線の情報を備えた組織・専門家に相談することが重要である。

表 3-1 各ステークホルダーと3章のセキュリティ対策との対応 1/2

章節	項目名	取り組むべき事項、または取り組むことが推奨されるレベルの区分け	内容	衛星所有者	衛星運用事業者*	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
3.1	共通的対策							
3.1.1	組織的なセキュリティリスクマネジメント	要求事項	経営者のリーダーシップのもと、サイバーセキュリティリスクの管理体制を構築し、自社のサイバーセキュリティリスクを識別し、防御、検知、対応及び復旧を含めた対策を実装すること。	●	●	●	●	●
		基本対策事項	(1) サイバーセキュリティ管理体制の構築、自社のサイバーセキュリティリスクの特定、対策の実装に当たっては、対策の実効性の確保や抜け漏れを防ぐ観点から、以下の(a)から(e)を含む既存の基準や枠組み等の活用が望ましい。 (a) サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer2.0 (経済産業省、IPA) (b) 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版 (IPA) (c) ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) (d) Cybersecurity Framework Ver1.1 (NIST) (e) SP 800-171 (NIST)	●	●	●	●	●
3.1.2	クラウドセキュリティ対策	要求事項	外部サービスを活用する場合、法令、ミッション等に適したセキュリティ要件やサービスレベルアグリーメント (SLA) に対応するサービスを選定すること。	●	●	●	●	●
		基本対策事項	(1) 宇宙産業について外部サービスに関連する主要な法令には以下があり、法令の遵守状況を確認し、サービスを選定することが望ましい。 (a) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則 (2) 宇宙産業について外部サービスに関連する主要な認証には以下の(a)~(c)があり、適切なセキュリティレベルのサービスを選定することが望ましい。 (a) ISO/IEC 27017 ISO/IEC 27002に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範 (ISO/IEC) (b) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) (内閣官房・総務省・経済産業省) (c) 米国連邦リスク承認管理プログラム (FedRAMP)	●	●	●	●	●
3.1.3	テレワークセキュリティ対策	要求事項	テレワークを実施する際は、テレワーク環境の整備及び規定の整理をし、安全な運用を行うこと。	●	●	●	●	●
		基本対策事項	(1) テレワークの安全な運用に当たっては、以下の(a)及び(b)を含む既存のガイドライン等の活用が望ましい。 (a) テレワークセキュリティガイドライン (第5版) (総務省) (b) 中小企業等担当者向けテレワークセキュリティ手引き (チェックリスト) 第3版 (総務省)	●	●	●	●	●
3.1.4	内部犯行対策	要求事項	内部不正の防止や早期発見ができるよう対策を検討すること。	●	●	●	●	●
		基本対策事項	(1)内部不正への対応に当たって、以下の(a)を含む既存の基準等の活用が望ましい。 (a) 組織における内部不正防止ガイドライン (第5版) (経済産業省、IPA)	●	●	●	●	●
3.1.5	外部へのインシデント報告	要求事項	不具合等を含むインシデントが発生した際、必要に応じ、外部の組織に報告すること。	●	●	●	●	●
		基本対策事項	(1) 宇宙システムにおいてインシデントが発生した場合等、所管省庁等への届出、影響が出る組織・個人への通知等の対応が求められることがある。このため、表を参考に、インシデント時に報告が必要となるステークホルダーを確認し、連絡フローを整理しておくことが望ましい。	●	●	●	●	●

*：追跡管制局サービス又は受信局サービスを提供する地上局サービス事業者を含む。

表 3-1 各ステークホルダーと3章のセキュリティ対策との対応 2/2

章節	項目名	取り組むべき事項、または取り組むことが推奨されるレベルの区分け	内容	衛星所有者	衛星運用事業者*	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
3.2	宇宙システム特有の対策							
3.2.1	法令上求められる対策	要求事項	(1) 関連する法令を遵守し、ライフサイクル全体を通して、適切な対応を行うこと。安全な宇宙の利活用を促進するため、宇宙産業に関連する以下の(a)から(c)の主要な法令に準拠することが求められる。 (a) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (b) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律 (c) 外国為替及び外国貿易法	●	●	●	●	●
3.2.2	衛星本体	要求事項	衛星システム（本体及びRF通信）に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。	●	●	—	—	●
		基本対策事項	—	—	—	—	—	
		高いセキュリティレベルが求められる場合の基本対策事項	(1) 高いセキュリティレベルが求められる場合、以下の(a)から(f)の対策を実施することが望ましい。 (a) RF通信の保護 (b) RF通信のジャミング対策 (c) 衛星実装機能の事前検証 (d) 衛星搭載機器の脆弱性対策 (e) 送受信データの完全性 (f) サプライチェーンに対するセキュリティ対策	●	●	—	—	●
3.2.3	衛星運用設備	要求事項	衛星運用設備（追跡管制局、受信局、ネットワーク運用システム、ミッションコントロールシステム（衛星制御システム、軌道制御システムを含む））に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。	—	●	●	—	●
		基本対策事項	—	—	—	—	—	
		高いセキュリティレベルが求められる場合の基本対策事項	(1) 高いセキュリティレベルが求められる場合、以下の(a)から(h)の対策を実施することが望ましい。 (a) 設備の保護 (b) 通信の保護 (c) ジャミング対策 (d) データの保護 (e) 設備の検証と設備の脆弱性対策 (f) 送受信データの完全性の確保 (g) 外部サービスの利用 (h) セキュアコーディング	—	●	●	—	●
3.2.4	衛星データ利用設備	要求事項	衛星データ利用設備に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。	—	—	●	●	—
		基本対策事項	—	—	—	—	—	
		高いセキュリティレベルが求められる場合の基本対策事項	(1) 高いセキュリティレベルが求められる場合、以下の(a)から(f)の対策を実施することが望ましい。 (a) 設備の保護 (b) データの保護 (c) 設備の検証と設備の脆弱性対策 (d) 受信データの完全性の確保 (e) 外部サービスの利用 (f) セキュアコーディング	—	—	●	●	—
3.2.5	開発・製造設備	要求事項	衛星の開発・製造設備に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。	—	●**	—	—	●
		基本対策事項	(1) 衛星の開発・製造設備に対する対応に当たって、以下の(a)を含む既存の基準等の活用が望ましい。 (a) 工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン（経済産業省）	—	●**	—	—	●
		高いセキュリティレベルが求められる場合の基本対策事項	—	—	—	—	—	

*：追跡管制局サービス又は受信局サービスを提供する地上局サービス事業者を含む。

**：地上局サービス事業者は対象外

3.1 共通的对策

3.1.1 組織的なセキュリティリスクマネジメント

要求事項

経営者のリーダーシップのもと、サイバーセキュリティリスクの管理体制を構築し、自社のサイバーセキュリティリスクの特定、防御、検知、対応及び復旧を含めた対策を実装すること。

【基本対策事項】

- (1) サイバーセキュリティ管理体制の構築、自社のサイバーセキュリティリスクの特定、対策の実装に当たっては、対策の実効性の確保や抜け漏れを防ぐ観点から、以下の(a)から(e)を含む既存の基準や枠組み等の活用が望ましい。
- (a) サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 (経済産業省、IPA)
 - (b) 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版 (IPA)
 - (c) ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
 - (d) Cybersecurity Framework Ver1.1 (NIST)
 - (e) SP 800-171 (NIST)

(解説)

● 基本対策事項(1)(a)「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 (経済産業省、IPA)」について

① 対象

大企業及び中小企業（小規模事業者を除く）

② 概要

サイバー攻撃から企業を守る観点で、経営者が認識する必要のある「3原則」、及び経営者が情報セキュリティ対策を実施する上での責任者となる担当幹部（CISO等）に指示すべき「重要10項目」をまとめたもの。⁷

⁷ 経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課：『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0』（2017年11月）

https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html

経営者が認識すべき3原則は以下のとおりである。

- 経営者が、リーダーシップを取って対策を進めることが必要
- 自社のみならず、ビジネスパートナーを含めた対策が必要
- 平時及び緊急時のいずれにおいても、関係者との適切なコミュニケーションが必要

図 3-2 は、経営者が CISO 等に指示すべき「重要 10 項目」の概要である。

リスク管理体制の構築	指示 1 組織全体での対応方針の策定 指示 2 管理体制の構築 指示 3 予算・人材等のリソース確保
リスクの特定と対策の実装	指示 4 リスクの把握と対応計画の策定 指示 5 リスクに対応するための仕組みの構築 指示 6 PDCAサイクルの実施
インシデントに備えた体制構築	指示 7 緊急対応体制の整備 指示 8 復旧体制の整備
サプライチェーンセキュリティ	指示 9 サプライチェーン全体の対策及び状況把握
関係者とのコミュニケーション	指示 10 情報共有活動への参加

図 3-2 経営者が CISO 等に指示すべき「重要 10 項目」の概要

「重要 10 項目」については、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン実施状況の可視化ツール」（従業員 300 名以上の企業・組織を対象）を用いることで、自社の取組状況を可視化することが可能である。⁸

図 3-3 に『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0』及び「サイバーセキュリティ経営ガイドライン実施状況の可視化ツール」の活用イメージを示す。可視化ツールを用いて実務者が自社の対策状況を評価するとともに、その回答結果を経営層に報告することで、自社内の対策状況を可視化するほか、取引先等のステークホルダーに対して対策状況を開示することにも活用できる。具体的な質問項目は表 3-2 に示す 39 項目であり、各項目について、5 段階で対策状況を選択する。

⁸ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『サイバーセキュリティ経営可視化ツール』（2021 年 9 月）
<https://www.ipa.go.jp/security/economics/checktool/index.html>

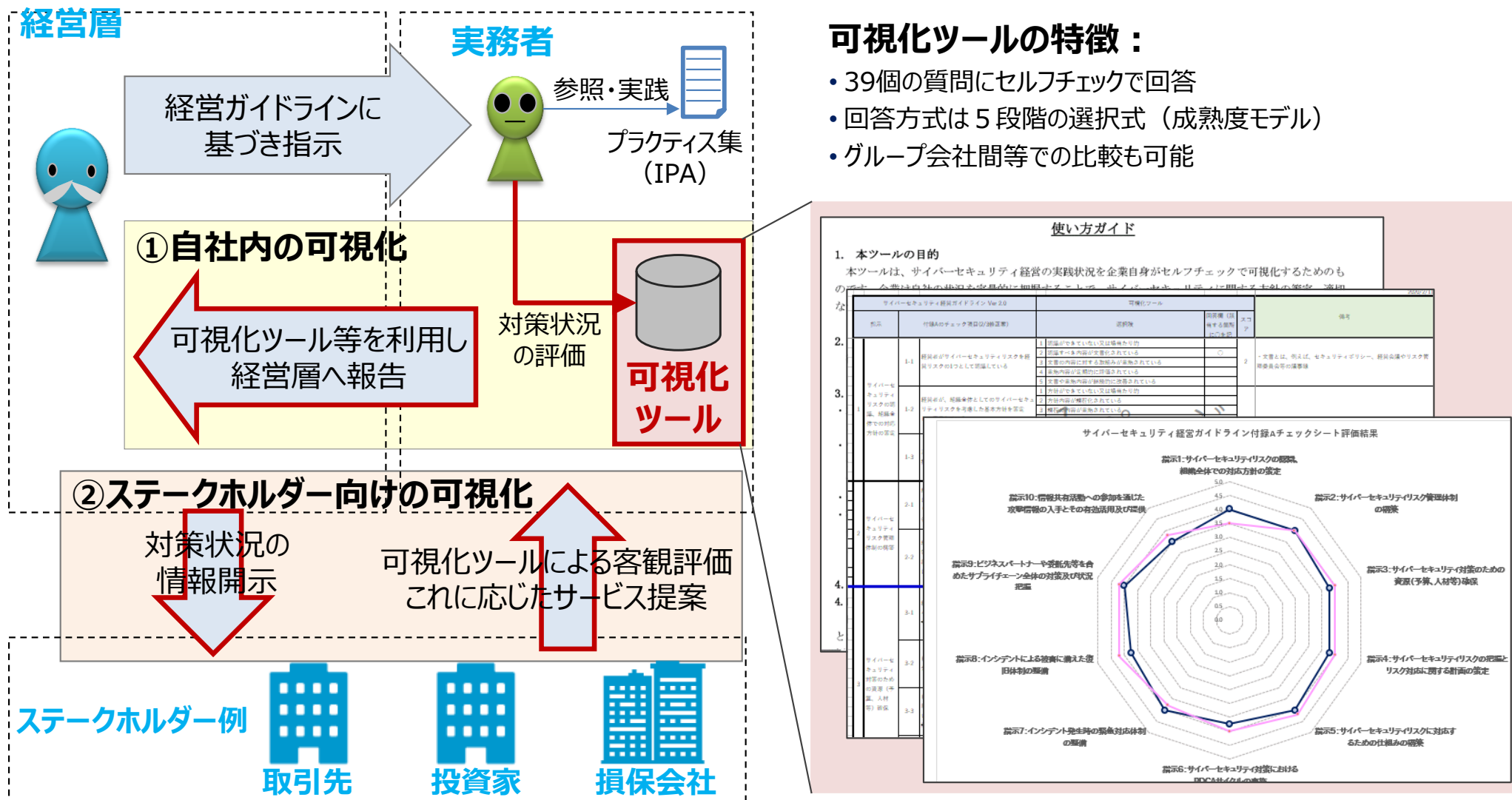


図 3-3 サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver.2.0（経済産業省、IPA）の活用イメージ

表 3-2 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン実施状況の可視化ツール」の項目

指示	#	項目
指示 1：サイバーセキュリティリスクの認識、組織全体での対応方針の策定	1 1-1	経営者がサイバーセキュリティリスクを経営リスクの1つとして認識している
	2 1-2	経営者が、組織全体としてのサイバーセキュリティリスクを考慮した基本方針を策定し、宣言している
	3 1-3	法令・契約やガイドライン等の要求事項を把握し、対応している
指示 2：サイバーセキュリティリスク管理体制の構築	4 2-1	組織の基本方針に基づき、CISO 等からなるサイバーセキュリティリスク管理体制を構築している
	5 2-2	セキュリティリスク管理体制において、各関係者の役割と責任を明確にしている
	6 2-3	組織内のリスク管理体制（リスク委員会等）とサイバーセキュリティリスク管理体制（セキュリティ委員会等）の関係を明確にしている
指示 3：サイバーセキュリティ対策のための資源（予算、人材等）確保	7 3-1	経営会議等の議論により、サイバーセキュリティ対策とそれを実施できる資源（予算、人材等）を明確にしている
	8 3-2	自組織で対応する部分と外部に委託する部分を適切に切り分けている
	9 3-3	自組織に求められる体制を明らかにし、計画的にサイバーセキュリティ人材を確保、育成するとともに、適正な処遇を検討している
	10 3-4	外部に委託する部分について、自社の課題、予算、場所等を考慮して適切な外部リソースを選定し、活用している
指示 4：サイバーセキュリティリスクの把握とリスク対応に関する計画の策定	11 4-1	守るべき IT 資産（情報資産やシステム）を特定し、当該資産の場所やビジネス上の価値等に基づいて優先順位付けを行っている
	12 4-2	特定した守るべき IT 資産に対するサイバー攻撃の脅威、脆弱性を、脅威情報のデータベース等を用いて認識し、これらによるサイバーセキュリティリスクが自社の事業に及ぼす影響があるかを把握している
	13 4-3	サイバーセキュリティリスクの影響の度合いに従ってリスク対応計画を策定している
指示 5：サイバーセキュリティリスクに対応するための仕組みの構築	14 5-1	情報システムの IT 資産管理・構成管理・パッチ管理を行っている
	15 5-2	組織内でシャドーIT を利用させない対策を行っている
	16 5-3	システム設計時にリスク分析を行い、必要なセキュリティ機能を具体化し、開発時に実装している
	17 5-4	重要業務を行う端末・サーバー等には複数の技術的防御策を実施している
	18 5-5	重要業務を行うネットワークには複数の技術的防御策を実施している
	19 5-6	システム等に対する定期的な脆弱性診断や、継続的なパッチ適用、その他の緩和策等の脆弱性対策の計画を立て、実行している
	20 5-7	端末やネットワークからのログを収集・分析している。
	21 5-8	サイバー攻撃を検知した際に不正通信を遮断する等のインシデント対応の仕組みを導入している
	22 5-9	インシデントの管理の仕組みを導入している
	23 5-10	従業員に対して、サイバーセキュリティの教育・演習を実施している
指示 6：サイバーセキュリティ対策における PDCA サイクルの実施	24 6-1	サイバーセキュリティ運用管理に関する KPI を定めている
	25 6-2	経営者が定期的に、サイバーセキュリティ運用に関する報告を受け、対策を指示している
	26 6-3	サイバーセキュリティにかかる内部監査、監査役監査、外部監査を踏まえ、サイバーセキュリティ対策を適時見直している

指示	#	項目
	27	6-4 サイバーセキュリティリスクや取組状況についてステークホルダーとコミュニケーションしている
指示 7：インシデント発生時の緊急対応体制の整備	28	7-1 インシデント対応計画を策定している
	29	7-2 インシデント対応の専門チーム（CSIRT 等）を設置している
	30	7-3 組織外に共有・報告・公表すべき内容やタイミングを定めている
	31	7-4 インシデント発生時の緊急対応の演習を定期的に行っている
	32	7-5 インシデント発生時のログ分析・調査を速やかに行い、影響範囲を特定できるよう実施計画を策定している
指示 8：インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備	33	8-1 被害が発生した際に備えた業務の復旧計画を策定している
	34	8-2 定期的に復旧対応演習を行っている
指示 9：ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握	35	9-1 グループ企業に関するリスク分析を行い、対策をグループ内の規程等で明確にし、対策状況の報告を受け、適時見直している
	36	9-2 委託先等の取引先に関するリスク分析を行い、対策を契約書等で明確にし、対策状況の報告を受け、適時見直している
	37	9-3 サプライチェーン全体を俯瞰した関連組織全体で、リスク分析を行い対策状況の検討を行っている。
指示 10：情報共有活動への参加を通じた攻撃情報の入手とその有効活用及び提供	38	10-1 関係団体が提供する注意喚起情報の入手や、業界のセキュリティコミュニティ等への参加を通して情報共有を行い、自社の対策に活かしている
	39	10-2 マルウェア感染、不正アクセス等のインシデントがあった際に、関係団体やコミュニティへの共有・報告や、適切な場合における公表等の情報提供を実施している

また、『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 実践のための経営プラクティス集』では、「重要 10 項目」を実践する際に参考となる考え方、ヒント、実施手順、実践事例を掲載し、セキュリティ担当者の日常業務における悩みに対する具体的対応策を提示している。⁹

<構成>

- はじめに
- 第 1 章 経営とサイバーセキュリティ
- 第 2 章 サイバーセキュリティ経営ガイドライン実践のプラクティス（⇒ 重要 10 項目ごとにまとめて掲載）
- 第 3 章 セキュリティ担当者の悩みと取組みのプラクティス
（⇒ 担当者の悩みに対し実際に試みられた工夫の事例を紹介）
- 付録

⁹ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0 実践のためのプラクティス集 第 2 版』（2020 年 6 月）
<https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ciso/index.html>

サイバーセキュリティに関する用語集
サイバーセキュリティ対策の参考情報

このほか、サイバーセキュリティ経営ガイドラインには、以下の付録が用意されている。¹⁰

- 付録 A 重要 10 項目が適切に実施されているかどうかを確認するためのチェックシート
- 付録 B サイバーセキュリティ対策を実施する上で参考となる資料等
- 付録 C インシデント発生時に原因調査等を行う際、組織内で整理しておくべき事項
- 付録 D 重要 10 項目と ISO/IEC 27001、27002 の関係性
- 付録 E 本ガイドラインで使用している用語の定義
- 付録 F 体制構築（指示 2）と人材確保（指示 3）を実践する際のポイント

● **基本対策事項(1)(b)「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第 3 版（IPA）」について**

① 対象

中小企業及び小規模事業者（法人、個人事業主、各種団体も含む）

② 概要

情報セキュリティ対策に取り組む際の、経営者が認識し実施すべき指針、社内において対策を実践する際の手順や手法をまとめたもの。表 3-3 に示すとおり、本ガイドラインは経営者編と実践編から構成されている。¹¹

¹⁰ 経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課：『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0』（2017 年 11 月）
https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html

¹¹ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン』（2021 年 3 月）
<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/>

表 3-3 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版（IPA）の構成

構成		概要
本編	第1部 経営者編	経営者が知っておくべき事項、および自らの責任で考えなければならない事項について説明します。
	第2部 実践編	情報セキュリティ対策を実践する方向けに、対策の進め方についてステップアップ方式で具体的に説明します。
付録	付録1 情報セキュリティ5か条	組織の規模を問わず必ず実行していただきたい重要な対策を5か条にまとめ説明しています。
	付録2 情報セキュリティ基本方針（サンプル）	組織としての情報セキュリティに対する基本方針書のサンプルです。
	付録3 5分でできる！情報セキュリティ自社診断	あまり費用をかけることなく実行することで効果がある25項目のチェックシートです。
	付録4 情報セキュリティハンドブック（ひな形）	従業員に対して対策内容を周知するために作成するハンドブックのひな形です。
	付録5 情報セキュリティ関連規程（サンプル）	情報セキュリティに関する社内規則を文書化したもののサンプルです。
	付録6 中小企業のためのクラウドサービス安全利用の手引き	クラウドサービスを安全に利用するための手引きです。15項目のチェックシートが付いています。
	付録7 リスク分析シート	情報資産、脅威の状況、対策状況をもとに損害を受ける可能性（リスク）の検討をつけることができます。

<第1部 経営者編>

サイバーセキュリティ経営ガイドラインと整合的な内容となっている。具体的には、表 3-4 に示すとおり、経営者が認識すべき「3原則」と、経営者が実施を指示する必要がある「重要7項目の取組」が記載されている。

表 3-4 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版（IPA）の3原則と重要7項目の取組

経営者が認識すべき「3原則」	実行すべき「重要7項目の取組」
情報セキュリティ対策は経営者のリーダーシップで進める。	情報セキュリティに関する組織全体の対応方針を定める。
	情報セキュリティ対策のための予算や人材などを確保する。
	必要と考えられる対策を検討させて実行を指示する。
	情報セキュリティ対策に関する適宜の見直しを指示する。
委託先の情報セキュリティ対策まで考慮する。	緊急時の対応や復旧のための体制を整備する。
関係者とは常に情報セキュリティに関するコミュニケーションをとる。	委託や外部サービス利用の際にはセキュリティに関する責任を明確にする。
	情報セキュリティに関する最新動向を収集する。

<第2部 実践編>

企業のレベルに合わせて段階的にステップアップできるような構成で解説されている。

③ 活用に当たってのポイント

活用に当たっては、STEP2の「情報セキュリティ自社診断」で満点を取ることが一つの目安となる。

付録の「情報セキュリティ関連規程」(表 3-5 参照)を活用すれば、比較的容易に自社のセキュリティ関連規定を策定可能である。

表 3-5 付録5 セキュリティ規定(サンプル)の構成

名称	概要
1 組織的対策	情報セキュリティのための管理体制の構築や点検、情報共有などのルールを定めます。
2 人的対策	取締役及び従業員の責務や教育、人材育成などのルールを定めます。
3 情報資産管理	情報資産の管理や持ち出し方法、バックアップ、破棄などのルールを定めます。
4 アクセス制御及び認証	情報資産に対するアクセス制御方針や認証のルールを定めます。
5 物理的対策	セキュリティ領域の設定や領域内での注意事項などのルールを定めます。
6 IT 機器利用	IT 機器やソフトウェアの利用などのルールを定めます。
7 IT 基盤運用管理	サーバーやネットワーク等の IT インフラに関するルールを定めます。
8 システムの開発及び保守	独自に開発及び保守を行う情報システムに関するルールを定めます。
9 委託管理	業務委託にあたっての選定や契約、評価のルールを定めます。業務委託契約書の機密保持に関する条項例と委託先チェックリストのサンプルが付属します。
10 情報セキュリティインシデント対応ならびに事業継続管理	情報セキュリティに関する事故対応や事業継続管理などのルールを定めます。
11 個人番号及び特定個人情報の取り扱い	マイナンバーの取り扱いに関するルールを定めます。

● 基本対策事項(1)(c)「ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)」について

① 対象

適用範囲は組織単位、事業単位、物理単位等、自由に決定できる。

② 概要

ISO/IEC 27001(国内規格は JIS Q 27001)は、ISMS(Information Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム)の要求事項を定めた規格。組織が ISMS を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための要求事項を提供することを目的として作成されている。

第三者である認証機関が ISO/IEC 27001 に基づいて適切に運用管理されているかを審査・証明する「ISMS 認証」を取得するには、ISMS 認証機関に申請し、審査を受ける必要がある。認証を維持するためには、初回審査の後も、年に 1 回以上の中間的な審査（サーベイランス審査）と、3 年ごとの全面的な審査（再認証審査）を受ける必要がある。¹²

③ 活用に当たってのポイント

ISO/IEC 27001 の活用に当たっては、必ずしも認証を取る必要があるわけではないが、ISMS 認証は第三者による審査を経ていることから客観的な信頼の証となる。

● 基本対策事項 (1)(d)「Cybersecurity Framework Ver1.1 (NIST)」について

① 対象

重要インフラ向けに策定されたものではあるが、どのような分野の組織でも利用可能。

② 概要

米国大統領令 13636 “Improving Critical Infrastructure Cybersecurity”（重要インフラのサイバーセキュリティの改善』（2013年2月）を受け、2014年に Ver1.0 が開発され、2018年に Ver1.1 に更新された。フレームワークコア、フレームワークインプリメンテーションティア、フレームワークプロファイルの3つの要素で構成されている。¹³

「フレームワークコア」とは、業種や重要インフラとは関係なく、共通となる具体的なサイバーセキュリティ対策を示したもので、具体的には、「識別 (Identify)」、「防御 (Protect)」、「検知 (Detect)」、「対応 (Respond)」、「復旧 (Recover)」という 5 つのコア機能と、23 のカテゴリーで構成されている。「フレームワークインプリメンテーションティア」とは、組織のサイバーセキュリティ対策がどの段階にあるのかを評価する基準を示す段階であり、4 段階のティアが設定されている。そして、「フレームワークプロファイル」とは、組織のサイバーセキュリティ対策の「現状 (As-Is)」と「あるべき姿 (To-Be)」を記述したものである。

③ 活用に当たってのポイント

商用衛星運用のためのセキュリティ入門書である NISTIR 8270 (2nd Draft) “Introduction to Cybersecurity for Commercial Satellite Operations” では、低軌道

¹² 一般社団法人情報セキュリティマネジメントシステム認定センター：『ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）とは』

<https://isms.jp/isms/index.html>

一般社団法人情報セキュリティマネジメントシステム認定センター：『ISMS 認証機関一覧』（2021年7月）

<https://isms.jp/1st/isr/>

¹³NIST：『Framework for Improving Critical Infrastructure Cybersecurity Version 1.1』（2018年4月 独立行政法人情報処理推進機構訳）

<https://www.ipa.go.jp/files/000071204.pdf>

小型衛星プラットフォームへの Cybersecurity Framework の実践例が示されている。(表 3-6 参照)¹⁴

表 3-6 低軌道小型衛星プラットフォームへの Cybersecurity Framework の実践例

NIST CSF 実践のための 7ステップ	ケーススタディ (低軌道小型衛星プラットフォーム)
STEP 1: スcope特定と優先順位づけ	衛星プラットフォームの運用部分のみを所有管理する企業を想定する。最終的に、作成される目標プロファイル (自社の衛星プラットフォームに対するサイバーセキュリティ要件) を利用し、宇宙分野以外でも使われている様々な製品やサービスを比較することになる。
STEP 2: 方向づけ	潜在的脅威によるサイバーセキュリティイベントとビジネスへの影響をリスト化 (原文 p12 表) する。
STEP 3: 現状のプロファイルの作成	NIST CSF のサブカテゴリーを確認し、現在実践されているものを選択する。実践されているサブカテゴリーリスト (現状プロファイル) を作成する。
STEP 4: リスクの評価	DHS や DoD などの機関に相談、業界 ISAC への加入をおこない、リスクに関する優先順位の高い情報を共有・受信する場を確保する。NIST SP 800-30 等を参考に、費用対効果の高い方法で対リスク体制確立の準備をする。
STEP 5: 目標とするプロファイルの作成	求められる成果、必要とされるサブカテゴリー項目等からなる目標プロファイル (原文 p15 表 1) を作成する。
STEP 6: ギャップ分析の実施	現状プロファイルと目標プロファイル間のギャップを特定し、アクションプランを追加・更新する。
STEP 7: アクションプランの実施	セキュリティ部門責任者は、主要ステークホルダーにアクションプランを提示し承認を得る。幹部にビジネスケースとリソース要求を提示しアクションプランの承認を得る。アクションプランの実施を監視・検討するプロセスにより、アクションが衛星運用におけるリスクに十分に対応していること、現状・目標プロファイルが将来的に更新可能であること、外部サービスプロバイダーに対する監視を維持できることを確認する。

● 基本対策事項 (1)(e) 「SP 800-171 (NIST)」について

① 対象

米国国防総省 (DoD) は、国防省調達規則 DFARS (252.204-7012 Safeguarding Covered Defense Information and Cyber Incident Reporting) において、管理対象非機密情報 (CUI) が含まれる契約には、NIST SP 800-171 (Protecting Controlled Unclassified Information in Nonfederal Information Systems and Organizations) 相当のサイバーセキュリティの対応を要求。また契約者は、下請け業者の業務に必要な情報が CUI であるか否かを判断し、該当する場合には DFARS Clause 252.204-7012 に基づく保護を要求。

¹⁴NIST Computer Security Resource Center : 『Introduction to Cybersecurity for Commercial Satellite Operations (2nd Draft)』 (2022 年 2 月)
<https://csrc.nist.gov/publications/detail/nistir/8270/draft>

② 概要

SP 800-171 は、以下の 14 個のファミリー（カテゴリー）と 110 項目から構成されている。

- アクセス制御：システムへのアクセスができる人／機能を制限すること
- 意識向上と訓練：セキュリティポリシーを遵守すること
- 監査と責任追跡性：システムの監査を行うとともに責任の追及ができること
- 構成管理：システムを構成する機器に求められるセキュリティ構成設定を確立すること
- 識別と認証：システム利用者、デバイスを識別すること
- インシデント対応：インシデントの追跡、報告ができること
- 保守：組織のシステムのメンテナンスを行うこと
- 媒体保護：CUI をセキュアに格納するとともにアクセスできる者を制限すること
- 人的セキュリティ：システムへのアクセスを行う個人を審査すること
- 物理的保護：組織のシステム、装置等への物理的アクセスを制限すること
- リスクアセスメント：情報資産のリスクを適切に評価すること
- セキュリティアセスメント：セキュリティ管理策を定期的に評価すること
- システムと通信の保護：システムの鍵となる通信を監視し、制御し、保護すること
- システムと情報の完全性：タイムリーに情報及びシステムフローを識別すること

③ 活用に当たってのポイント

DoD との直接契約や、DoD 契約者との契約が発生する場合には対象となることの考慮が必要。

コラム：CMMC (Cybersecurity Maturity Model Certification) について

米国国防総省 (DoD) 取得・維持担当国防次官室 (OUSD) は、中小企業を含む全サプライチェーンに一律に SP 800-171 を要求したことは遵守を非現実的にしていた等との認識のもと、5段階の成熟度モデルを用いた新たな認証制度フレームワークである CMMC を開発し、2020年1月に Ver.1.0 を策定。2021年11月に Ver.2.0 が公開され、5段階から3段階の成熟度モデルへ修正された。

CMMC は、サプライチェーンの下請け事業者へのフローダウンを考慮し、中小企業を含む各事業者がリスクに見合った各レベル (レベル1~3) で情報を適切に保護できることについて、第三者評価認定機関 (Certified Third-Party Assessment Organizations : C3PAO) から認証を受けられる仕組みになっている。レベル1 (Foundational、基礎) では連邦調達規則 48 CFR 52.204-21 に定められている17項目の連邦契約情報 (FCI) の保護対策、レベル2 (Advanced、上級) では NIST SP 800-171 に相当する110項目の対策、レベル3 (Expert、エキスパート) は SP 800-172 (標的型攻撃対策) に相当する対策が要件となっている。CMMC に関する最新情報は DoD OUSD から提供される¹⁵。

¹⁵ DoD Office of the Under Secretary of Defense for Acquisition & Sustainment : 『Cybersecurity Maturity Model Certification』 (2020年12月)
<https://www.acq.osd.mil/cmmc/index.html>

3.1.2 クラウドセキュリティ対策

要求事項

外部サービスを活用する場合、法令、ミッション等に適したセキュリティ要件やサービスレベルアグリーメント（SLA）に対応するサービスを選定すること。

【基本対策事項】

- (1) 宇宙産業について外部サービスに関連する主要な法令には以下があり、法令の遵守状況を確認し、サービスを選定することが望ましい。
 - (a) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則
- (2) 宇宙産業について外部サービスに関連する主要な認証には以下の(a)~(c)があり、適切なセキュリティレベルのサービスを選定することが望ましい。
 - (a) ISO/IEC 27017 ISO/IEC 27002 に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範（ISO/IEC）
 - (b) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAPP）（内閣官房・総務省・経済産業省）
 - (c) 米国連邦リスク承認管理プログラム（FedRAMP）

（解説）

● 基本対策事項 (1)(a) 「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則」について

「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則」における外部サービスに関連する箇所として、表 3-7 に示すとおり、記録が保管される国又は地域の制限に留意する必要がある。なお、対象の国又は地域については、情勢により変化するため、都度確認すること。また、クラウドに関わらず要求されるセキュリティ要件については、後続の 3.2.1 法令上求められる対策を参考にすること。

表 3-7 「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則」の関連条文

第七条

- 2 衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを利用して管理する場合は、当該サービスを提供する事業者（以下この項において「サービス事業者」という。）とのサービスの利用に係る契約において、次の各号に掲げる事項を明確に定めるものとする。
 - 二 衛星リモートセンシング記録を次の国又は地域に所在する電子計算機に保存しないこと。
 - イ 輸出令別表第三の二又は別表第四に掲げる地域
 - ロ 国際連合の総会又は安全保障理事会の決議において国際社会の平和及び安全を脅かす事態の発生に責任を有するとされた国又は地域

表 3-8 輸出令別表第三の二に掲げる地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

※当該地域等は本ガイドライン作成時点のもの

表 3-9 輸出令別表第四に掲げる地域

イラン、イラク、北朝鮮

※当該地域等は本ガイドライン作成時点のもの

● 基本対策事項(2)(a) 「ISO/IEC 27017 ISO/IEC 27002 に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範 (ISO/IEC)」について

① 対象

クラウドサービス

② 概要

ISMS クラウドセキュリティ認証は、JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013) に適合した ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) において、その適用範囲内に含まれるクラウドサービスの提供若しくは利用に関して、クラウドサービス向けの国際規格である ISO/IEC 27017:2015 に規定されるクラウドサービス固有の管理策が実施されていることを認証するものである。図 3-4 に示すとおり、ISMS クラウドセキュリティ認証を取得するためには、前提として ISO/IEC 27001:2013 を取得したうえで、クラウドサービス固有の管理策として、ISO/IEC 27017:2015 が適切に実施されていることが必要となる。¹⁶

3.1.1 (c)ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) を合わせて参照すること。

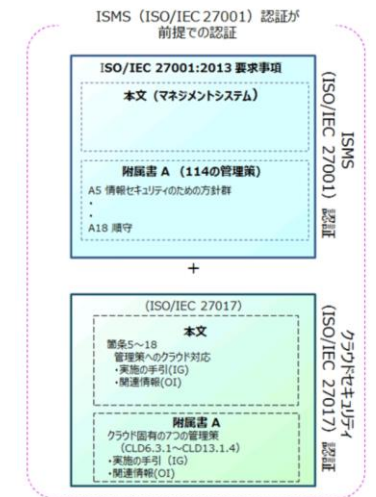


図 3-4 ISMS (ISO/IEC 27001) とクラウドセキュリティ認証 (ISO/IEC 27017) の関係¹⁷

¹⁶ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメントシステム認定センター：『ISMS 適合性評価制度 (ISO/IEC 27017:2015 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証について)』(2016年8月)

<https://isms.jp/isms-cls/about-cls.pdf>

¹⁷ 図出典：一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター：『ISMS 適合性評価制度 クラウドセキュリティ認証の方針』(2015年11月)

https://isms.jp/topics/ISO27017/iso27017_CLS_policy.pdf

- **基本対策事項(2)(b)「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）（内閣官房・総務省・経済産業省）」について**

- ① **対象**

クラウドサービス

- ② **概要**

政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用を促進するための認証規格。ISO/IEC 27001（国内規格は JIS Q 27001）等をベースに政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準及び NIST SP 800-53（Moderate）のセキュリティ要件が補足されている。

- **基本対策事項(2)(1)(c)「米国連邦リスク承認管理プログラム（FedRAMP）」について**

- ① **対象**

米国のクラウドサービス

- ② **概要**

Federal Risk and Authorization Management Program（FedRAMP）は米国政府全体のプログラムであり、クラウドの製品やサービスに対するセキュリティ評価、認証、継続的監視に関する標準的なアプローチを提供している。NIST SP 800-53 のセキュリティ管理策を基にしており、Low、Moderate、High のベースラインがある。国家安全保障に係る場合は FedRAMP+ というより厳格なプログラムとなる。

3.1.3 テレワークセキュリティ対策

要求事項

テレワークを実施する際は、テレワーク環境の整備及び規定の整理をし、安全な運用を行うこと。

【基本対策事項】

(1) テレワークの安全な運用に当たっては、以下の(a)及び(b)を含む既存のガイドライン等の活用が望ましい。

(a) テレワークセキュリティガイドライン（第5版）（総務省）

(b) 中小企業等担当者向けテレワークセキュリティ手引き（チェックリスト）第3版（総務省）

（解説）

● 基本対策事項 (1)(a)「テレワークセキュリティガイドライン（第5版）（総務省）」について

① 対象

テレワークを実施又は検討している事業者（法人、個人事業主、各種団体も含む）

② 概要

企業等がテレワークを実施する際のセキュリティ上の不安を払拭し、安心してテレワークを導入・活用するための指針として、テレワークの導入に当たってのセキュリティ対策についての考え方や対策例を示している。表 3-10 に本ガイドラインの構成を示す。¹⁸

表 3-10 テレワークセキュリティガイドライン（第5版）（総務省）の構成

章	概要
第1章 はじめに	本ガイドラインの背景や目的、テレワークの形態、想定読者等を示しています。
第2章 テレワークにおいて検討すべきこと	テレワークにおけるセキュリティ対策を進めるに当たり、「ルール」・「人」・「技術」のバランスのとれた対策を行う必要性や、「経営者」・「システム・セキュリティ管理者」・「テレワーク勤務者」の適切な役割分担の重要性と、各場の役割を具体的に示しています。また、近年のテレワークを取り巻く環境やセキュリティ動向の変化を踏まえ、クラウドサービスの活用やゼロトラストセキュリティに関する考え方も示しています。

¹⁸ 総務省 サイバーセキュリティ統括官室：『テレワークセキュリティガイドライン（第5版）』（2021年5月）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

第3章 テレワーク方式の解説	テレワーク方式を7種類に整理した上で、各方式について、基本的構成に加えて派生的な構成を示しているほか、各方式特有のセキュリティ上の留意点等について示しています（各方式共通のセキュリティ対策は第4章・第5章）。また、テレワークによって実現しようとする業務の内容やセキュリティ統制の容易性等を踏まえ、適した方式を選定する際の参考となるよう、フローチャートや、各方式の特性比較表を示しています。
第4章 テレワークセキュリティ対策一覧	「経営者」・「システム・セキュリティ管理者」・「テレワーク勤務者」の立場ごとに、テレワークにおけるセキュリティ対策として一般的に普及しており、基本的に取り組むことが求められる「基本対策」と、一定の予算や組織体制が整備されていないと実施が困難なセキュリティ対策であるものの、実施により更なるセキュリティの向上が見込める「発展対策」をそれぞれ掲載しています。また、各セキュリティ対策は、13個の対策分類に分け整理しています。
第5章 テレワークセキュリティ対策の解説	第4章に記載の各セキュリティ対策について、詳細解説を示しています。
第6章 テレワークにおけるトラブル事例と対策	テレワークセキュリティに関するトラブル事例を具体的に紹介した上で、セキュリティ上の留意点や、本ガイドライン内のどのセキュリティ対策が有効であるかを示しています。

③ 活用に当たってのポイント

本ガイドラインは表 3-1 1 に示す 13 個の対策分類で整備されている。セキュリティ対策は、優先度（実施困難度）の参考として基本対策と発展対策に区分している。経営者、システム・セキュリティ管理者、テレワーク勤務者が実施すべき対策を示し、各対策についても解説をしている。そのため、比較的容易に自社のテレワークセキュリティの関連規程を策定可能である。

表 3-1 1 セキュリティ対策を整理するための対策分類

対策分類		説明
A	ガバナンス・リスク管理	テレワークの実施に当たってのリスクマネジメントや、情報セキュリティ関連規程（ルール）の整備等に関する対策。
B	資産・構成管理	テレワークで利用するハードウェアやソフトウェア等の資産の特定や、その管理に関する対策。
C	脆弱性管理	ソフトウェアのアップデート実施等による既知の脆弱性の排除に関する対策。
D	特権管理	不正アクセス等に備えたシステム管理者権限の保護に関する対策。
E	データ保護	保護すべき情報（データ）の特定や保存されているデータの機密性・可用性の確保に関する対策。
F	マルウェア対策	マルウェアの感染防止や検出、エンドポイントセキュリティに関する対策。
G	通信の保護・暗号化	通信中におけるデータの機密性や可用性の確保に関する対策。
H	アカウント・認証管理	情報システムにアクセスするためのアカウント管理や認証手法に関する対策。
I	アクセス制御・認可	データやサービスへのアクセスを、必要最小限かつ正当な権限を有する者のみに制限することに関する対策。
J	インシデント対応・ログ管理	セキュリティインシデントへの迅速な対応と、ログの取得や調査に関する対策。
K	物理的セキュリティ	物理的な手段による情報漏えい等からの保護に関する対策。
L	脅威インテリジェンス	脅威動向、攻撃手法、脆弱性等に関する情報の収集に関する対策。
M	教育	テレワーク勤務者のセキュリティへの理解と意識の向上に関する対策。

コラム：ゼロトラストセキュリティの考え方について

近年、サイバー攻撃の高度化等に伴い、新たなセキュリティに対する考え方として、「ゼロトラストセキュリティ」というものが注目されている。

テレワークセキュリティガイドライン（第5版）（総務省）では以下のように説明されている。

ゼロトラストセキュリティとは、外部ネットワーク（インターネット）と、内部ネットワーク（LAN）との境界による防御（境界型セキュリティ）には限界があり、内部ネットワーク内にも脅威が存在するという考えのもと、データや機器等の単位でのセキュリティ強化をうたった考え方を指す。

従来の境界型セキュリティの前提が、「信ぜよ、されど確認せよ」であるとする、それと対比して、ゼロトラストセキュリティは、「決して信頼せず、必ず確認せよ」であるといえる。

ゼロトラストセキュリティを実現するための要件については、参考文献¹⁹により諸説あるものの、いずれにおいても次のような考え方が特徴的である。

- ネットワークの内部と外部を区別せず、データや機器等の最小単位でセキュリティを考える
- 強固な利用者認証と厳密なアクセス管理
- セキュリティ対策に関して環境（場所・端末等）の制約を設けない

¹⁹ ゼロトラストセキュリティの考え方について言及された文献等

1) NIST : 『NIST Special Publication 800-27 Zero Trust Architecture』 (2020年8月)

<https://csrc.nist.gov/publications/detail/sp/800-207/final>

2) Google : 『BeyondCorp』

3) Forrester : 『Zero Trust eXtended (ZTX) Ecosystem Providers』

4) 政府 CIO 補佐官等ディスカッションペーパー : 『政府情報システムにおけるゼロトラスト適用に向けた考え方』 (2020年6月、掲載期間 : 2022年6月)

https://cio.go.jp/dp2020_03

● 基本対策事項 (1)(b)「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティ手引き（チェックリスト）第3版（総務省）」について

① 対象

予算やセキュリティ体制等が必ずしも十分ではない中小企業等の担当者

② 概要

『テレワークセキュリティガイドライン（第5版）（総務省）』を補うものとして、中小企業等においても実現可能性が高く優先的に実施すべきセキュリティ対策を具体的に示している。本手引きの構成を表 3-1 2 に示す。また、テレワークの方式を 8 つの方式に整理し、対応する対策内容等を示している。²⁰

表 3-1 2 中小企業等担当者向けテレワークセキュリティ手引き（チェックリスト）第3版（総務省）の構成

構成	概要
早引きインデックス	テレワークセキュリティに関する疑問に対する本書の対応ページを示しています。
目次	本書の詳細目次です。
はじめに	本書の目的や想定読者像を明らかにした上で、全体構成及び活用方法を説明しています。
第1部	
1. テレワークの形態	業務を行う場所に応じた働き方の分類を示しています。
2. あなたのテレワーク方式はどれ？	テレワークの利用シーンを想定し、導入（または予定）しているテレワーク方式をフローチャートで確認できます。
3. テレワーク方式の全体概要	本書で取り扱うテレワーク方式の概要を解説しています。
4. テレワーク方式の解説	本書で取り扱う各テレワーク方式の詳細を解説しています。
第2部	
1. テレワークセキュリティ 対策チェックリスト	テレワーク方式ごとに、実施すべきセキュリティ対策項目を「チェックリスト」の形で示しています。
2. 対策チェックリストの設定例一覧	テレワークでよく利用される製品の設定・利用方法について解説した「設定解説資料」を紹介しています。
3. セキュリティ対策一覧	「チェックリスト」を一覧形式で示すとともに、それぞれのセキュリティ対策項目における想定脅威の詳細を示しています。
参考	

²⁰ 総務省 サイバーセキュリティ統括官室：『中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）（第2版）（令和3年5月）』
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

構成	概要
1. テレワーク環境を狙う脅威	テレワーク環境において想定される脅威について解説しています。
2. テレワークに有効なセキュリティ対策	テレワーク環境における脅威を回避するための効果的なセキュリティ対策について解説しています。
3. 知っておきたいキーワード集	テレワークセキュリティ対策チェックリストに登場するセキュリティ対策の重要なキーワードについて、図解を用いて詳しく解説しています。
4. 用語集	本書で用いている主な用語を解説しています。
5. リンク集	対策チェックリストを活用する上で参考となる文献や Web サイト等を示しています。
付録（別紙）	
従業員向けハンドブック	テレワークを行う従業員が常に反復して気を付けるべきことやもしもの時の連絡先等を記載しています。テレワークを実施する従業員に配布して活用してください。
緊急時対応カード(シール)	テレワークを行う従業員が困った際にどういった行動を最優先にすべきか記載しています。テレワークを実施する従業員に配布し、パソコン等のテレワーク端末に貼付して活用してください。

③ 活用に当たってのポイント

8つの方式（方式①会社支給端末・VPN／リモートデスクトップ方式、方式②会社支給端末・クラウドサービス方式、方式③会社支給端末・スタンドアロン方式、方式④会社支給端末・セキュアブラウザ方式、方式⑤個人所有端末・VPN／リモートデスクトップ方式、方式⑥個人所有端末・クラウドサービス方式、方式⑦個人所有端末・スタンドアロン方式及び方式⑧個人所有端末・セキュアブラウザ方式）に対応する対策内容について優先度を踏まえて活用すれば、比較的容易に自社のテレワーク対策が実施可能である。

3.1.4 内部犯行対策

要求事項

内部不正の防止や早期発見ができるよう対策を検討すること。

【基本対策事項】

(1) 内部不正への対応に当たって、以下の(a)を含む既存の基準等の活用が望ましい。

(a) 組織における内部不正防止ガイドライン（第5版）（経済産業省、IPA）

（解説）

● 基本対策事項(1)(a)「組織における内部不正防止ガイドライン（第5版）（経済産業省、IPA）」について

① 対象

全組織

② 概要

組織における内部不正の防止を主眼とし、その後の早期発見と拡大防止も視野に入れたガイドライン。図 3-5 に、本ガイドラインの構成と想定読者及び対策実施者の詳細を示す。

本ガイドラインの構成	想定読者	
	経営者	対策実施者
1章 背景	○	○
2章 概要	○	○
3章 用語の定義と関連する法律	○	○
4章 内部不正を防ぐための管理のあり方	○ ^{※1}	○
付録Ⅰ：内部不正事例集	—	②
付録Ⅱ：内部不正チェックシート	—	① ④
付録Ⅲ：Q&A 集	—	○
付録Ⅳ：他のガイドライン等との関係	—	③
付録Ⅴ：基本方針の記述例	○	○
付録Ⅵ：内部不正の基本5原則と25分類	○	○
付録Ⅶ：対策の分類	—	⑤ ⑥
付録Ⅷ：テレワークに係る対策一覧	—	○

※1：「4-1.基本方針」迄をご覧ください。

①～⑥については、図1をご覧ください。

<p>①所属する企業や組織の実態をチェックしたい。</p> <p>→ 付録Ⅱ「内部不正チェックシート」をご覧ください。</p> <p>上記のチェックシートには、関連する対策項目（4章の各項）を示していますので、対策できていない項目を参照し検討を進めてください。</p>	<p>②所属する企業や組織で発生するかもしれない具体的な事例に則して検討したい。</p> <p>→ 付録Ⅰ「内部不正事例集」をご覧ください。</p> <p>上記の事例集は、実際に発生した内部不正17例を記載するとともに、関連する対策項目（4章の各項）を示していますので、対策できていない項目を参照し検討を進めてください。</p>
<p>③所属する企業や組織で実施しているセキュリティ対策との差分を検討したい。</p> <p>→ 付録Ⅳ「他ガイドライン等との関係」をご覧ください。</p> <p>上記の付録Ⅳは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、営業秘密管理指針、個人情報の保護に関する法律等に、関連する対策項目（4章の各項）または、対策のポイントを示していますので、対策できていない項目を参照し検討を進めてください。</p>	<p>④所属する部署や部門で何を対策すべきかを知りたい。</p> <p>→ 付録Ⅱ「内部不正チェックシート」をご覧ください。</p> <p>上記のチェックシートには、対策を実施することが想定される部門や担当者に関連する対策項目（4章の各項）を示していますので、対策できていない項目を参照し検討を進めてください。</p>
<p>⑤所属する企業や組織の環境（情報機器やネットワークの利用）により何を対策すべきかを知りたい。</p> <p>→ 付録Ⅶ「対策の分類（1）環境別の対策」をご覧ください。</p> <p>上記の環境別の対策は、情報機器やネットワーク利用により、検討すべき対策項目をまとめています。所属する企業や組織の環境に応じて、必要な対策項目を参照し検討を進めてください。</p>	<p>⑥所属する企業や組織で発生するかもしれない不正行為の種類による対策のポイントを知りたい</p> <p>→ 付録Ⅶ「対策の分類（2）不正行為の種類別の対策」をご覧ください。</p> <p>上記の不正行為の種類別対策は、内部不正の事例を基に、不正行為の種類により、特に検討すべき対策項目をまとめています。早期発見、事後対策も含めています。各対策項目を参照し、検討を進めてください。</p>

図 3-5 組織における内部不正防止ガイドライン（第5版）（経済産業省、IPA）の構成と想定読者及び対策実施者の詳細

③ 活用に当たってのポイント

付録Ⅵ：内部不正防止の基本5原則と25分類（表3-13参照）を活用すれば、比較的容易に自社の内部不正関連規定を策定可能である。また、内部不正チェックシート（表3-14参照）を活用すれば、自組織の内部不正対策の状況を把握することが可能である。

表 3-13 付録 VI : 内部不正防止の基本 5 原則と 25 分類

基本 5 原則と 25 分類		対策例	主な対策項目
犯行を難しくする(やりにくくする) : 対策を強化することで犯罪行為を難しくする			
	対象の防御策を強化する	アクセス制御、パスワードポリシーの設定、退職者の ID 削除、セキュリティファイヤーによる PC 固定	(5)(6)(7)(9)(15)(24)
	施設への出入りを制限する	外部者の立ち入り制限、入退出管理	(8)
	出口で検査する	ノート PC 等の持ち出し検査、メールやネットの監視	(8)(10)(12)(18)(19)
	犯罪者をそらす	物理レベルに応じた入退制限	(8)
	情報機器やネットワークを制限する	未許可の PC/USB メモリの持ち込み禁止、SNS の利用制限、ホテル及び公衆の無線 LAN の利用制限	(11)(13)(16)
捕まるリスクを高める (やると見つかる) : 管理や監視を強化することで捕まるリスクを高める			
	監視を強化する	アクセスログの監視、複数人での作業環境、情報機器の棚卸し、モバイル機器の持出管理、入退室記録の監査	(6)(8)(9)(10)(12)(18)(19)(33)
	自然監視を支援する	通報制度の整備	(32)
	匿名性を減らす	ID 管理、共有アカウント廃止、台帳による持出し管理	(7)(9)(10)
	現場管理者を利用する	単独作業の制限	(29)
	監視体制を強化する	監視カメラの設置、機械警備システムの導入	(8)(12)
犯行の見返りを減らす (割に合わない) : 標的を隠す/排除する、利益を得にくくすることで犯行を防ぐ			
	標的を隠す (存在がわからない)	アクセス権限の設定、モバイル機器等の施錠保管、覗き見防止フィルムの貼付	(5)(6)(9)(16)(22)
	対象を排除する (存在をなくす)	データの完全消去、記録媒体等の物理的な破壊、関係者に開示した情報の廃棄・消去	(4)(9)(14)(24)
	所有物を特定する	情報機器及び記録媒体の資産管理	(9)
	市場を阻止する	警察への迅速な届出、(法制度対応)	(30)
	利益を得にくくする	電子ファイル・ハードディスク・通信の暗号化	(13)(14)(15)(16)

基本 5 原則と 25 分類		対策例	主な対策項目
犯行の誘因を減らす（その気にさせない）：犯罪を行う気持ちにさせないことで犯行を抑止する			
	欲求不満やストレスを減らす	公正な人事評価、適正な労働環境、円滑なコミュニケーションの推進	(21)(27)(28)
	対立（紛争）を避ける	公正な人事評価、適正な労働環境、円滑なコミュニケーションの推進	(21)(27)(28)(32)
	感情の高ぶりを抑える	公正な人事評価、適正な労働環境、円滑なコミュニケーションの推進	(27)(28)
	仲間からの圧力を緩和する	公正な人事評価、適正な労働環境、円滑なコミュニケーションの推進	(28)
	模倣犯を阻止する	再発防止策、（インシデントの手口の公表を慎重にする）	(31)
犯罪の弁明をさせない（言い訳させない）：犯行者による自らの行為の正当化理由を排除する			
	規則を決める	基本方針の策定、管理・運用策の策定、業務委託契約、就業規則	(1)(2)(17)(21)(22)(23)(25)(30)
	指示を掲示する	基本方針の組織内外への掲示、教育による周知徹底、	(1)(2)(20)(21)(22)
	良心に警告する	管理レベルの表示、誓約書へのサイン、持ち込み禁止のポスター	(3)(4)(11)(20)(21)(22)(23)(26)
	コンプライアンスを支援する	順守事項や関連法などの教育	(20)(21)(22)(25)(26)
	薬物・アルコールを規制する	（職場での飲酒禁止、重要情報所持時の飲酒制限）	-

表 3-14 内部不正チェックシート

No	内容
4.1. 基本方針	
(1)-①	内部不正の対策が経営者の責任であることを組織内外に示す「基本方針」を策定し、役職員に周知徹底していますか？
(1)-②	「基本方針」に基づき対策を実施するためのリソースが確保されるよう、必要な決定、指示をしていますか？
(2)-①	経営者は、内部不正対策の総括責任者の任命及び管理体制と実施策の承認を行っていますか？（ただし、経営者が組織全体に目が届く組織であれば、自ら内部不正対策の実施にあたり、管理体制を必ずしも構築する必要はありません。）
(2)-②	総括責任者は、基本方針に則り組織横断的な管理体制を構築し、実施策を策定していますか？
4-2-1. 秘密指定	

No	内容
(3)	重要情報を把握し、重要度に合わせて格付け区分し、取り扱い可能な内部者の範囲を定めていますか？
(4)-①	重要情報の作成者は、定めた格付け区分を選択し、その選択について上司等に確認を得ていますか？
(4)-②	重要情報を含む電子文書には、内部者が分かるように機密マーク等の表示をしていますか？
4-2-2. アクセス権指定	
(5)-①	情報システムを管理・運営する担当者は、利用者 ID 及びアクセス権の登録・変更・削除等の設定手順を定めて運用していますか？
(5)-②	情報システムを管理・運営する担当者は、異動又は退職により不要となった利用者 ID 及びアクセス権を、ただちに削除していますか？
(6)	複数のシステム管理者がいる場合は、情報システムの管理者 ID ごとに適切な権限範囲の割り当てを行い、相互に監視できるように設定していますか？ また、システム管理者が一人の場合は、ログ等により監視していますか？
(7)	情報システムでは、共有 ID や共有のパスワード・IC カード等を使用せず、個々の利用者 ID を個別のパスワード・IC カード等で認証していますか？
4-3. 物理的管理	
(8)	重要情報の格納場所や取り扱う領域等を物理的に保護するために壁や入退管理策によって保護していますか？
(9)-①	PC 等の情報機器や USB メモリ等の携帯可能な記録媒体は、盗難や不正持ち出し等がないように管理・保護していますか？
(9)-②	情報機器や記録媒体を処分する際には重要情報が完全消去されていることを確認していますか？
(10)	モバイル機器や携帯可能な記録媒体を外部に持ち出す場合には、持ち出しの承認及び記録等の管理をしていますか？
(11)	個人のモバイル機器及び記録媒体の業務利用及び持込を制限していますか？
4-4. 技術・運用管理	
(12)	モニタリングシステムが提供する AI 監視機能等（例：ふるまい解析機能）の有効性を評価していますか？
(13)	組織のネットワークは、重要情報を不正に持ち出し可能なファイル共有ソフトや SNS、外部のオンラインストレージ等の使用を制限していますか？
(14)-①	委託先等の関係者への重要情報の受渡しは、受渡しから廃棄迄を含めて管理していますか？
(14)-②	インターネット等の組織外を介す重要情報の受渡しでは、誤って関係者以外に渡ってしまうことも考慮し、暗号化等で保護していますか？
(15)	組織外部で利用・取り扱い可能な重要情報を限定し、重要情報や情報機器を保護していますか？
(16)	組織外で重要情報を用いた業務を行う際に、周囲の環境やネットワーク環境等を考慮して保護していますか？
(17)	委託する業務内容に応じたセキュリティ対策を契約前に確認・合意し、契約期間中にも契約通りにセキュリティ対策が実施されていることを確認していますか？
4-5. 原因究明と証拠確保	
(18)	重要情報へのアクセス履歴及び利用者の操作履歴等のログ・証跡を定めた期間に従って安全に保護していますか？（推奨）
(19)	システム管理者のアクセス履歴や操作履歴等のログ・証跡を記録して保存するだけでなく、そのログ・証跡の内容を定期的にシステム管理者以外が確認していますか？

No	内容
4-6. 人的管理	
(20)-①	すべての役職員に教育を実施し、組織の内部不正対策に関する方針及び重要情報の取り扱い等の手順を周知徹底していますか？
(20)-②	教育を定期的に繰り返して実施し、教育内容を定期的に見直して更新していますか？
(21)	従業員の行動や心身の状態のモニタリングの目的が、従業員の適正かつ健全な就業を支援し、従業員を内部不正から保護するためであることを、就業規則で広く周知していますか？
(22)	派遣労働者による重要情報の漏えい等の不正行為が発生しないように、派遣元と協力して、秘密保持義務を課していますか？
(23)	雇用の終了時に秘密保持義務を課す誓約書の提出を求めていますか？（推奨）
(24)	役職員の雇用終了時および請負等の契約先との契約終了時に、取り扱いを委託した情報資産のすべてを返却または完全消去し、情報システムの利用者 ID や権限を削除していますか？
4-7. コンプライアンス	
(25)	就業規則等の内部規程を整備し、正式な懲戒手続を備えていますか？
(26)	役職員に対して重要情報を保護する義務があることを理解させるために「秘密保持誓約書」等を要請していますか？
4-8. 職場環境	
(27)	公平で客観的な人事評価を整備するとともに、業績に対する評価を説明する機会を設ける等、人事評価や業績評価の整備を推進していますか？（推奨）
(28)	業務量及び労働時間の適正化等の適切な労働環境を整備するとともに、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境を整える等職場内において良好なコミュニケーションを組織全体で推進していますか？（推奨）
(29)	相互監視ができない環境における単独作業を制限し、単独作業には事前承認、事後確認等の手続きを定めていますか？（推奨）
4-9. 事後対策	
(30)	内部不正の影響範囲を特定するために、事象の具体的状況を把握するとともに、被害の最小化策や影響の拡大防止策を実施し、必要に応じて組織内外の関係者との連携体制を確保していますか？
(31)	内部不正者に対する処罰を検討し、内部不正の事例を内部に告知することを検討していますか？
4-10. 組織の管理	
(32)	内部不正と思わしき事象が発生した場合についての通報制度を整備し、通報受付を複数設置し、必要に応じて通報者の匿名性を確保していますか？
(33)	内部不正対策の項目を抽出し、定期的及び不定期に確認（内部監査等の監査を含む）し、確認した結果は、経営者に報告し、必要に応じて対策の見直しを実施していますか？

3.1.5 外部へのインシデント報告

要求事項

不具合等を含むインシデントが発生した際、必要に応じ、外部の組織に報告すること。

【基本対策事項】

- (1) 宇宙システムにおいてインシデントが発生した場合等、所管省庁等への届出、影響が出る組織・個人への通知等の対応が求められることがある。このため、表 3-15 を参考に、インシデント時に報告が必要となるステークホルダーを確認し、連絡フローを整理しておくことが望ましい。

(解説)

● 基本対策事項(1)「インシデント時に報告が必要となるステークホルダー」について

表 3-15 インシデント等の報告・相談先

場合	届出元	届出先	根拠となる法令・規程等	備考・参考 URL
【必須】 衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがない場合	衛星リモートセンシング装置使用者	内閣総理大臣 (内閣府)	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律 第 11 条 (故障時等の措置)	内閣府：『衛星リモートセンシング装置使用許可』及び「衛星リモートセンシング記録取扱認定」に関する申請受付について』 https://www8.cao.go.jp/space/application/rs/application.html
【必須】 人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがない場合	人工衛星管理者	内閣総理大臣 (内閣府)	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 第 25 条 (事故時の措置)	内閣府：『宇宙活動法に関する申請受付について』 https://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html

場合	届出元	届出先	根拠となる法令・規程等	備考・参考 URL
【必須】 電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他重大な事故が生じた場合	電気通信事業者	総務大臣 (総務省)	電気通信事業法 第 28 条 (業務の停止等の報告) 電気通信事業法施行規則 第 58 条 (報告を要する重大な事故)	総務省：『重大な事故の報告』 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/judai.html
【必須】 宇宙に関連するサービスが起因で重要インフラのサービスに支障が生じる場合	重要インフラ事業者	関係省庁 ※詳細は右記リンク参照	※詳細は右記リンク参照	内閣官房 サイバーセキュリティセンター：『重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針 (第 5 版)』 (2019 年 5 月) https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/shishin5rev.pdf (P23)
【必須】 契約上の報告義務等がある場合	被害組織	契約相手方	契約	-
【必須】 特定個人情報 (マイナンバー等) を漏えい等した場合	個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者等	個人情報保護委員会等	事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について (平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号)	個人情報保護委員会：『特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について』 (2021 年 3 月) https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/
【努力義務】 個人情報の漏えい等事案が発覚した場合	個人情報取扱事業者	個人情報保護委員会等	個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について (平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)	個人情報保護委員会：『漏えい等の対応 (個人情報)』 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/
【任意】 高等教育機関において情報セキュリティインシデントが発生した際、被害の深刻さによって	総務部門等	文部科学省	高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集 (2019 年度版増補)	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会：『高等教育機関における情報セキュリティポリシー策定について』 https://www.nii.ac.jp/service/sp/
【任意】 サイバー犯罪の被害にあったおそれのある場合	被害組織	各都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口	-	警察庁 サイバー犯罪対策プロジェクト：『都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口一覧』 https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

場合	届出元	届出先	根拠となる法令・規程等	備考・参考 URL
【任意】 機微技術（外国為替及び外国貿易法で輸出管理対象とされている技術等）の情報流出の懸念がある場合	被害組織	経済産業省 （サイバーセキュリティ課又は宇宙産業室）	最近のサイバー攻撃の状況を踏まえた経営者への注意喚起（経済産業省）	経済産業省 商務情報政策局サイバーセキュリティ課：『最近のサイバー攻撃の状況を踏まえた経営者への注意喚起』（2020年12月） https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201218008/20201218008-2.pdf 経済産業省 商務情報政策局サイバーセキュリティ課：『「昨今のサイバー攻撃事案を踏まえた注意喚起と報告のお願い」に対する報告結果及び「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業（いわゆる「サイバーセキュリティお助け隊）」の事業報告を踏まえた昨今の産業を巡るサイバーセキュリティに係る状況の認識と、今後の取組の方向性について』（2020年6月） https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200612004/20200612004-2.pdf
【任意】 標的型サイバー攻撃を受けたおそれのある場合	被害組織	IPA セキュリティセンター（サイバーレスキュー隊（J-CRAT））	-	独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『J-CRAT／標的型サイバー攻撃特別相談窓口』（2021年8月） https://www.ipa.go.jp/security/tokubetsu/ 独立行政法人情報処理推進機構：『サイバーレスキュー隊 J-CRAT（ジェイ・クラート）』（2021年6月） https://www.ipa.go.jp/security/J-CRAT/index.html
【任意】 コンピュータウイルス・不正アクセスの被害にあった場合	被害組織	IPA セキュリティセンター	コンピュータウイルス対策基準（経済産業省告示） コンピューター不正アクセス対策基準（経済産業省告示）	独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出について』（2021年8月） https://www.ipa.go.jp/security/outline/todokede-j.html 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『情報セキュリティ安心相談窓口』 https://www.ipa.go.jp/security/an shin/
【任意】 ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報を発見した場合	脆弱性関連情報の発見者	IPA セキュリティセンター	ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程（経済産業省告示）	独立行政法人情報処理推進機構：『脆弱性関連情報の届出受付』 https://www.ipa.go.jp/security/vuln/report/
【任意】 インシデント対応についての支援・相談を得たい場合	被害組織	JPCERT/CC	-	一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター：『インシデント対応依頼（JPCERT/CC）』（2018年11月） https://www.jpCERT.or.jp/form/
【任意】 ベンダーのサービスや保険等が活用できる場合	被害組織	契約相手方	契約	-

3.2 宇宙システム特有の対策

3.2.1 法令上求められる対策

衛星所有者	衛星運用事業者	地上局サービス事業者	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
-------	---------	------------	------------------	----------------	---------

要求事項

- (1) 関連する法令を遵守し、ライフサイクル全体を通して、適切な対応を行うこと。安全な宇宙の利活用を促進するため、宇宙産業に関連する以下の(a)から(c)の主要な法令に準拠することが求められる。
- (a) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
 - (b) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
 - (c) 外国為替及び外国貿易法

(解説)

● 要求事項(1)(a)「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」について

① 対象

人工衛星及びその打上げロケットの運用・管理等

② 概要

宇宙諸条約への対応と民間宇宙活動の進展の観点から、図 3-6 に示すとおり、人工衛星等の打上げに係る許可、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定、打上げ施設の適合認定、人工衛星の管理に係る許可及び損害賠償担保措置の承認等が定められている。各要求事項の法令体系は図 3-7 のように整理される。

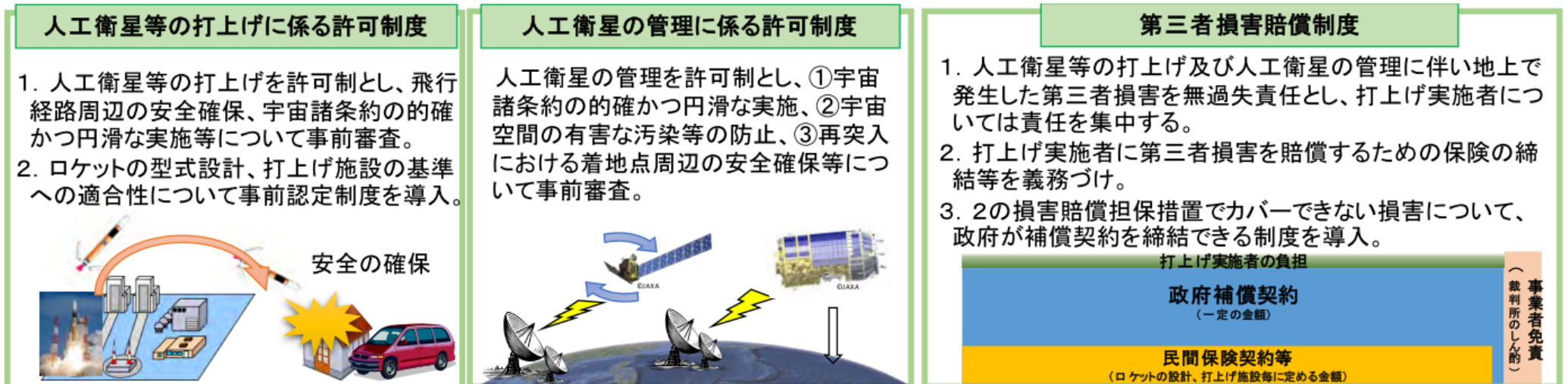


図 3-6 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の主な内容²¹

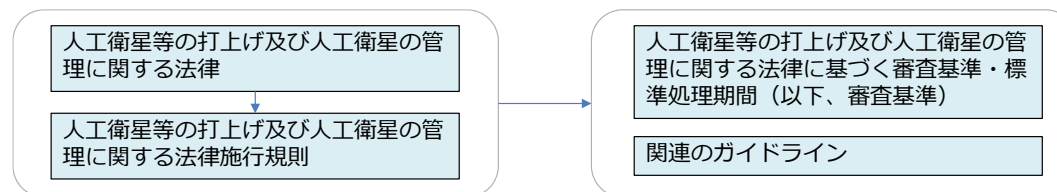


図 3-7 要求事項(1)(a)の法令体系

なお、審査基準の別表には、法律・施行規則の対応及び具体的な要求事項が記載されている。

²¹ 図出典：
内閣府 宇宙開発戦略推進事務局：『宇宙政策委員会 第65回会合 資料1』（2017年12月）
<https://www8.cao.go.jp/space/committee/dai65/gijisidai.html>

● 要求事項(1)(b)「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」について

① 対象

衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保持者

② 概要

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、図 3-8 に示すとおり、衛星リモセン装置の使用に係る許可制度、衛星リモセン記録保有者の義務、衛星リモセン記録を取り扱う者の認定等必要な事項が定められている。各要求事項の法令体系は図 3-9 のように整理される。²²

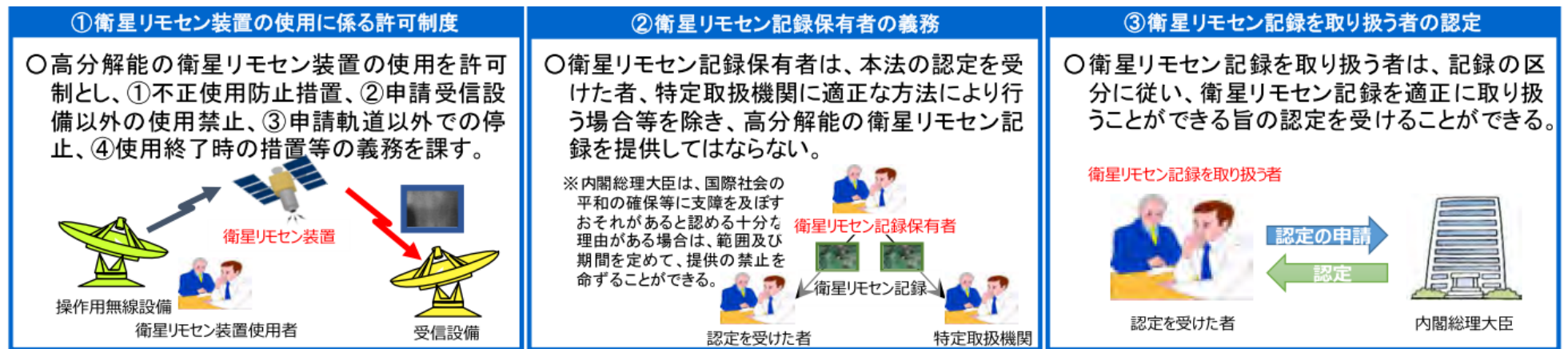


図 3-8 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の主な内容²³

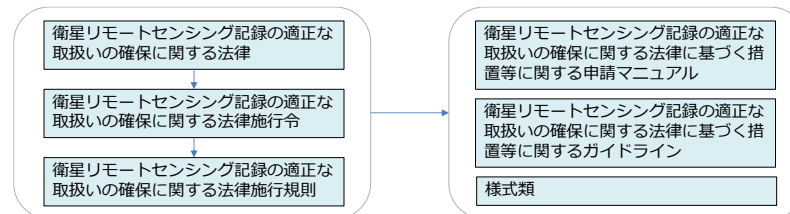


図 3-9 要求事項(1)(b)の法令体系

²² 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局：『「衛星リモートセンシング装置使用許可」及び「衛星リモートセンシング記録取扱認定」に関する申請受付について』

<https://www8.cao.go.jp/space/application/rs/application.html>

²³ 図出典：内閣府 宇宙開発戦略推進事務局：『宇宙政策委員会 第65回会合 資料1』（2017年12月）

<https://www8.cao.go.jp/space/committee/dai65/gijisidai.html>

施行規則にて、衛星リモートセンシング記録を取り扱う場合は、表 3-16 のセキュリティ要件を満たす必要がある。

表 3-16 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する施行規則の関連条文

第七条 法第六条第二号及び第二十条の内閣府令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる衛星リモートセンシング記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

※措置は区分（生データ及び標準データ）共通。

イ 組織的安全管理措置

- (一) 衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針を定めていること。
- (二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。
- (三) 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損発生時における事務処理体制が整備されていること。
- (四) 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。

ロ 人的安全管理措置

- (一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、法第五条第一号から第四号まで及び法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを確認していること。
- (二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、その業務上取り扱う衛星リモートセンシング記録についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていること。
- (三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。

ハ 物理的安全管理措置

- (一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備を明確にしていること。
- (二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じていること。
- (三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下この項において同じ。）には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講じていること。

ニ 技術的安全管理措置

- (一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百八十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。
- (二) 可搬記憶媒体の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。
- (三) 衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録していること。
- (四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること。
- (五) 衛星リモートセンシング記録を加工するときは、当該加工を適切に行うために必要な措置を講じていること。

● 要求事項(1)(c)「外国為替及び外国貿易法」について

① 対象

外国為替及び外国貿易法第25条第1項（表3-17参照）及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を取扱うもの

② 概要

法令等で定める特定技術を海外拠点等で管理する際等、許可を受ける必要が生じる場合がある。

表 3-17 外国為替及び外国貿易法の関連条文

第25条

第1項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

宇宙産業で特定技術に該当する可能性があるものとして、以下のもの等が考えられ、これらの取扱いに際しては、運用設計段階から十分な考慮の上、必要に応じて手続を行うこと。

- 人工衛星搭載用の姿勢制御装置
- 人工衛星搭載用のコマンド/テレメトリ・データ処理装置
- SAR（SAR観測衛星の場合）
- 上記の使用のために設計したプログラム 等

3.2.2 衛星本体

衛星所有者	衛星運用事業者	地上局サービス事業者	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
-------	---------	------------	------------------	----------------	---------

要求事項

衛星システム（本体及び RF 通信）に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。

【基本対策事項】

(1) 高いセキュリティレベルが求められる場合、以下の(a)から(f)の対策を実施することが望ましい。

- (a) RF 通信の保護
- (b) RF 通信のジャミング対策
- (c) 衛星実装機能の事前検証
- (d) 衛星搭載機器の脆弱性対策
- (e) 送受信データの完全性
- (f) サプライチェーンに対するセキュリティ対策

(解説)

● 基本対策事項(1)(a)「RF 通信の保護」について

RF 通信パラメータを周知していれば誰もが RF 通信情報を傍受可能であるが、暗号化と電子署名等の対策を施していれば情報漏えい、情報の改ざんは防止可能である。加えて、高いセキュリティレベルが求められる場合は、暗号化のみならずスペクトル拡散技術を組み合わせた情報漏えい防止対策がある。なお、アマチュア無線帯の利用、衛星本体のリソースの制約等 RF 通信の暗号化が困難な場合には、通信の改ざんを検知する電子署名、メッセージ認証等を組み込む等の対策がある。

衛星と地上局間の通信環境の可用性を確保するために、複数のアップリンクパス及びダウンリンクパスを用意する、複数のアクセスポイントを用意する、バックアップ局を用意する、複数のコマンド周波数を使用可能にする等のいずれか又は複数の対策がある。

暗号技術を用いる場合は鍵管理が重要である。暗号鍵方式の中で、特に共通鍵暗号方式（秘密鍵暗号方式、対称鍵暗号方式ともいう。）では鍵の配送方式が問題となる。加えてコンステレーション運用時等、複数の相手と通信を行う際には共通鍵暗号方式では複数の鍵管理に限界があるため、安全に単一の暗号鍵を共有する方式として公開鍵暗号方式がある。ただし、従来の宇宙ミッションシナリオの多くでは図 3-10 に示すポイント・ツー・ポイントの通信で相手が限定されるため、処

理速度の面から共通鍵暗号方式が推奨されている²⁴。

宇宙分野における暗号化についての参照情報として、CCSDS（Consultative Committee for Space Data System：宇宙データシステム諮問委員会）勧告の標準規格『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS』^{25,26}がある。また、暗号鍵管理についての参照情報として、CCSDS 勧告の標準規格『SYMMETRIC KEY MANAGEMENT』²⁷がある。

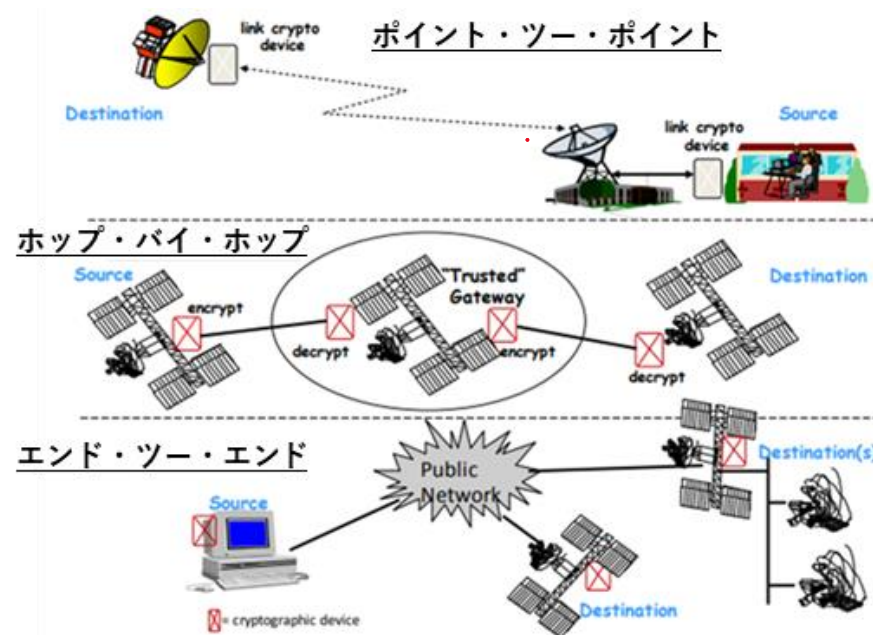


図 3-10 ポイント・ツー・ポイントとホップ・バイ・ホップ、エンド・ツー・エンドの通信形態における暗号化方式の比較²⁸

²⁴ CCSDS : 『SYMMETRIC KEY MANAGEMENT (DRAFT RECOMMENDED PRACTICE), CCSDS 354.0-R-1』 (2018年6月)

<https://public.ccsds.org/Lists/CCSDS%203540R1/354x0r1.pdf>

²⁵ CCSDS : 『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS (INFORMATIONAL REPORT), CCSDS 350.9-G-1』 (2014年12月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x9g1.pdf>

²⁶ CCSDS : 『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS (RECOMMENDED STANDARD), CCSDS 352.0-B-2』 (2019年8月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/352x0b2.pdf>

²⁷ CCSDS : 『SYMMETRIC KEY MANAGEMENT (DRAFT RECOMMENDED PRACTICE), CCSDS 354.0-R-1』 (2018年6月)

<https://public.ccsds.org/Lists/CCSDS%203540R1/354x0r1.pdf>

²⁸ CCSDS : 『THE APPLICATION OF SECURITY TO CCSDS PROTOCOLS (INFORMATIONAL REPORT), CCSDS 350.0-G-3』 (2019年3月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x0g3.pdf>

【参考 3.2.2-1】CCSDS 勧告の標準規格について

CCSDS は、1982 年に各国の宇宙機関により設立された宇宙データ通信システムに関わる国際標準化検討委員会で、宇宙データ通信システムの定義・規格化を進めている。CCSDS が作成した文書（推奨規格・推奨実践規範）に拘束力はないが、CCSDS が ISO（国際標準化機構）の宇宙データ通信分野の分科会の役割を担っていることから、それらの文書は発行後、自動的に ISO 文書化の審査・手続へと移行する。

CCSDS が作成する文書は、図 3-1 1 に示すように文書の種類と検討段階に応じて 9 色のブックカラーで分類されている。

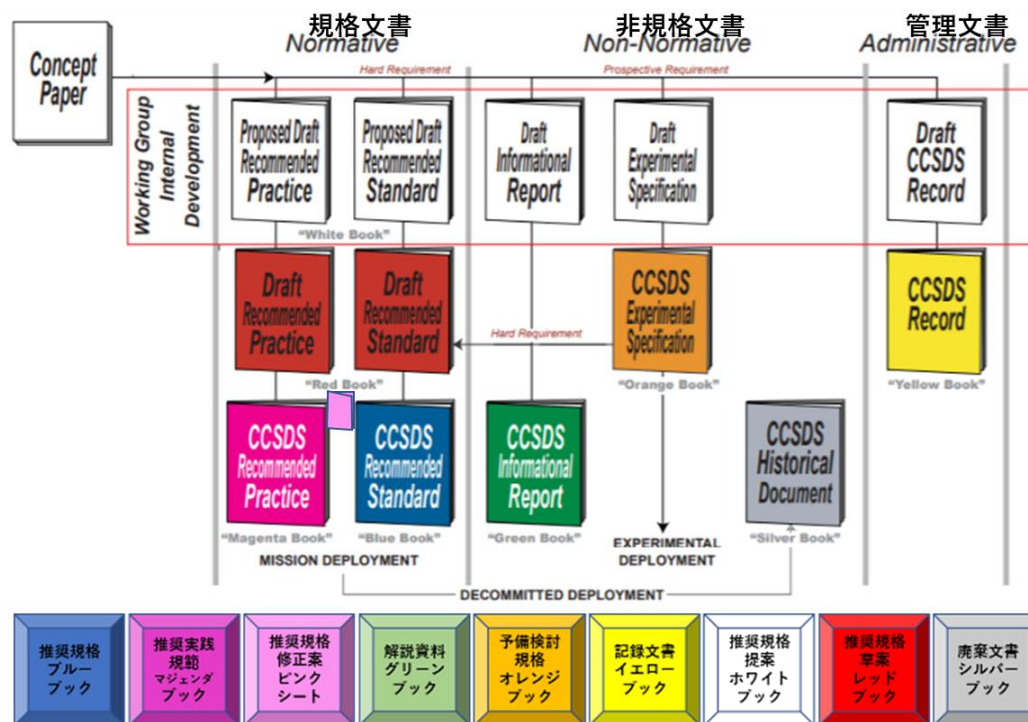


図 3-1 1 CCSDS の文書の分類^{29, 30}

²⁹ 宇宙航空研究開発機構 JAXA-CCSDS 事務局：『宇宙データシステム諮問委員会(CCSDS)「CCSDS 文書について」』

<https://stage.tksc.jaxa.jp/ccsds/docs/booktop.html> (2021/09/21 参照)

³⁰ CCSDS：『ORGANIZATION AND PROCESSES FOR THE CONSULTATIVE COMMITTEE FOR SPACE DATA SYSTEMS (CCSDS RECORD), CCSDS A02.1-Y-4』(2014 年 4 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/A02x1y4c2.pdf>

『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS』³¹では、機密性を確保するために、単一の共通鍵ブロック暗号である AES (Advanced Encryption Standard) の使用を推奨している。AES は、CCSDS のすべてのミッション及び地上システムでの使用が推奨される唯一の対称暗号アルゴリズムで、アルゴリズムの特定の動作モード (カウンターモード) と最小の鍵長 (128bit) を推奨している。

また、『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS』³²では、認証付き暗号化及び認証のための CCSDS 暗号セキュリティアルゴリズムに関する推奨事項を記載している。適切に実装された標準アルゴリズムを採用することで、安全な相互運用性を実現するとともに、セキュリティサービスを利用するミッションのコストを削減することができるとしている。しかし、CCSDS では OSI (Open Systems Interconnection) モデルのどのレイヤで暗号化アルゴリズムを使用すべきかを規定していない。『THE APPLICATION OF CCSDS PROTOCOLS TO SECURE SYSTEMS』³³に示されているように、宇宙通信のレイヤリングモデルの中には、暗号化アルゴリズムを採用できるレイヤが複数あり、ミッション環境に応じて (アルゴリズムをいつ、どこで、どのように実装し、使用すべきかを規定するものではなく、ミッションのセキュリティ要件とリスクアセスメントの結果に基づいて) 実施することを個々のミッション計画者に委ねている。また、複数の認証/統合アルゴリズムを用意することを推奨している。

● 基本対策事項(1)(b)「RF 通信のジャミング対策」について³⁴

衛星と地上局との間の RF 通信では、有線通信とは異なり、同じ (又は近傍の) 周波数で高い電力レベルを発する機器によって妨害 (ジャミング又は干渉) される可能性がある。使用している周波数に対して妨害されると、その RF リンク上の通信は中断され、衛星と地上局との間のテレメトリやコマンドの送受信ができなくなり、衛星からのデータ収集もできなくなる。その結果、データが完全に失われ、回復不能となる可能性がある。

また、地上でハウスキーピングデータを受信できず、衛星に対して直ちに対処しなければならない緊急事態が発生した場合には、衛星を失うことにもなりかねない。同様に、テレメトリを受信しても、コマンドのアップリンクが妨害されていると、衛星が失われることもある。

ジャミングに対抗するための技術にはスペクトラム拡散と周波数ホッピングがあるが、衛星の用途、規模、リソース制限等の理由からジャミング対抗技術を搭載できない場合、バックアップ局の用意、バックアップ用通信チャネルの用意 (衛星リソース制限の範囲内で実装可能なバックアップ用通信チャネルを用意して適宜

³¹ CCSDS : 『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS (INFORMATIONAL REPORT), CCSDS 350.9-G-1』 (2014 年 12 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x9g1.pdf>

³² CCSDS : 『CCSDS CRYPTOGRAPHIC ALGORITHMS (RECOMMENDED STANDARD), CCSDS 352.0-B-2』 (2019 年 8 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/352x0b2.pdf>

³³ CCSDS : 『THE APPLICATION OF SECURITY TO CCSDS PROTOCOLS (INFORMATIONAL REPORT), CCSDS 350.0-G-3』 (2019 年 3 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x0g3.pdf>

³⁴ CCSDS : 『THE APPLICATION OF SECURITY TO CCSDS PROTOCOLS (INFORMATIONAL REPORT), CCSDS 350.0-G-3』 (2019 年 3 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x0g3.pdf>

切り替えて運用)等の対策がある。

● 基本対策事項(1)(c)「衛星実装機能の事前検証」について

衛星に意図しない機能（衛星運用の妨害、ミッションデータの有害な改変、サービス妨害等の形でシステムに損害を与える可能性のあるあらゆる状況又はイベント）が組み込まれていた場合、ミッションの遂行が困難となるばかりか衛星を失う可能性がある。組込みリアルタイム・システムのソフトウェア開発プロセス自体が潜在的な脆弱性を含む場合がある。例えば、制御システムにバックドアなどの脆弱性を与えるために、開発プロセス中に悪意のあるコードが挿入される可能性がある。また、ソフトウェア開発者はしばしばシステムに再侵入して特定の機能を実行できるように、コードにトラップドアを導入することがある³⁵。こうしたソフトウェア開発プロセスに関連する潜在的な問題、リスク及び脆弱性については、『SECURITY THREATS AGAINST SPACE MISSIONS』³⁶で簡単に取り上げられている。以下にハードウェア及びソフトウェアの観点から事前検証方法について紹介する。

- 汚染されたハードウェア構成部品（隠された悪意のある機能、システムの不安定性、システムの損傷、望ましくないシステムへの影響等）の組み込み防止に対しては、サプライチェーンの信頼性検証、精査されたハードウェアサプライヤー、点検済みのハードウェア生産、ハードウェアの信頼性検証、ハードウェア機能性の分析等のセキュリティメカニズムがある。
- システムに組み込まれたソフトウェアの脅威（好ましくないイベント、システムへの損傷、他の脅威の有効化等）に対しては、受入テスト、IV&V（Independent Verification & Validation: 独立検証・有効性確認）、コードウォークスルー、自動コード解析、ランタイム・セキュリティ・モニタリング、ソフトウェア・パーティショニング（信頼できるコンピューティングベース）、サプライチェーンの信頼性検証等のセキュリティメカニズムがある。なお、IV&Vについての参考情報として、『IV&V ガイドブック【導入編】』（JAXA）³⁷がある。

OSS（Open Source Software）の利用に当たっては、以下に解説する『OSS の利活用及びそのセキュリティ確保に向けた管理手法に関する事例集』（経済産業省）³⁸、『共通脆弱性識別子 CVE 概説』（IPA）³⁹等の参考資料がある。

³⁵ CCSDS : 『RECOMMENDED PRACTICE FOR A KEY MANAGEMENT SCHEME (DRAFT RECOMMENDED PRACTICE), CCSDS 000.0-R-0』 (2007年9月)

https://cwe.ccsds.org/sea/docs/SEA-SEC/Draft%20Documents/Key%20Management_Magenta_Draft0_DE.pdf

³⁶ CCSDS : 『SECURITY THREATS AGAINST SPACE MISSIONS (INFORMATIONAL REPORT) , CCSDS 350.1-G-2』 (2015年12月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x1g2.pdf>

³⁷ 宇宙航空研究開発機構 : 『IV&V ガイドブック（導入編）Ver2.1』 (2018年6月)

https://stage.tksk.jaxa.jp/jedi/devel/ivv_project/guidebook/file/ivv_guidebook_1.pdf

³⁸ 経済産業省 商務情報政策局サイバーセキュリティ課 : 『OSS の利活用及びそのセキュリティ確保に向けた管理手法に関する事例集』 (2021年4月)

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210421001/20210421001-1.pdf>

³⁹ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター : 『共通脆弱性識別子 CVE 概説』 (2015年7月)

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/CVE.html>

- 『OSS の利活用及びそのセキュリティ確保に向けた管理手法に関する事例集』では、多くの企業が OSS を含むソフトウェアの管理手法、脆弱性対応等に課題を抱えている現状を踏まえ、参考になる取組を実施している企業に対するヒアリング等による調査により、選定評価、ライセンス、脆弱性対応、保守・品質保証、サプライチェーン管理、個の能力・教育、組織体制、コミュニティ活動の観点から OSS 利活用に係る課題が取りまとめられている。OSS に関わる脆弱性が判明した場合、その脆弱性に迅速かつ適切に対応することは、セキュリティを保つ上で大変重要となる。IPA（情報処理推進機構）及び JPCERT/CC（JPCERT コーディネーションセンター）によって運営されている「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」及び「JVN（Japan Vulnerability Notes）」は、これらの一連の対応を行うに当たり必要な情報をユーザーに提供している。3.1.5 外部へのインシデント報告を合わせて参照のこと。
- 『共通脆弱性識別子 CVE 概説』で紹介されている、共通脆弱性識別子 CVE（Common Vulnerabilities and Exposures）は、個別製品中の脆弱性を対象として、米国政府の支援を受けた非営利団体の MITRE 社が採番している識別子で、脆弱性検査ツールや脆弱性対策情報提供サービスの多くが CVE を利用している。個別製品中の脆弱性に一意の識別番号「CVE-ID（CVE 識別番号）」を付与することにより、組織 A の発行する脆弱性対策情報と、組織 X の発行する脆弱性対策情報とが同じ脆弱性に関する対策情報であることを判断したり、対策情報同士の相互参照や関連付けに利用したりできる。

● 基本対策事項(1)(d)「衛星搭載機器の脆弱性対策」について

サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合に伴い、フィジカル空間に点在する機器がサイバー攻撃の新たな対象となるリスクが顕在化している。事実、2016 年には固定された設定のルータやウェブカメラがマルウェア「Mirai」に感染し、感染した機器が発信源となり大規模な DDoS 攻撃が発生した。他にも「Bashlite」、「BrickerBot」、「Mirai」の亜種等のマルウェアが IoT 機器のセキュリティを脅かす事例は多く発生しており、IoT 機器の利用者に直接被害を与えるだけでなく、マルウェアに感染した機器を介してネットワークに接続している他の機器に対しても影響が及んでいる。そして、その影響はサイバー空間にとどまらず、フィジカル空間にまで及ぶ可能性がある。したがって、セキュリティ脅威に繋がりうる脆弱性が発見された場合には適切な対策が施されている。

軌道上の衛星搭載機器においても、その脆弱性を確認することが必要である。そのため、地上でフライト品と同等の機器に対する脆弱性診断を実施し、軌道上の衛星搭載機器で衛星サービスに影響を与える致命的な脆弱性が確認された場合には適切な処置が施される必要がある。

セキュリティ脅威に繋がりうる脆弱性の有無やセキュリティ対策の妥当性を確認する方法として、機器に対するセキュリティ検証及び組込ソフトウェアのセキュリティ検証の観点から以下に解説する。

- 機器に対する脆弱性の有無やセキュリティ対策にはセキュリティ検証が有効である。参考図書として、『機器のサイバーセキュリティ確保のためのセキュリテ

『セキュリティ検証の手引き』(経済産業省)⁴⁰がある。この手引書の本編及び別冊1・別冊2は、図3-12に示すとおり、機器開発プロセスにおける「検証」のフェーズに焦点を当て、検証において検証サービス事業者が実施すべき事項及び機器メーカーが検証依頼のために準備すべき事項等を整理している。加えて、別冊1及び別冊2では、機器に対する脅威分析手法についても示している。

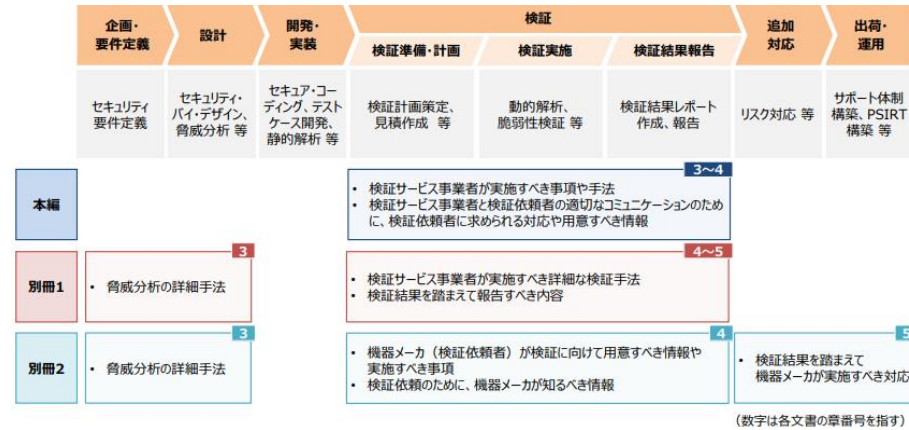


図 3-12 機器開発プロセスにおけるスコープ⁴¹

- 衛星搭載機器の組込ソフトウェアのセキュリティ検証⁴²の結果、搭載機器に組み込まれているプログラムに衛星サービスに影響を与える致命的な脆弱性やセキュリティホールが確認された場合、最新のセキュリティパッチ等を適用することが必要となる。脆弱性対策の参考情報として、『脆弱性対策の効果的な進め方 ツール活用編』(IPA)⁴³があり、オープンソースソフトウェアのVuls (Vulnerability Scanner)を活用した脆弱性対策の手順等を解説している。これは、Ubuntu、Debian、CentOS、Amazon Linux、RHELといったOSを対象としており、約370種のソフトウェアスキャンが数分で完了(IPA検証)する等、日々の脆弱性情報の収集時間を短縮できる。

衛星及びミッション機器には様々なソフトウェアがインストールされており、図3-13に示す対策フローを参考に、適切な脆弱性対策を行うことが必要である。脆

⁴⁰ 経済産業省 商務情報政策局サイバーセキュリティ課：『機器のサイバーセキュリティ確保のためのセキュリティ検証の手引き』(2021年4月)

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210419003/20210419003-1.pdf>

⁴¹ 引用：40に同じ

⁴² 独立行政法人情報処理推進機構：『脆弱性対策の効果的な進め方 ツール活用編』

<https://www.ipa.go.jp/topic/isec-technicalwatch-201902.html> (2021/09/22参照)

⁴³ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『脆弱性対策の効果的な進め方 ツール活用編～脆弱性検知ツールVulsを利用した脆弱性対策～』

<https://www.ipa.go.jp/files/000071584.pdf> (2021/9/22参照)

脆弱性対策を適切に行うためには、衛星及びミッション機器内にインストールされているソフトウェアを正確に把握し、最低限、表 3-18 に示す項目を一覧で管理することが必要である。

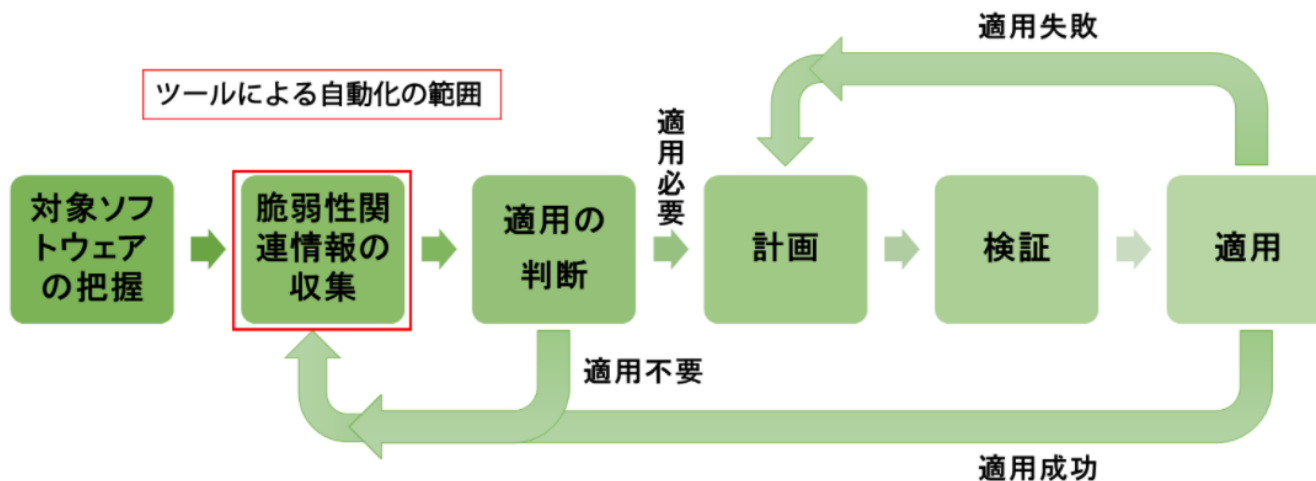


図 3-13 脆弱性対策のフロー（例）⁴⁴

表 3-18 対象ソフトウェアの管理項目⁴⁵

#	項目	備考
1	ソフトウェアの名称	-
2	ソフトウェアのバージョン	-
3	ソフトウェアのインストール方法 =最新のバージョンのインストール方法	【Linux サーバーの場合】 yum、rpm、ソースコードからコンパイル等 【Windows サーバーの場合】 インストーラ、実行ファイルの配置等
4	最新バージョンの提供サイト（URL）	最新バージョンの確認に利用するため#3のソフトウェアのインストール方法で代替できる場合は確認不要

⁴⁴ 引用：43に同じ

⁴⁵ 引用：43に同じ

● 基本対策事項(1)(e)「送受信データの完全性」について^{46,47}

宇宙ミッションに対する脅威には、能動的なものと受動的なものの 2 種類がある。能動的な脅威とは、脅威の発生源が一連の事象を開始し、積極的にシステムに干渉して脆弱性を利用しようとするものである。能動的な脅威、受動的な脅威及び対策の観点から以下に解説する。

能動的な脅威には、以下が含まれ、これらによって、衛星、地上システム及び通信システムに対して攻撃されることがある。

- 通信システムの妨害（サービス不能、可用性とデータの完全性の喪失をもたらす妨害）
- アクセス制御されているシステムに無許可のアクセスを試行
- 記録された正規の通信トラフィックを後から再生して、不正データを送信
- アクセス権を得るために、許可されたエンティティへのなりすまし
- ソフトウェアの脆弱性を利用
- データの不正な変更又は破損
- ウイルス、ワーム、分散型サービス拒否（DDoS）エージェント、キーロガー、ルートキット、トロイの木馬などの悪意のあるソフトウェア

一方、受動的な脅威は、脅威源がターゲット・システムを積極的に妨害する必要がなく、以下の攻撃等が含まれる。

- 通信リンク(ワイヤーライン、RF、ネットワーク)の盗聴による機密性の損失
- どのエンティティが相互に通信しているかを判断するためのトラフィック分析

こうした能動的・受動的な脅威に対して、衛星と地上局間での送受信データ（テレメトリ・データ、コマンド、更新プログラム、ミッションデータ等）の完全性を確保するため、以下のセキュリティ対策等がある。

- 不正コマンドからの保護については、地球局からアップリンクされた不正なコマンドや不正な更新プログラムが実行されないよう、識別するための認証機能が施される。
- 攻撃者等、意図しない送信元からの「なりすまし」に対しては、正しい相手やコマンドであることを識別するための認証機能が施される。ただし、複雑な識別子を使用した場合であっても、それだけでは、通信を傍受され再利用されるリプレイ攻撃には有効でないため、コマンドにタイムスタンプや認証されたメッセージカウンターの付加、送信した時刻を暗号化する等のいずれか又は複数の対策が施される。
- 正規の相手からの送信データが途中で「改ざん」されたことを検知するため、送信データに自己署名データを含める等の対策が施される。

⁴⁶ CCSDS : 『SPACE DATA LINK SECURITY PROTOCOL (RECOMMENDED STANDARD), CCSDS 355.0-B-1』 (2015 年 9 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/355x0b1.pdf>

⁴⁷ CCSDS : 『SECURITY THREATS AGAINST SPACE MISSIONS (INFORMATIONAL REPORT) ,CCSDS 350.1-G-2』 (2015 年 12 月)

<https://public.ccsds.org/Pubs/350x1g2.pdf>

- ・ 打上げ後の異常対応時や緊急対応時等を除き、定義外のタイムラインではコマンドが実行されないよう、コマンドのタイムライン（予定・前後関係）を定義する等の対策が施される。

● 基本対策事項(1)(f)「サプライチェーンに対するセキュリティ対策」について

近年では、新たなセキュリティリスクとして、サプライチェーンリスクへの懸念も出てきている。現在ではグローバルバリューチェーンと呼ばれる世界規模での分業体制が多く分野で見られる。この分業体制により、様々な製品が安く生産できるというメリットがあるが、一方で、様々な地域の多くの企業が生産等に関与することから、新たなリスクの要因ともなり得る。『情報セキュリティ 10 大脅威 2021』⁴⁸でも、企業向けの脅威の第 4 位としてこうした「サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃の高まり」が挙げられている。2019 年に策定された、「IoT・5G セキュリティ総合対策」⁴⁹においても、このようなリスクの例として、ICT の製品やサービスを製造・流通する過程における不正なプログラムやファームウェアの組込み、改ざんなどを挙げているほか、委託等の契約関係がある関係者のうち、サイバーセキュリティ対策が不十分な者が踏み台とされうることについても言及している。⁵⁰

こうした状況を踏まえ、宇宙産業においても衛星の調達から廃棄までのライフサイクルにおけるサプライチェーンリスクについて、自社は勿論のことビジネスパートナーや委託先も含めたライフサイクルの各フェーズにおけるサイバーセキュリティリスクの所在を把握したセキュリティ対策が必要である⁵¹。

サプライチェーンにおけるサイバーリスクに関するガイドラインには 3.1.1 で紹介したサイバーセキュリティ経営ガイドライン v2.0 があり、経営者が認識すべき 3 原則のひとつに「サプライチェーンのセキュリティ対策」、サイバーセキュリティ経営の重要 10 項目に「ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握」を盛り込んでいる。

国内外で発行されている、重要インフラ産業・大企業の調達活動（主として委託）を想定したサプライチェーンリスクに関する主要ガイドライン一覧は JCIC (Japan Cybersecurity Innovation Committee：日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会) コラム⁵²で参照できる。

図 3-1 4 に衛星の調達から廃棄までのライフサイクルと調達時のサプライヤーに対するセキュリティ要件を整理した。

⁴⁸ 独立行政法人情報処理推進機構、『情報セキュリティ（情報セキュリティ 10 大脅威 2021）』（2021 年 8 月 23 日）

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2021.html>

⁴⁹ 総務省, サイバーセキュリティタスクフォース『IoT・5G セキュリティ総合対策』（2019 年 8 月）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000641510.pdf

⁵⁰ 総務省, 『令和 2 年度情報通信白書（ICT 白書）～5G が促すデジタル変革と新たな日常の構築～』

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/02honpen.pdf>

⁵¹ 経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課：『サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0』（2017 年 11 月）

https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html

⁵² 一般社団法人日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会：『JCIC コラム サプライチェーンのサイバーリスクに関するガイドライン』（2020 年 1 月）

<https://www.j-cic.com/column/scr.html>

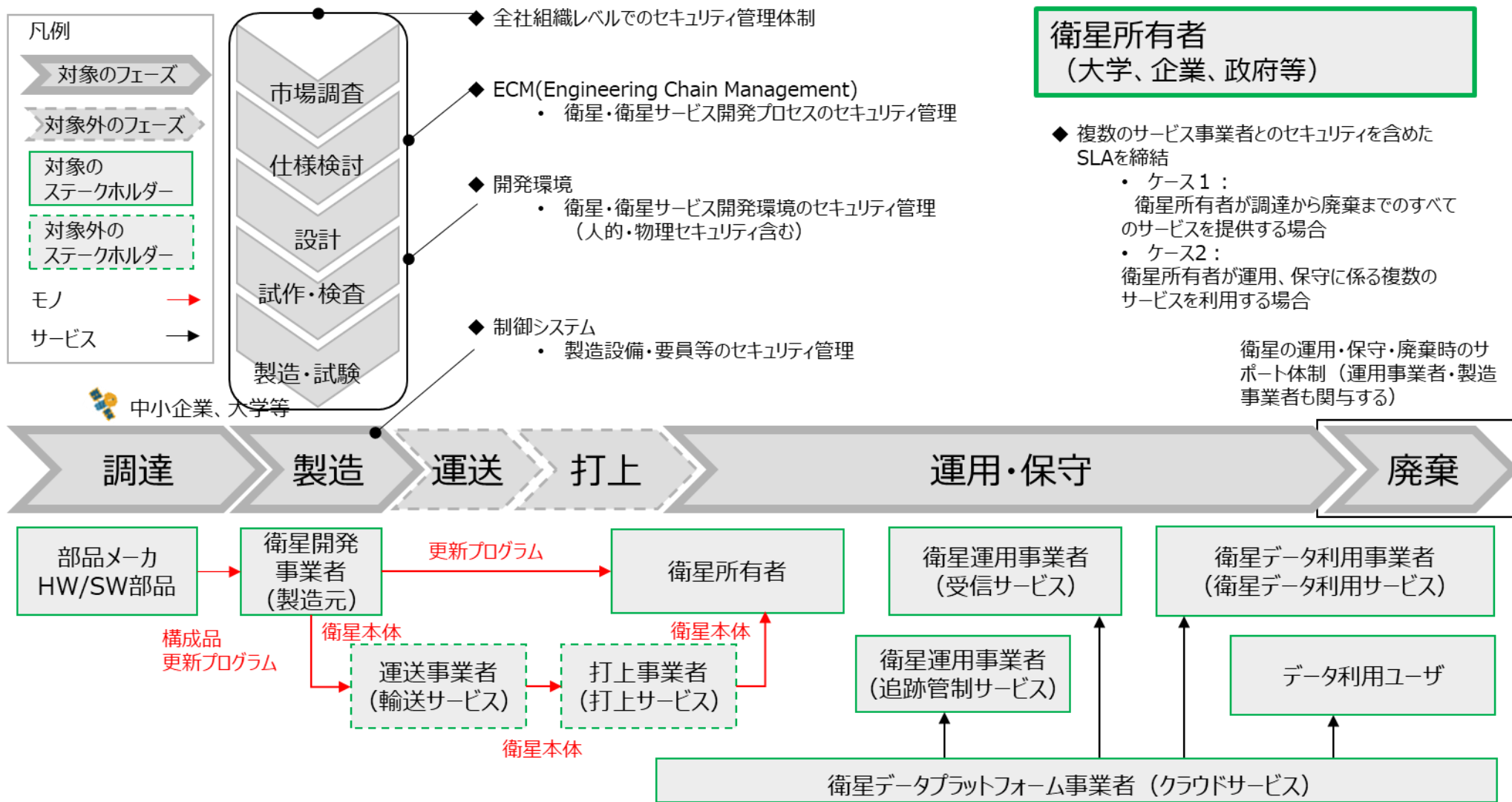


図 3-1 4 衛星のライフサイクルと調達時のサプライヤーに対するセキュリティ要件マッピング

(備考) 本ガイドラインでは、衛星の運送・打上フェーズは検討対象の範囲外であるが、衛星輸送中に衛星本体や衛星搭載機器等への改ざん等の攻撃が予想されるため、改ざん等の攻撃を検知するための耐タンパー性技術等が採用されている。

3.2.3 衛星運用設備

衛星所有者	衛星運用事業者	地上局サービス事業者	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
-------	---------	------------	------------------	----------------	---------

要求事項

衛星運用設備（追跡管制局、受信局、ネットワーク運用システム、ミッションコントロールシステム（衛星制御システム、軌道制御システムを含む））に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。

【基本対策事項】

(1) 高いセキュリティレベルが求められる場合、以下の(a)から(h)の対策を実施することが望ましい。

- (a) 設備の保護
- (b) 通信の保護
- (c) ジャミング対策
- (d) データの保護
- (e) 設備の検証と設備の脆弱性対策
- (f) 送受信データの完全性の確保
- (g) 外部サービスの利用
- (h) セキュアコーディング

(解説)

● 基本対策事項(1)(a)「設備の保護」について

追跡管制局	ネットワーク運用システム	受信局	ミッションコントロールシステム
-------	--------------	-----	-----------------

衛星のミッションコントロール等を実施する施設に対して、敵対的な組織（テロリスト、犯罪者、外国の諜報機関、破壊活動家、政治活動家、コンピュータ・ハッカー、商業的な競争相手等）や悪意あるインサイダー（不満のあるスタッフ、不誠実な保守要員、不誠実なシステム担当者、SNS 等で外部脅威者から影響を受けた内部協力者等）による物理的な攻撃、あるいは技術的にシステムを攻撃することなく、衛星を制御するために施設を制圧された場合、施設を喪失するだけでなく、ミッションの運用や提供されるサービスに直接影響を与える可能性がある。

地上システム（特に、衛星のミッションコントロールを実施する施設）の喪失は、データの喪失、タイムリーなデータへのアクセスの喪失、あるいはミッション全体の喪失につながる可能性がある。こうした地上施設への物理的攻撃に対しては、以下の対策等がある。⁵³

- 警備員の配備
- ゲートの設置
- 施設へのアクセスコントロール（取り扱う情報、取り扱うエリアの制限）
- 攻撃を受けた際のバックアップサイトの設置

外部からの不審者や権限のない職員等の侵入に対する備えとして、以下のいずれか、又は複数の対策が実施されている。

- 衛星運用設備のうち、追跡管制・受信を行う設備又はエリアへの立入り制限
- 衛星運用設備のうち、ネットワーク運用・ミッションコントロール等の衛星運用業務を行う設備又はエリアへの立入りを制限
- 衛星運用設備が不正利用されることを防ぐため、施錠、入退室記録又は入室検知といった対策
- 衛星運用設備が他の設備の一部に所在する場合には、当該設備の管理者との連絡手段と体制を確認・整備する対策
- 国内外の地上局（追跡管制局及び受信局）ネットワークの運用情報の漏えい・改ざんを防止するため、ネットワーク運用業務を取り扱うエリア及び情報システムを制限
- 国内外の地上局との通信経路・通信情報、格納データの暗号化機能を実装する対策

さらに、環境要因（火災・停電・その他自然災害等）による被害の予防対策（緊急時の衛星運用対応が必要な場合に備えた計画を策定）等が実施されている。

● 基本対策事項(1)(b)「通信の保護」について

追跡管制局

受信局

ミッションコントロールシステム

3.2.2 基本対策事項(1)(a)「RF 通信の保護」において解説したように、衛星の追跡管制・ミッションデータ等の受信・記録に際しては、改ざん・盗聴防止の観点から衛星との RF 通信の暗号化及び暗号化に用いる鍵の暗号化等が行われる。また、衛星の追跡管制を行い、指令を送るミッションコントロールシステムにおいては、暗号化に加えて利用できる従業員を限定する等の対策がある。加えて、拠点間通信では、改ざん・盗聴防止の観点から、専用回線又は暗号化されたネットワーク利用等の対策が実施される。

衛星運用設備の「通信の保護」については、以下に示すように衛星と地上局間の「RF 通信の保護」及び衛星運用設備の「拠点間通信の保護」がある。

⁵³ CCSDS : 『SECURITY THREATS AGAINST SPACE MISSIONS (INFORMATIONAL REPORT) ,CCSDS 350.1-G-2』 (2015 年 12 月)
<https://public.ccsds.org/Pubs/350x1g2.pdf>

衛星と地上局間の「RF 通信の保護」については、3.2.2 基本対策事項(1)(a)「RF 通信の保護」についての解説を参照すること。

衛星運用設備の「拠点間通信の保護」においては、以下の対策等がある。

- 改ざん・盗聴防止の観点から、専用回線又は暗号化されたネットワーク（相互認証による VPN（Virtual Private Network）・TLS（Transport Layer Security））等を利用する
- 拠点間通で不必要・想定外の通信が生じないように設計する
- ネットワークを分割し、ファイアウォールによって通信を制御する
- 後述の基本対策事項(1)(g)に記載する外部サービス等を利用する場合は、信頼のおけるゾーンとそうではないゾーンの境界を明らかにし、必要最低限の通信のみを外部と接続できる状態にする

また、衛星の追跡管制を行い、指令を送るミッションコントロールシステムにおいては、以下の対策等がある。

- 利用できる従業員を限定するため、ログイン等の認証機構、IP アドレス制限等のシステムへの接続を制限する
- 操作の記録を保管する
- 関連する設備、システムとの通信経路・通信情報、格納データに対する暗号化機能を実装する

● 基本対策事項(1)(c)「ジャミング対策」について



衛星と地上局（追跡管制・受信）との間の RF 通信では、ジャミング、あるいは干渉といった通信妨害を受ける可能性があるため、3.2.2 基本対策事項(1)(b)「RF 通信のジャミング対策」を参照のこと。

● 基本対策事項(1)(d)「データの保護」について



衛星運用及び地上局運用に関する重要なデータが破壊、改ざん、漏えいした場合、衛星運用に不具合を生じる可能性がある。また、後述の衛星データ利用設備やサービスに影響を与える可能性がある。

衛星運用設備及び無線局（受信局）の利用記録やハウスキーピングデータ（HK データ）、ミッションデータ、ミッションコントロールシステムのログ等を保護する上で、アクセスが限定される情報及び対策の観点から以下に解説する。

- ダウンリンクによって取得される衛星のハウスキーピングデータ（HK データ）、衛星のミッションデータといった情報は、アクセスが限定されるストレー

ジに保管する対策がある。また、衛星運用設備の利用記録、無線局の利用記録、ミッションコントロールシステムのログイン履歴・コマンド送信履歴等、衛星運用に関連する記録は、インシデント対応の観点から保管し、保護する対策がある。

- この際、必要に応じて、ストレージ暗号化又はファイル暗号化によるデータの保護を行う対策がある。

● 基本対策事項(1)(e)「設備の検証と設備の脆弱性対策」について

追跡管制局	ネットワーク運用システム	受信局	ミッションコントロールシステム
-------	--------------	-----	-----------------

衛星運用設備内のシステムに意図しない機能が実装されていた場合、ミッションの遂行が困難となるばかりか衛星を失う可能性がある。

衛星制御に悪影響を及ぼす可能性がある意図しない機能及び情報の漏えい・改ざん等につながる脆弱性やセキュリティホールが確認された場合、最新のセキュリティパッチ等を適用し、衛星運用設備内のシステムの脆弱性を解消する等の対策が実施される。そのための参照先は以下のとおりである。

- システムに意図しない機能が実装されていないことを確認する対策については、3.2.2 基本対策事項(1)(c)「衛星実装機能の事前検証」を参照
- 参考図書等については3.2.2 基本対策事項(1)(d)「衛星搭載機器の脆弱性対策」を参照

● 基本対策事項(1)(f)「送受信データの完全性の確保」について

追跡管制局	受信局
-------	-----

衛星運用設備内システムで送受信される情報が漏えいした場合、悪意のある攻撃者に悪用されミッションの遂行が困難になる可能性がある。また、衛星運用設備内システムでミッションデータが改ざんされた場合、後述の衛星データ利用設備の運用に悪影響を与える可能性がある。

送受信データ（テレメトリ・データ、コマンド、更新プログラム等）の完全性の確保、受信データ（ミッションデータ等）及びネットワークを介した外部記録装置に送信されるミッションデータ等の完全性を確保する対策として、地球局からの不正なコマンド送信や不正な更新プログラムのアップリンク防止及び受信データ（ミッションデータ等）の漏えい・改ざん防止等の観点から以下に解説する。

地球局から不正なコマンド送信や不正な更新プログラムのアップリンク防止については、以下の対策等がある。

- 緊急時対応を除き定義外のタイムラインではコマンドが実行されないよう、コマンドのタイムライン（予定・前後関係）定義衛星運用設備内のシステムに衛星制御に悪影響を及ぼすような意図しない機能が実装されていないことを確認する等の対策（3.2.2 基本対策事項(1)(c)を参照のこと。）
- コマンド送信前にコマンド計画の再評価やチェックツール（シミュレーター等）による確認の実施等の対策
- 過去の教訓事項等を踏まえた誤操作の起きにくいHMI（ヒューマンマシンインタフェース）に対応する等の対策

- 重要操作実行の際は特別な承認フロー（ワークフロー申請、複数承認者、書面を用いた指示等）を実施する等の対策
- 重要コマンドや更新プログラム等の送信の際の管制操作は2名以上で実施する等の対策

受信データ（ミッションデータ等）の漏えい・改ざん防止については、以下の対策等がある。

- ミッションデータの漏えい・改ざんを防止するため、外部記録装置への送信は専用回線、暗号化されたネットワークを利用する等の対策
- 受信局設備内に記録されるミッションデータ等の漏えい、改ざんを防止するため、ミッションデータ等を取り扱う情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の保管及び定期的な監視、ミッションデータ等へのアクセス状況（操作内容も含む）の監視等を実施する対策

備考：改ざん等対策の基本は自己署名であるため、送信データに自己署名データを含める対策を実装する対策等については、3.2.2 基本対策事項(1)(e)を参照のこと。

● 基本対策事項(1)(g)「外部サービスの利用」について



3.2.2 基本対策事項(1)(f)「サプライチェーンに対するセキュリティ対策」で解説したように外部サービス組織を狙ったサイバーセキュリティ事故が報告されている。

外部サービスを利用する場合は、サービス提供側が前述の基本対策事項(1)(a)～(f)に相当するセキュリティ対策等を実施している状況を確認する等の対策がある。

外部サービスの利用には、以下に示すように衛星運用設備サービス、パブリッククラウド及び地上局サービスの利用がある。

- 衛星運用設備サービスの利用

衛星運用設備の全部又は一部について、これらを運用するサービスを利用する場合については、当該サービスを提供する事業者とのサービスに係る契約において、「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則 第7条第2項」で定める安全管理措置に相当する措置及び「外国為替及び外国貿易法 25条」に関連して、衛星運用情報に係る情報を特定国等に所在する電子計算機に保存しないことに関する合意内容を契約相手方との SLA (Service Level Agreement) に含む等の対策がある。参考情報等については、3.2.1 法令上求められる対策を参照のこと。

- パブリッククラウドの利用

衛星運用設備のうち、データの全部又は一部の保存、若しくはソフトウェアシステムの全部又は一部の構築又は運用のためにパブリッククラウド等の外部サービスを利用する場合には、契約相手方における基本対策事項(a)～(f)で解説しているセキュリティ対策等の実施状況、又は FedRAMP Moderate レベル又は ISMAP レベル 2 相当の認証状況を確認する等の対策がある。

- パブリッククラウド利用者側の対策の確認手段としては、SLA 等の契約締結のほか、パブリッククラウド等が提出する SOC レポート等の IT コンプライ

アンスレポートの参照等の対策がある。

- 必要に応じ、ミッションデータの保護に際しては、パブリッククラウドのストレージ暗号化だけでなく、加えてファイル暗号化等の追加の対策を自ら行う等の対策がある。これらは、一般的なクラウド等の責任分解モデルに則り、自社のシステムに応じた対策を検討することである。
- 地上局サービスの利用
衛星運用設備のうち、衛星の追跡管制又はミッションデータ等の受信・記録を行う無線局の全部又は一部について、外部の地上局サービスを利用する場合には、契約相手方が基本対策事項(a)～(f)で解説しているセキュリティ対策等を実施していることを確認する等の対策がある。
 - 追加の対策として、RF 通信のための暗号鍵、VPN 等暗号化ネットワークの認証情報といった秘密情報は、これらの地上局サービス内で安全に利用できる保護措置として自ら行う対策がある。
 - サービス利用に当たり、サーバー、ネットワーク機器、変復調装置等、自らの機器を持ち込む場合には、事前にフロントパネルの施錠、不要ポートの閉塞、ストレージの暗号化を施してから持ち込む等の対策がある。

● 基本対策事項(1)(h)「セキュアコーディング」について

追跡管制局

ネットワーク運用システム

受信局

ミッションコントロールシステム

衛星や地上システム設備等においてはシステムメンテナンスやソフトウェアアップデート時にWEBアプリケーションが多用されており、外部からのリモートアクセスが可能であるため、適切なセキュリティ対策を講じることが求められる。WEBアプリケーションを含む民間宇宙システムの開発に当たってはセキュリティを考慮したセキュアコーディングに配慮し、保証要件に対してはどこまで対応するかを契約時に明確にする等の対策が必要とされている。参考情報として、『情報セキュリティIPAセキュア・プログラミング講座⁵⁴』、『情報システム開発契約のセキュリティ仕様作成のためのガイドライン⁵⁵』がある。

⁵⁴ 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター：『情報セキュリティ IPAセキュア・プログラミング講座』（2017年9月）

<https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programming/>

⁵⁵ 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 Software-ISAC：『情報システム開発契約のセキュリティ仕様作成のためのガイドライン』（2020年11月）

<https://www.softwareisac.jp/ipa/index.php>

3.2.4 衛星データ利用設備

衛星所有者	衛星運用事業者	地上局サービス事業者	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
-------	---------	------------	------------------	----------------	---------

要求事項

衛星データ利用設備に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。

【基本対策事項】

(1) 高いセキュリティレベルが求められる場合、以下の(a)から(f)の対策を実施することが望ましい。

- (a) 設備の保護
- (b) データの保護
- (c) 設備の検証と設備の脆弱性対策
- (d) 受信データの完全性の確保
- (e) 外部サービスの利用
- (f) セキュアコーディング

(解説)

衛星利用設備の機密性・完全性・可用性を確保するための参考図書には、品質管理として ISO 9001、ISO/IEC 27001、データ保護として NIST Cybersecurity Framework のサブカテゴリーのデータセキュリティ等がある。

● 基本対策事項(1)(a)「設備の保護」について

宇宙システム特有の対策はないが、衛星データ利用設備における機密性・完全性・可用性を確保するため 3.2.3 基本対策事項(1)(a)「設備の保護」を参照のこと。

● 基本対策事項(1)(b)「データの保護」について

宇宙システム特有の対策はないが、衛星データ利用設備における機密性・完全性を確保するため 3.2.3 基本対策事項(1)(d)「データの保護」を参照のこと。

- **基本対策事項(1)(c)「設備の検証と設備の脆弱性対策」について**

宇宙システム特有の対策はないが、衛星データ利用設備における機密性・完全性・可用性を確保するため3.2.3基本対策事項(1)(e)「設備の検証と設備の脆弱性対策」を参照のこと。

- **基本対策事項(1)(d)「受信データの完全性の確保」について**

宇宙システム特有の対策はないが、衛星データ利用設備における機密性・完全性・可用性を確保するため3.2.2基本対策事項(1)(e)「送受信データの完全性」及び3.2.3基本対策事項(1)(f)「送受信データの完全性確保」を参照のこと。

- **基本対策事項(1)(e)「外部サービスの利用」について**

衛星データ利用設備の開発・運用に当たっては、3.2.3基本対策事項(1)(g)「外部サービスの利用」を参照のこと。

- **基本対策事項(1)(f)「セキュアコーディング」について**

衛星データ利用設備の開発・運用に当たっては、3.2.3基本対策事項(1)(h)「セキュアコーディング」を参照のこと。

3.2.5 開発・製造設備

衛星所有者	衛星運用事業者	地上局サービス事業者	衛星データプラットフォーム事業者	衛星データ利用サービス事業者	衛星開発事業者
-------	---------	------------	------------------	----------------	---------

要求事項

衛星の開発・製造設備に対するサイバーセキュリティ対策を講じること。

【基本対策事項】

- (1) 衛星の開発・製造設備に対する対応に当たって、以下の(a)を含む既存の基準等の活用が望ましい。
 - (a) 工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン（経済産業省）

(解説)

● 基本対策事項(1)(a)「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン（経済産業省）」について

① 対象

工場における産業制御システム

② 概要

工場に対する対策を自ら企画・実行するに当たって参照すべき考え方やステップを「手引き」として示し、また、必要最小限と考えられる対策事項として脅威に対する技術的な対策から運用・管理面の対策を明記したもの。具体的には、「情報収集・整理」、「セキュリティ対策の立案」、「セキュリティ対策の実行・管理体制の構築」の3つのステップに基づく、セキュリティ対策の企画・導入のステップが提示されている。なお、工場の規模や機器・システムは千差万別であり、業界・業種ごとに実施すべき事項は異なるため、各ステップにおいて、個社や業界ごとに適した整理や考え方の定義を行うことが必要である旨が明記されている。

関連する参考図書として、IPA が提供する『重大な経営課題となる制御システムのセキュリティリスク 第3版』⁵⁶、JPCERT/CC が提供する『制御システムセキュリティ自己評価ツール（J-CLICS）』⁵⁷等がある。

⁵⁶ 独立行政法人情報処理推進機構：『重大な経営課題となる制御システムのセキュリティリスク 第3版』（2017年3月）

<https://www.ipa.go.jp/files/000058489.pdf>

⁵⁷ 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター：『制御システムセキュリティ自己評価ツール（J-CLICS）』（2017年4月）

<https://www.jpCERT.or.jp/ics/jclics.html>

コラム：工場一般の製造環境の設備について

(宇宙産業 SWG 委員 フォーティネットジャパン合同会社 OT ビジネス開発部 佐々木 弘志)

工場一般の製造環境の設備は、その生産に係る役割に応じて概ね3階層に分類される(図 3-15)。

- 制御情報ネットワーク
工場の生産管理や状態監視を行うサーバーがある。
- 制御ネットワーク
PLC (Programmable Logic Controller) や、DCS (Distributed Control System) などの制御機器がある。
- フィールドネットワーク
制御機器によって制御されるモータ、センサなどのフィールド機器がある。

これらの工場設備は、DMZ (Demilitarized Zone) と呼ばれるネットワーク分離のための層を介して、工場建屋内の事務室とつながっていることが多い。ただし、DMZ が存在しない場合もある。また、工場設備内のシステムは一般に次のような特徴がある。

- メーカーのサポートが終了したOSを搭載したパソコンがあることが多い。
- 通信に用いられるプロトコルが情報システムとは異なる。制御機器ベンダー固有の制御専用プロトコルも多く、通常の情報システムのネットワークセキュリティ製品の効果が低い。
- 情報システム部門ではなく、生産技術部門の管理下にあり、セキュリティ専任組織や担当者がいないことが多い。

したがって、工場設備のセキュリティ対策は、情報システムに比べると遅れており、十分にリスクが低減されていないことが多い。

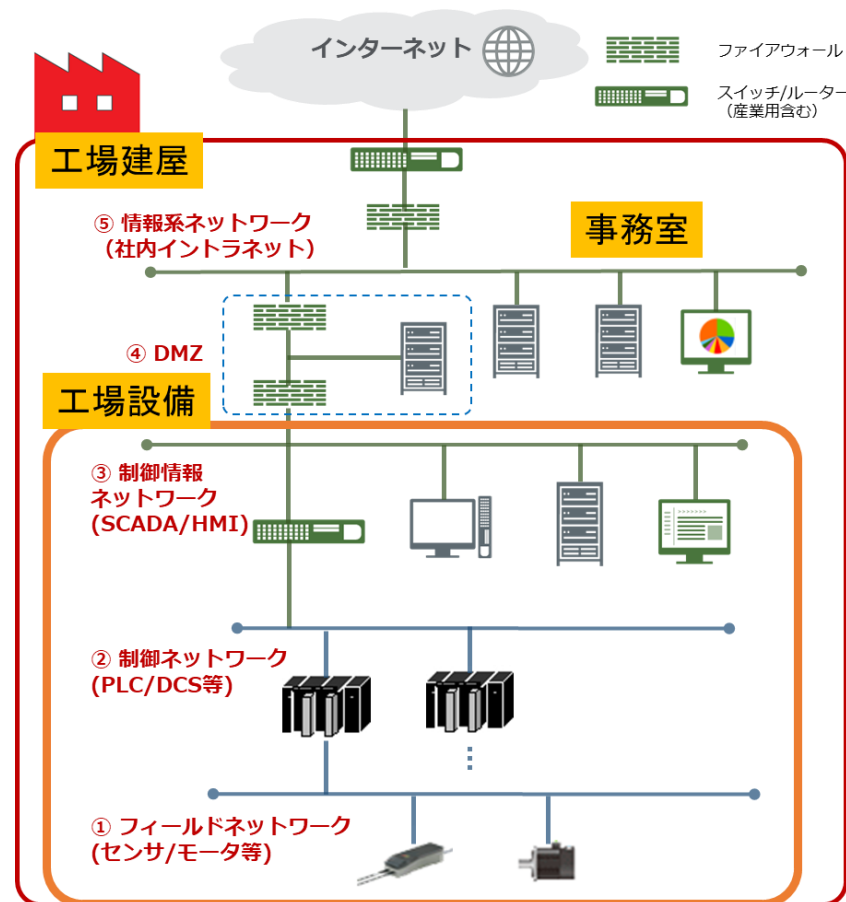


図 3-15 工場一般の製造設備のネットワーク図例

一方で、DXの進展に伴い、生産の効率化やリモートメンテナンスなどの目的で、IT技術の導入や、外部との接続が増えることでセキュリティリスクが増加している。実際、情報システムを狙ったランサムウェアが工場設備のシステムにまで感染が広がり、生産稼働が停止するなどのセキュリティ事故が発生している。

また、海外を中心に、サプライチェーンリスク低減のため、サプライヤーとその調達物のセキュリティ要件を規定する規制やガイドラインが策定されており、工場設備もその対象に含まれている。

このようなビジネス環境の変化により、工場設備へのセキュリティ対策の重要性が高まっており、国内でも多くの製造事業者が、工場設備のセキュリティ対策に

取り組み始めている。

工場設備のセキュリティ対策は、大きく以下の3つに分類される。

- 組織体制の構築
工場セキュリティ対策の責任組織の構築、情報システム部門との連携、工場セキュリティに関する人材育成、現場担当者の教育
- 運用手順の策定
工場設備のサイバー資産管理、工場設備のリスク分析実施、セキュリティポリシーの策定、サイバーセキュリティ要因のBCP及び事故対応手順書の策定
- 技術的な対策の導入
情報システムとのネットワーク境界防護、工場設備ネットワークの監視、端末へのウイルス対策導入

工場設備では、可用性を理由として、サポート切れや、セキュリティパッチが適用できないような端末を運用する必要があり、技術的な対策の導入が困難なことがあるため、組織体制、運用手順の対策と合わせて、リスクを低減することが肝要である。そのため、自組織の工場設備のリスクを把握した上での、総合的なセキュリティ対策の実施が求められるが、それを推進する人材が不足しているのが実情である。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）」では、制御システムに係るセキュリティ人材を育成するため、「中核人材育成プログラム」、「責任者向けプログラム」、「実務者向けプログラム」、「管理監督者層向けプログラム」などを提供しているため、参考にされたい。

URL : <https://www.ipa.go.jp/icscoe/>

コラム：開発環境のセキュリティについて

(宇宙産業 SWG 委員 技術研究組合制御システムセキュリティセンター研究開発部 吉松 健三)

製品やシステムの開発プロセスで構築した開発環境は、不具合対応などのため、再構築が必要な場面がある。

開発環境の再構築に当たっては以下の点に留意が必要。

- 開発環境の再構築の可能性が生じる期間は、製品やシステムの耐用年数を超える長い年数にわたる。
- 開発環境のわずかな違いでセキュリティ状態が大きく影響を受けてしまう可能性がある。

これらの点を考慮に入れつつ、開発環境について留意すべき3つの項目を以下に紹介する。

● コンパイラ

同じソースであってもコンパイラが違う⁵⁸と、生成されるバイナリコードが異なる場合がある。セキュリティ製品やシステムでは、バイナリコードがわずかでも異なると製品のセキュリティ状態への影響の可能性が高くなる。製品の不具合を修正する場合、開発時に利用したコンパイラと同じものを使うことで、ディグレードの可能性を減らすことができる。

● 第三者が提供するツール

固有のハードウェアに固有のソフトウェアをインストールした第三者のツールでは、ソフトウェアのアップグレードは可能だが、ダウングレードができない場合がある。例えば、ファジングなどのアクティブな自動検査ツールは、様々な開発や検査で使いまわされる過程でソフトウェアのバージョンが変わってしまうことがあり、その結果、開発環境の再構築をしようとした時に、開発時点でのバージョンのソフトウェアがインストールできないという問題が生じる場合がある。

第三者が提供するツールを利用する場合、開発環境の再構築時にソフトウェアのダウングレードを必要とする可能性の有無、及びダウングレードが必要な場合に利用するツールのダウングレードが可能であるか、注意して確認する必要がある。

● 独自のツール

開発環境として独自のツールを開発して利用する場合、そのツールの設計資料は構成管理され、ツールそのものも保管されている必要がある。しかし、開発終了後、長い年月を経た後に開発環境の再構築の必要性が生じた場合、独自のツールがうまく動作しなかったり、ツールそのものが見当たらなかったりする場合がある。この場合、ツールの設計資料により再度ツールを作成することになるが、当時の部品が手に入らない場合がある。互換性が保証された部品が手に入らない場合、新たなツールの設計が必要になる。このような状況の発生を考慮し、独自のツールを開発する場合には、製品の設計と同様に、ツールが満たすべき要求仕様を記載した文書を構成資料として管理することが望ましい。

⁵⁸ バージョンが異なるコンパイラも含む

4. 付録

4.1 用語の定義

用語	本ガイドラインにおける定義
C&C サーバー	外部から侵入して乗っ取ったコンピューターを利用したサイバー攻撃において、踏み台のコンピューターを制御したり命令を出したりする役割を担うサーバーコンピューターのことをいう。
DDoS	インターネット上の多数の機器から特定のネットワークやコンピューターに一斉に過剰な負荷をかけ、機能不全に追い込む攻撃手法をいう。
SQL インジェクション攻撃	インターネットの Web サイトなどの入力画面に対して、直接 SQL 命令文の文字列を入力することで、データベースに不正アクセスを行い、情報の入手や、データベースの破壊、Web ページの改ざんなどを行う攻撃をいう。
衛星運用設備	追跡管制局、受信局等の衛星運用を行う設備及びミッションコントロールシステム等の総称をいう。
衛星運用事業者	地上局（追跡管制局、受信局）を整備又は地上局サービス事業者を利用して軌道上の衛星の運用を行う事業者をいう。
衛星開発・運用事業者	衛星開発製造、衛星運用、廃棄を行う事業者をいう。衛星所有者が兼ねる場合もある。
衛星開発事業者	衛星システムの企画・開発・製造を行う事業者をいう。
衛星システム	科学衛星等の探査機、国際宇宙ステーションへ物資や宇宙飛行士を送る補給機及び測位、通信・放送、気象観測、地球観測を行う人工衛星等の総称をいう。
衛星所有者	衛星を調達し、衛星本体に責任を持つ者をいう。衛星所有者が衛星開発製造、衛星運用、衛星データ利用、廃棄まで全てを実施する場合や衛星運用等を衛星運用事業者等に委託する場合がある。
衛星データ利用サービス事業者	ミッションデータ処理システム、保存・検索システム、観測受付・データ配布処理システム等を整備し、データ利用者が衛星データの利用を容易にするためのサービスを提供する事業者をいう。
衛星データ利用設備	データ保存、データ処理、観測受付、データ配布等を行う設備の総称である。
衛星データプラットフォーム事業者	衛星データの保存・解析機能等を提供する企業で、データの横断的な連携や解析を可能にする事業者をいう。クラウドの形態でサービスを提供する事業者を含む。
衛星本体	衛星システムのうち、測位、通信・放送、気象観測、地球観測を行う個々の衛星をいう。本ガイドラインでは特に超小型衛星、小型衛星を主な対象としている。
開発・製造設備	衛星開発及び地上システム開発のための施設、設備、システム等の総称で、OT システム（FA システム）、IT システム（OA システム等）、検査設備等を含む。

用語	本ガイドラインにおける定義
キーロガー	パソコン利用者の意図に関わらず、利用者のキーボードでの操作を記録するソフトウェアをいう。
コンステレーション	同型、異型を問わず複数の衛星が連携・協調して動作することにより共通のミッションを遂行するための衛星運用形態である。
ジャミング	レーダーや通信のための電波を、電波によって妨害することをいう。
受信サービス	受信局を整備し衛星から送られてくるデータの受信等を代行するサービスをいう。
スプーフィング	自分以外のある特定の人物のふりをして、その人に成り代わって活動することをいう。
脆弱性	ソフトウェア等におけるセキュリティ上の弱点をいう。
設備	衛星運用、衛星データ利用、衛星開発・利用のためのファシリティ機能で、各設備にはシステム、サブシステムを含む。設備(Facility) >システム (System)>サブシステム (Sub-system)
ゼロデイ脆弱性	脆弱性のうち、ソフトウェアや機器の開発元等によって対策方法や修正プログラム等が提供されていないものをいう。
地上局サービス事業者	衛星運用に必要な追跡管制局、又は受信局を整備し、追跡管制サービス、又は受信サービスを提供する事業者をいう。
地上システム	衛星システムの打上、運用、データ利用、開発・製造を行うために地上に設置された設備及びシステムの総称で、ロケット打上設備、衛星運用設備、衛星データ利用設備、開発・製造設備等がある。
追跡管制サービス	衛星運用に必要な追跡管制局を整備し衛星の追跡管制を代行するサービスをいう。
データ利用ユーザー	事業あるいは研究の目的を達成するために衛星データを活用する企業ユーザー、個人ユーザー等をいう。
トロイの木馬	何らかの有用なソフトウェアを装って導入や実行を促し、起動すると利用者に気付かれないよう秘密裏にデータ漏洩や遠隔操作等の有害な動作を行うソフトウェアをいう。
バックドア	ソフトウェアやシステムの一部として管理者や利用者に気付かれないよう秘密裏に仕込まれた、遠隔操作のための接続窓口をいう。
ファジング	ソフトウェア等の製品に問題を引き起こしそうなテストデータを大量に送り込み、その応答や挙動を監視することで脆弱性を検出する手法をいう。
マルウェア	コンピューターの正常な利用を妨げ、利用者やコンピューターに有害な動作を行うソフトウェアをいう。
ラテラルムーブメント	企業や組織のネットワークに侵入したマルウェアが、OSの正規の機能を悪用して、内部の偵察や資格の窃取を行う攻撃手法をいう。
ランサムウェア	パソコン等の端末やサーバー上のデータを暗号化する等して使用不可にし、それらを復旧することと引き換えに身代金を支払うように促す脅迫メッセージを表示するウイルスをいう。
リプレイ攻撃	利用者の確認に用いられる認証データの送受信を盗聴し、得られたデータをそのまま用いてその利用者になりすます攻撃手法をいう。
ルートキット	攻撃ツールや盗聴ツール等の悪質なソフトウェアがパッケージングされたソフトウェアをいう。
ワーム	インターネット等を通じてコンピューターに侵入し、さらに他のコンピューターへの自身の複製を試み、有害な動作を行うソフトウェアをいう。

4.2 略語集

略語	英文	和文
ADCS	Attitude Determination and Control Subsystem	姿勢決定制御系
AIAA	American Institute of Aeronautics and Astronautics	米国航空宇宙学会
AOCS	Attitude and Orbit Control Subsystem	姿勢軌道制御系
ASAT	Anti-satellite Weapon	対衛星攻撃兵器
C&DH	Command and Data Handling	コマンド及びデータの取扱い
CAN	Controller Area Network	コントローラエリアネットワーク
CCCS	Canadian Center for Cyber Security	カナダサイバーセキュリティセンター
CCSDS	Consultative Committee for Space Data System	宇宙データシステム諮問委員会
CDI	Contexts and Dependency Injection	管理対象防衛情報
CI	Classified Information	機密情報
CIA	Central Intelligence Agency	中央情報局
CISA	Cybersecurity and Infrastructure Security Agency	サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁
CISO	Chief Information Security Officer	最高情報セキュリティ責任者
CNE	Computer Network Exploitation	コンピュータネットワークによる諜報活動
CMMC	Cybersecurity Maturity Model Certification	サイバーセキュリティ成熟度モデル認証
CNSS	Committee on National Security Systems	国家安全保障システム委員会
CPSF	Cyber Physical measures Security Framework	サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク
CRYPTREC	Cryptography Research and Evaluation Committees	暗号技術研究・評価委員会
CSEC	Communications Security Establishment	通信セキュリティ協会
CSF	Cybersecurity Framework	サイバーセキュリティフレームワーク
CUI	Controlled Unclassified Information	機密情報ではない重要情報
DFARS	Defense Federal Acquisition Regulation Supplement	防衛連邦調達規制補足
DHS	Department of Homeland Security	国土安全保障省
DIA	Defense Intelligence Agency	米国国防情報局
DL	Downlink	ダウンリンク（下り通信）
DMZ	Demilitarized Zone	非武装地帯
DoD	Department of Defense	米国国防総省

略語	英文	和文
DoDI	Department of Defense INSTRUCTION	国防総省要領
DOJ	Department of Justice	米国司法省
DSN	Deep Space Network	深宇宙通信情報網
ECM	Engineering Chain Management	エンジニアリングチェーンマネジメント
ESA	European Space Agency	欧州宇宙機関
FA	Factory Automation	ファクトリーオートメーション
FBI	Federal Bureau of Investigation	連邦捜査局
FedRAMP	Federal Risk and Authorization Management Program	米国政府機関におけるクラウドセキュリティ認証制度
FIPS	Federal Information Processing Standard	連邦情報処理規格
FISMA	Federal Information Security Management Act Federal Information Security Modernization Act	連邦情報セキュリティマネジメント法（～2014年） 連邦情報セキュリティ近代化法（2014年～）
FW	Firewall	ファイアウォール
GNSS	Global Navigation Satellite System	全球測位衛星システム
HW	Hardware	ハードウェア
IaaS	Infrastructure as a Service	IaaS（インフラストラクチャ・アズ・ア・サービス）
ID	Identification	識別子
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電気標準会議
IoT	Internet of Things	モノのインターネット
IPA	Information-technology Promotion Agency, Japan	独立行政法人情報処理推進機構
ISAC	Information Sharing And Analysis Center	情報共有分析センター
ISMAP	Information System Security Management and Assessment Program	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度
ISMS	Information Security Management System	情報セキュリティマネジメントシステム
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
IT	Information Technology	情報技術
IV&V	Independent Verification & Validation	独立検証及び妥当性確認
JAXA	Japan Aerospace Exploration Agency	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
J-CRAT	Cyber Rescue and Advice Team against targeted attack of Japan	サイバーレスキュー隊
JPCERT/CC	Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center	一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
NASA	National Aeronautics and Space Administration	米国航空宇宙局
NIST	National Institute of Standards and Technology	米国国立標準技術研究所

略語	英文	和文
NRO	National Reconnaissance Office	国家偵察局
NSA	National Security Agency	米国国家安全保障局
NSC	National Security Council	米国国家安全保障会議
NSD	National Security Directive	国家安全保障指令
NSTISSC	National Security Telecommunications and Information Systems Security Committee	国家安全保障通信及び情報システムセキュリティ委員会
OA	Office Automation	オフィスオートメーション
OS	Operating System	オペレーティングシステム
OSA	Orbital Security Alliance	オービタルセキュリティアライアンス
OSS	Open Source Software	オープンソースソフトウェア
OT	Operational Technology	オペレーショナルテクノロジー
PaaS	Platform as a Service	PaaS (プラットフォーム・アズ・ア・サービス)
PC	Personal Computer	パーソナルコンピュータ
PNT	Positioning, Navigation and Timing	測位、航法、時刻
RF	Radio Frequency	無線周波数
SaaS	Software as a Service	SaaS (ソフトウェア・アズ・ア・サービス)
SDR	Software-Defined Radio	ソフトウェア無線
SLA	Service Level Agreement	サービス品質保証
SP	Special Publication	特別刊行物
SPD	Space Policy Directive	宇宙政策指令
SW	Switch	スイッチ
SW	Software	ソフトウェア
SWG	Sub Working Group	サブワーキンググループ
TT&C	Telemetry, Tracking and Command	テレメトリ、トラッキング及びコマンド
UL	Uplink	アップリンク (上り通信)
USSF	United States Space Force	米国宇宙軍
VPN	Virtual Private Network	仮想専用線
VSAT	Very Small Aperture Terminal	超小型地球局
WG	Working Group	ワーキンググループ

4.3 本ガイドライン作成について

本ガイドラインは2020年度～2022年度に実施した経済産業省『令和2年度サイバー・フィジカル・セキュリティ対策事業（宇宙産業におけるサイバーセキュリティ対策に関する調査）』、『令和3年度産業経済研究委託事業（宇宙産業におけるサイバーセキュリティ対策に関する調査）』及び『令和4年度サプライチェーン・サイバーセキュリティ対策促進事業（産業分野別のセキュリティガイドライン等の整備）』の各事業成果をもとに、以下に示す有識者会合における議論を通じてとりまとめられたものである。

関連有識者会合

	有識者会合名称	設置期間	開催数
イ	産業サイバーセキュリティ研究会ワーキンググループ1（制度・技術・標準化）宇宙産業SWG	2021年1月14日～	5
ロ	産業サイバーセキュリティ研究会ワーキンググループ1（制度・技術・標準化）宇宙産業SWG作業部会 コアメンバー会議	2021年2月15日～	6
ハ	産業サイバーセキュリティ研究会ワーキンググループ1（制度・技術・標準化）宇宙産業SWG作業部会	2021年2月15日～	2

2022年7月21日現在

有識者会合委員一覧

対象者名 （敬称略）	所属 （2022年5月現在）	参加会合（上表イからハ）		
		イ	ロ	ハ
鹿志村 修	一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構（JSS） 衛星観測事業本部 本部長	●		
小山 浩	三菱電機株式会社 電子システム事業本部 主席技監	●		
片岡 晴彦	株式会社 IHI 顧問（元防衛省航空幕僚長）	●		
木下 仁	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンター セキュリティ対策推進部脆弱性対策グループ 主任研究員	●	●	●
栗原 聡文	東北大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻宇宙ロボット研究室 准教授 NPO 法人大学宇宙工学コンソーシアム（UNISEC） 理事長	●		
坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 常務理事	●		
佐々木 弘志	フォーティネットジャパン合同会社 OT ビジネス開発部部長 シニア・セキュリティ・アドバイザー CISSP	●	●	●
名和 利男	株式会社サイバーディフェンス研究所 専務理事・上級分析官	●		
丸山 満彦	PwC コンサルティング合同会社 パートナー	●		
満永 拓邦	東洋大学情報連携学部情報連携学科 准教授 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）産業サイバーセキュリティセンター専門委員	●		
吉松 健三	技術研究組合制御システムセキュリティセンター（CSSC）	●	●	●

対象者名 (敬称略)	所属 (2022年5月現在)	参加会合 (上表イからハ)		
		イ	ロ	ハ
粟津 昂規	スカイゲートテクノロジズ株式会社 代表取締役		●	●
上杉 謙二	PwC コンサルティング合同会社 テクノロジーコンサルティング ディレクター		●	●
永島 隆	株式会社アクセルスペース 上席研究員		●	●
國母 隆一	株式会社アクセルスペース エンジニアリング本部 衛星サービス自動化グループ長		●	●
小出 祐輔	株式会社 Synspective 情報セキュリティ管理責任者		●	●
高橋 康夫	三井物産セキュアディレクション株式会社		●	●
田中 洋吏	三菱電機株式会社電子システム事業本部 鎌倉製作所 宇宙技術部 セキュリティ技術課 課長		●	●
仁尾 友美	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) セキュリティ・情報化推進部セキュリティ統括課 課長			
濱田 剛	株式会社アークエッジ・スペース 東京大学空間情報科学研究センター 特任教授		●	●
平松 敏史	株式会社パスコ衛星事業部システム技術部 部長		●	●
三好 弘晃	日本電気株式会社社会基盤ビジネスユニット 主席技師長		●	●
合田 知善	日本電気株式会社 航空宇宙・防衛ソリューション事業部門 宇宙システム統括部 プロフェッショナル		●	●
ハについては上記メンバー以外に以下の関係者が参加： 一般財団法人リモート・センシング技術センター、宇宙技術開発株式会社、株式会社アストロスケールホールディングス、株式会社 ALE (エール)、株式会社日立ソリューションズ、キヤノン電子株式会社、さくらインターネット株式会社、スカパーJSAT 株式会社、日本スペースイメージング株式会社 (JSI)、富士通株式会社、マカフィー株式会社				
オブザーバ	内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 内閣官房 内閣衛星情報センター 総務省 文部科学技術省 防衛省 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)			
事務局	経済産業省製造産業局宇宙産業室 三井物産セキュアディレクション株式会社公共事業部宇宙・防衛グループ (令和2年度、令和3年度) 株式会社三菱総合研究所 (令和4年度)			